

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺
家わけ六

題
字

土 鹿
屋 児
佳 島
照 県
照 知
事

解題

本書には『旧記雑録拾遺 家わけ六』として鹿児島県内外所在の旧・現蔵を含め二九家の文書を収録した。文書の伝存には一群或は一点毎に歴史があり、その一々について解明の必要もあろうが、既刊の伊地知季安・季通編の『旧記雑録』を補完する一連の仕事として未収載の文書はもとより、収載済のものも特にまとまって刊行普及しているものを除き、あらためて家別に一括掲載することとした。掲載順はすべてを網羅しているわけではないので便宜上あいうえお順とし、それぞれについては成巻順とした。以下収録文書につき家毎に概略説明を加えておこう。

因に総点数は一一三一点、『旧記雑録』前・後編、附録収載分五五一点、未収分五八〇点である。

有馬文書

有馬文書は鹿児島大学附属図書館所蔵文書である。曾於郡財部町大川原有馬家旧蔵文書で、有馬家は薩摩国宮里郷郡司の系統である川田家（紀姓、宮里氏、権執印氏同族）と縁戚関係にあったところから、川田家廃絶の後、その相伝文書を長く伝来したのである。内容はほとんど宮里郷の所領関係のもので、載録分六〇点中『旧記雑録』所収分は四点、他は未収録で鎌倉・南北朝期のものが大半をしめる。

『鹿大史学』一一・一三号に拙稿「有馬家文書」(一)・(二)の紹介がある。

有村文書

有村文書は大口市里有村周雄氏所蔵文書であるが、本書では東京大学史料編纂所所蔵の影写本より採録した。同本奥付には「薩摩国伊佐郡大村有村隼人所蔵、明治三十七年十一月影写了」とある。天正十年の連歌写一点と

島津義久書状二点（何れも『旧記雑録』採録済）と根占作左衛門尉書状写外坪付・覚書等一六点（うち一点『旧記雑録』採録済）の三部からなり、それぞれの奥書に安政三年十二月、新納久仰の有村隼治宛の家蔵文書を一覽し袂装の上返却するので珍藏すべき旨を記している。内容は近世初期の有村氏関係のもので大口地頭新納氏との親近関係を示すものが多い。

太秦文書

太秦文書は現在鹿児島大学附属図書館所蔵文書で、すでに『旧記雑録拾遺 家わけ一』祢寝文書の中で収録した大口市市来家旧蔵祢寝文書と共に同家旧蔵文書で、以前は熊本県人吉市蔵本又蔵氏蔵本であった。牛屎郡司の子孫で相良氏に仕え、同一族の羽月氏を号した家の文書である。護良親王令旨・後醍醐天皇論旨等があるが、写本が半ばをしめる。『熊本県史料 中世編五』に「牛屎院文書」として掲載されている。

大迫文書

大迫文書は鹿児島市明和四丁目海江田健五郎氏所蔵で、現在鹿児島歴史資料センター黎明館寄託文書である。東京大学史料編纂所所蔵の影写本の奥付によれば「薩摩摺宿郡山川村大迫吉蔵氏所蔵、大正十年八月影写了」とある。一二点のうち八月二十七日付の島津義弘書下一点以外は『旧記雑録』未収文書。近世初期の海外貿易史料として早くから注目されてきた文書である。本書月報に徳永和喜氏の関説論文があるので参照されたい。

岡元文書

岡元文書は鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵文書である。兵庫県川西市岡元葵氏旧蔵文書で、岡元家は中世入来院領主入来院氏の庶家であり、入来院氏二代明重の六子静重を初祖とする。朝河貫一原編の『入來文書』に岡元千代夫氏所蔵文書「岡元家文書」として二巻他四八点（一卷三五点、二巻写一二点、他一点）の文書が掲載

されているが、その後二巻写の文書の原本が入架したため、本書では成巻順を改め編年順として一括載録、文書写は文書題のみ掲げることとした。『旧記雑録』収録文書は四一点で未収は八点である。なお『鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵品目録(Ⅱ) 文書』に岡元家文書目録並びに写真、解説文が掲載されている。

加治木島津家文書

加治木島津家文書は始良郡加治木町飯屋、島津家所蔵文書である。内容は島津義弘書状及び写が六卷二〇通(重複分三通)、伊集院久族書状等一綴九通で、前者は東京大学史料編纂所、昭和六年四月作成の影写本「大隅加治木島津男爵家文書」に収録されているが、後者は未採録である。前者については紙背に符箋、貼紙のあるものが多く、それには「写 引合済 二見八介」「承応三年八(九)月写 引合済 段右衛門」等の朱書がみられるから、恐らく近世初期に藩史局の手で書写されたのであろう。名宛は宰相(広瀬氏、義弘後夫人)とあるのが九点、家久とあるのが四点、名宛はないが宰相宛と思われるもの四点である。宰相は家久の生母であり、慶長十二年二月、夫に先立って病没した。義弘の夫人及び家久ら子女への情愛がこれらの書状にうかがわれる。年未詳であるが、恐らく天正十九年から慶長三年に及ぶ頃のものであろう。『旧記雑録』には大部分が収録済。後者は義弘死後、加治木島津家創設期(慶長末年より寛永末年に至る)の史料として、就中藩宿老伊勢貞昌の書状が多く注目されよう。何れも『旧記雑録』未収の文書である(一九六六年採訪の際の写真による)。

『鹿児島県史料拾遺(Ⅷ)』に拙稿「加治木島津家文書」がある。

川田文書

川田文書は鹿児島大学附属図書館所蔵文書で鹿児島市川田家旧蔵文書。川田氏は源姓比志島氏の庶家で満家院(郡山町)川田名名主、薩摩国御家人で、早くから島津氏の家臣となり活躍、近世には惣領家の比志島氏ともど

も家老職を勤めるなどした。中世文書としては成卷文書一卷（一六六）と包紙入の島津頼久讓状他書状七点があるが、前者は大半が比志島文書の抜抄書写かと思われるのに対し、後者はすべて川田氏宛の原文書と思われる。

『旧記雑録』未収のものは三点である。

『鹿大史学』一五号に拙稿「川田家文書」の紹介がある。

岸良文書

岸良文書は東京大学史料編纂所所蔵の「明治十三年九月以岸良兼養藏本謄写」とある原名「岸良古文書并系譜」によった。原文書の所在は不明。岸良氏は島津莊大隅方肝付郡弁済使伴（肝付）氏の一族で岸良村弁済使職を世襲した。系図を除く文書六点はすべて『旧記雑録』に収録済。系図によれば兼員（阿姓）の子兼基は岸良左近将監を号したとある。その子が得房丸（全阿）と兼村（阿姓）で、兼村の子孫が岸良氏を称することになる。同文書は『旧記雑録拾遺 家わけ二』「新編伴姓肝属氏系譜」にも岸良内蔵丞家藏文書として採録されている。

霧島神宮文書

霧島神宮文書は始良郡霧島町田口、霧島神宮所蔵文書であり、もと同宮別当寺霧島山錫杖院華林寺旧蔵文書、現在は鹿児島県歴史資料センター黎明館に寄託されている。同文書は東京大学史料編纂所所蔵の影写本（昭和六年十月）「霧島神宮文書」に一卷二〇通が採録されており、『日向古文書集成』にも永禄六年の島津貴久願文をはじめとして七通の文書が載録されている。本書ではまず一卷二〇通を収載、次に伊勢貞昌書状等一卷七通を収載した。なお『旧記雑録』には全点収録済。

『鹿児島県史料拾遺（Ⅷ）』に拙稿「霧島神宮文書」がある。

黒岡文書

黒岡文書は東京大学史料編纂所所蔵の影写本「黒岡帯刀氏所蔵文書」による。黒岡家は豊州島津家の支流で、初祖季久から七代目の久賀の子久元から分立する。同本奥付に「鹿兒島県士族黒岡帯刀所蔵、明治三十六年五月影写」とあり、一号文書の元禄二年永泰寺宛島津久邦・島津久元連署書状写には「明治二十年四月鹿兒島県士族黒岡帯刀蔵本ヲ写ス」の注書が記されている。二号から三五号までの文書は文明十八年二代忠廉の飢肥・櫛間一円領知の島津忠昌宛行状をはじめとして豊州島津家歴代の文書写であり、日明貿易関係の内容のものが多く、『旧記雑録』収録のもの七点。三六号以下は久元の子仲休（忠雄）が元禄十二年正保地図改正の幕命に依じて提出した島津家文書中の関係文書写であることが、その注書によって判明する。

桑幡文書

桑幡文書は始良郡加治木町原住、現在大阪府箕面市船場西の桑幡元兼氏所蔵の鹿兒島県歴史資料センター黎明館寄託文書である。桑幡氏は中世薩摩国牛屎院院（郡）司の後裔で、近世に至って牛屎（大口市）の地名は牛山から大口に変っているが、氏名も牛屎院郡司が秦姓であるところから桑幡と改めたのであろう。前出太秦文書とは同系統の文書であるが、それらがすべて『旧記雑録』未収であるのに対して本文書は「加治木桑波田氏蔵書」或は「牛屎文書」として悉く収録されている。著名な古代末期の安元元年の右近衛府牒、並びに同三年の右近衛府政所下文の二巻は共に鹿兒島県有形文化財（古文書）に指定されている。相撲人大秦元光の郡司職・名主職をめぐる他の豪族領主との係争史料は古代末期の激しい在地における動きを示すものとして重要である（石母田正氏「内乱期における薩摩地方の状況について」未来社刊『古代末期政治史序説』下所収）。他の一卷も文治三年から建武四年に至る間の大秦（牛屎）氏宛の下知状、催促状等案で同氏の活躍を示す史料として注目されよう。

『鹿兒島県文化財調査報告書』一一所収拙稿「桑幡文書」、鹿兒島大学法文学部紀要『文学科論集』三号に同「薩

摩国御家人牛屎・篠原氏について」がある。

国分文書

国分文書は日置郡松元町入佐、国分啓子氏所蔵文書で、現在鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託文書である。国分家は惟宗姓、中世、薩摩国国分寺留主職を世襲、同様に新田八幡宮執印職を世襲した執印氏と同族で鎌倉幕府御家人でもあった。近世、鹿児島城下士として推移、相伝文書を格護して来たのである。同文書は現在地に移る以前、東京都杉並区阿佐谷にあり、昭和五十五年、その一部が東京大学史料編纂所に譲渡され、残余の分が現存のものと考えられる。中に「国分氏古文書」の題僉のある一巻には承久二年の天満宮国分寺重牒他五通の文書が収載されており、何れも『旧記雑録』未収の原文書である。また「惟宗姓国分氏古文書」と題僉のある巻物に二点の文書が収録されているが、その一点建武四年の国分友重契約状も『旧記雑録』未収の原文書である。次に「国分氏古文書」上・下の二巻は順序が逆になっているが、上は三四点の文書写、下は三七点の文書写からなり、併せて正中二年七月廿五日の鎮西下知状に集約される形で国分寺領の支配権確立にかかわる一連の相論関係文書が配列されていることがわかる。恐らく原文書をもとにかなり早く且つ正確に冊子として書写集成されていたのであろう。『旧記雑録』はこれらをもとに一々の文書を分散収載したものであると思われる。その他「惟宗姓国分氏系図」を数点掲載した。なお東京大学史料編纂所所蔵の「国分文書」については山口隼正氏の「中世薩摩国分二寺の伽藍と嫡流国分氏」（『日本中世史論攷』所収）の発表があり、とくに建保二年の国分寺損色注文を全文紹介された意義は大きい。

『鹿児島中世史研究会報』四四に同「中世薩摩国分寺の伽藍と国分氏の墓所」及び『国指定史跡薩摩国分寺跡環境整備事業報告書』に拙稿「中世薩摩国分寺・国分氏関係文書」、「鹿大史学」三七号に同「中世薩摩国分寺・国

分氏関係文書補説」がある。

志々目文書

志々目文書は鹿児島大学附属図書館所蔵文書である。揖宿郡喜入町麓志々目家旧蔵文書で内容は島津莊大隅方大禰寝院（大根占町、鹿屋市の一部）志々女村（鹿屋市獅子目）弁濟使職を世襲した藤原姓富山氏一族の相伝文書。志々目氏（富山氏を改名）は中世末、大隅の豪族肝付氏の家臣となり、近世初め同氏が喜入領主となるに及んで、その家中士として喜入に居住した。最初の紹介者は恵良宏氏（現皇学館大学教授）。相伝文書目録によれば諸文書三三通、島津氏発出文書一四通の計四七通とあるが、現存するものは系図、重複分を除き二九通、うち諸文書一六通、島津氏発出文書一三通である。後者は藩当局に提出後、写が返付されたものと思われる。『旧記雑録』にはこのうち一〇点が収録されているが、他は未収である。

『鹿大史学』一四号に拙稿「志々目家文書」の紹介があり、また『鹿児島女子大学研究紀要』一五卷二号に同「志々目家文書の再考察」がある。

調所氏家譜

調所氏家譜は東京大学史料編纂所所蔵。乾坤二冊本。表紙裏に島津家編集所図書、大正十二年二月二十日の受入印あり。内題「藤原姓調所氏家譜」巻一は鎌足より恒房まで、巻二は二世恒親より十四世敦恒まで（以上乾）。

巻三は十五世貞恒より十九世恒房まで、巻四は十九世恒房より二十二世恒□まで（以上坤）。さて系図の最末尾に「廣郷初名恒篤」との記載があれば幕末財政改革で著名となった調所廣郷代に「調所氏家譜」は作成されたものと考えられる。調所氏は中世、大隅国在庁官人で調所職兼主神司職を世襲、国務に当り、また守護所被官の立場にもあったから、その関係で天喜二年の神名帳や建治二年の石築地配符、弘安十年の宮侍守公神結番等の重要

文書を伝え、家譜に載録したのであろう。原文書の伝わらない現在、その史料的价值は高い。『日記雑録』はこれらを何れも調所氏譜から採録しているのである（全体では収録分八二点、未収二四点）。

『日本歴史』一五九号に拙稿「調所氏寸考」があり、調所氏家譜抄が「地誌備考」に収録されている旨のべている。

大慈寺文書

大慈寺文書は曾於郡志布志町の禅刹大慈寺相伝の文書である。大慈寺は臨済宗妙心寺派の寺院で興国元年建立、開山は玉山玄提、明治初年廃仏毀釈でいったん廃寺となったが、間もなく再興した。原文書は現在重要文化財に指定されているもの等一部を除き失われ、「文政十三年寅六月改 古御文書写 二巻之内 但式拾遺也」の表書のある旧卷子本（現在は一通宛別々になっている）と「元禄十年丑二月十六日 御文書写留帳 五十六通」の表紙上書のある冊子本とが残されている。両者の内容は一通以外ほとんど重複するが、後者が花押をすべて在判としているのに対し、前者は多く花押を写しているところから後者の写ではなく、原本によったものと思われる。南北朝期の畠山直顕、島津氏久、楡井頼仲の寄進状等があり、当時の教二院付近の在地状勢を示す史料としても注目されよう。なお『日記雑録』には一三点が収録され、四四点が未収である。

『鹿児島県史料拾遺（X）』に「志布志大慈寺文書」、『鹿児島県中世史研究会報』七に山口隼正氏「畠山直顕と大慈寺―大慈寺文書写の貴重性について―」があり、また『宮崎県史 史料編 中世二』にも県外所在史料として「大慈寺文書」が全点収録されている。

種子島文書

種子島文書は東京大学史料編纂所所蔵で影写本「種子島男爵家文書」である。同本には「鹿児島市高麗町十七番

地男爵種子島時望氏所蔵 昭和六年五月影写了」の奥付がある。種子島家は中世以来多称島地頭北条（名越）氏代官肥後氏として、つづいて種子島島主種子島氏として近代に至る。『旧記雑録拾遺 家わけ四』では同家相伝の「種子島家譜」を採録した。なお本文書の原本は第二次世界大戦末期の鹿児島空襲で罹災焼失している。内容は中世末から近世初めにかけての文書二七点で何れも種子島支配関係のもの、種子島島主時代から島津氏服属下の時代に移行する間の史料である。『旧記雑録』収録のもの二二点、未収五点であるが、「種子島家譜」との関係でいえば応永二年の沙弥時栄（種子島時充）讓状他六点が未収である。

『鹿児島県文化財調査報告書』二一・二二に拙稿「種子島文書」(一)・(二)がある。

千竈文書

千竈文書は出水郡長島町指江千竈家徳氏所蔵文書である。内容は鎌倉末、嘉元四年の讓状三通の他、南北朝期のもの五通、室町期のもの三通、それに慶長十三年の高尾野衆知行名寄帳、同十九年の知行目録一通の他、系図、断簡若干通である。また近世、相伝文書をもとに作成したと思われる清水盛富の千竈系図序がある。千竈氏の本貫は尾張国、鎌倉中期、河辺郡地頭職を島津氏に代って相承した北条氏（得宗家）の被官として地頭代となり、併せて承久の乱の際、京方として一旦所職を失った平姓河辺郡司に代って同郡郡司職を兼帯し、幕府滅亡後も同郡の在地領主として活躍し、中世末から近世初めにかけて河辺郡を離れて高尾野に移り、さらには長島指江に転じたものと思われる。時家讓状にみられる河辺十二島、及びそれ以南の島々の記載は数少ない中世南島史料として注目されよう。すべて『旧記雑録』未収の文書である。

『鹿児島県史料拾遺（X）』拙稿「長島千竈文書」、『年報中世史研究』一八号に小田雄三氏「嘉元四年千竈時家処分状について―得宗・得宗被官・南島諸島―」がある。

寺尾文書

寺尾文書は鹿児島大学附属図書館所蔵文書である。薩摩郡入来町麓寺尾家旧蔵文書で、寺尾家は中世入来院領主入来院氏（渋谷氏）の庶家で入来院氏初代定心の子重経にはじまる。本領相模国吉田庄内渋谷内寺尾を家名としたが、薩摩国に下向、入来院内塔原郷（樋脇町）地頭職を与えられ相伝した。その後子孫に惣庶間の係争がおこり、その関係史料や在地経営を示す史料等が注目される。『旧記雑録』には五点が収録され、残り四一点は未収であるが、朝河貫一原編の『入来文書』にはすべて収録済である。

寺師文書

寺師文書は大口市寺師家旧蔵文書で現蔵者は千葉県前田紀代氏、現在は大口市教育委員会に寄託されている。天正廿年十一月十二日付寺師源三郎宛島津義久袖加判町田久倍領地目録をはじめとする知行目録類と近世初期の寺師氏の発信または受信の文書とを併せて一四点が一卷に裱装されており、奥に文久三年正月の寺師清次郎宛の新納久仰の返却に際しての論書が記されている。新納久仰の先祖は近世初期大口を統治した新納忠元であり、その関係文書も多く残されているので文書所蔵の旧家より借出し閲覧した上、裱装を加え、それぞれの所蔵者に珍藏すべき旨を伝え返却したのである。当時の大口地頭代は『旧記雑録』の編者伊地知季通で、季通自身大口郷の史料・史跡調査に熱心にとりこんでいたから、この一連の作業は久仰・季通二人の熱意の成果といえるかもしれない。季通の万延元年の文書預目録の存在はそのことを裏付ける史料ともいえよう。この他慶長八年の伊集院抱節・山田理安連署の「加増知行名寄帳」一冊と近世後期の寺師家の「写古目録」一冊等がある。

友野文書

友野文書は神奈川県鎌倉市材木座友野長氏所蔵で東京都新宿区百人町柴山陸夫氏保管文書である。友野家は幕末

には御用人を勤めた鹿兒島城下士、柴山氏の母方の家に当たる。嘉永七年七月友野長喬作成、明治十八年四月作成の友野家譜中に慶長・元和年間の文書七点を収載している。東京大学史料編纂所所蔵の伊地知季安編「諸旧記四」にも「元祖友野甲斐入道元真君申状」が載録されており、本書ではそれによって校訂を行った。

延時文書

延時文書は東京大学史料編纂所所蔵文書である。曾於郡財部町平原延時家旧蔵文書で、延時氏の名称の由来は中世、薩摩郡延時名の領有にあらう。大蔵姓、伴・平氏と共に薩摩国有力在庁官人で鎌倉幕府の御家人でもある。

文書の内容は文治三年の讓状から至徳四年の延時名地頭職安堵状まで、鎌倉・南北朝期の在国御家人領主の実態を示すものとして興味深い。とくに蒙古襲来に備えて出府の際に書置いた讓状は注目すべきであらう。「昭和九年六月影写了」とある東京大学史料編纂所所蔵の「延時文書」には重複分一点を除き四〇点の文書を収録するが、このうち『旧記雑録』所収のものは三二点、未収八点である。また『旧記雑録』に延時氏文書として載録されているが「延時文書」に未収のものが六点ある（前編一 七四〇・八一八・八四四・一五六九・一八四一・二〇五〇号文書）。

鹿兒島大学法文学部紀要『文学科論集』二号に拙稿「薩摩国御家人羽島氏並びに延時氏について―羽島文書と延時文書の紹介―」がある。また『川内市史 続古文書編』に「延時文書」四六点並びに関係史料が掲載されている。

八田文書

八田文書は鹿兒島大学附属図書館所蔵文書である。出水市大野原八田家旧蔵文書。同家は幕末・明治初年の歌人八田知紀の末裔。二巻、何れも「隈之城」の裏書あり。一は新田八幡宮執印道教具書案で正応五年のもの、神社

仏寺本所一円領に對する異国警固役勤仕の催促状、道教はこれら幕府、守護等の指令を抄出して精勤の態を示し、所職還補の証としたのであろう。『旧記雜録』には未収。二は薩摩国宮里郷郡司宮里氏の京都大番役の催促状、覆勸状案で、『旧記雜録』に採録済。その中に「写在隈之城衆有馬休右衛門」とあることから、一も含めてもとは隈之城郷土有馬家旧藏文書であったことが推測できる。

北郷文書

北郷文書・同附録は東京大学史料編纂所所藏の明治二十年十一月謄写本による。原題は「御文書令臨」二卷（乾坤）、「文集」全、「御文書令臨附録」三卷である。原藏者は都城市早鈴町島津久厚氏。北郷家は島津氏五代貞久の弟資忠を初祖とする島津家支族、日向国北郷を領有したので北郷家といわれ、近世には都城島津家とよばれた。同家相伝文書の写。「御文書令臨」の乾は文和四年の足利尊氏御判御教書写他七二点。坤は応永十七年の進上物注文写他六一点。「文集」は永禄十三年の北郷時久置文写他一六点。「御文書令臨附録」には近世初期の文書写を中心に一三六点が収録されている。『旧記雜録』には総計二八五点中一三七点が採録されており、一四八点が未収となっている。参考資料として『旧記雜録拾遺 諸氏系譜二』には「新編島津氏世録支流系図 北郷氏」があり、『宮崎県史 史料編 中世二』には都城島津家文書として「三国筆苑」、「御文書令臨」、「北郷家古文書写」等が載録されている。

斑目文書

斑目文書は鹿児島大学附属図書館所藏文書である。出水市斑目家旧藏文書で中世文書一七点、系図四点、何れも『旧記雜録』未収である。斑目氏は橘姓、出羽国を本貫地とし、鎌倉幕府の御家人として東国居住であったが、のち薩摩国那答院地頭平姓渋谷氏の庶子泰基（聖蓮）が斑目惟基の養子となりその跡をついだところから、同氏

は祁答院柏原（鶴田町）等に所領をもち西国に移住、在地の武士となった。子孫は近世、出水郷の郷士となり、中世文書を伝存してきたのである。正中の変に際して鎮西探題のもとに出自、その証判をうけている。

『九州史学』一六号に桑波田興氏「斑目文書」の紹介がある。また鹿児島大学法文学部紀要『文学科論集』四号に拙稿「薩摩国祁答院一分地頭斑目氏について―斑目文書の紹介を中心に―」がある。

三角文書

三角文書は始良郡始良町住吉田口まり子氏所蔵、現在鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託文書である。平姓薩摩郡司一族の森氏の末裔と思われる三角家に伝存した文書（「諸家大概」による）で文保元年の鎮西下知状をはじめとして郡司名たる薩摩郡成枝名内成富名の知行権をめぐる相論文書は当時の在地領主の支配係争関係を示す史料として興味深い。一三点すべて『旧記雑録』未収文書である。

鹿児島大学法文学部紀要『文学科論集』一二号に拙稿「薩摩国御家人薩摩郡成枝・成富名主について―三角（森）氏文書の紹介を中心に―」がある。

村田文書

村田文書は大口市平出水村田武経氏所蔵文書で慶長十四年の村田源之丞宛新納忠元坪付等何れも近世初期の大口土村田氏の知行目録一卷六点で『旧記雑録』未採録のもの。安政六年十月の新納久仰の一覽後袿装返却する旨の村田源右衛門宛の奥書と同十二月の伊地知季通の副書とが付されている。村田氏は同氏系図によれば肥後菊池氏一族、島津忠昌代の国老経安の末裔とある。

山口文書

山口文書は鹿児島県立図書館所蔵文書である。鹿児島市草牟田町山口家旧蔵文書で、山口家は中世入来院副田山

口村の領主で、文書の内容は『入来文書』を補足し得るもので、入来院氏二代明重の三男篤重の子政重(重心)と政重の弟重次の子惟重(山口彦三郎、浄心)との間の嘉元三・四年の所領相論文書が中心である。一門評定や寄合の文言もみえ、当時の族的関係を知る上で重要な史料といえよう。成卷三卷(一〇点)、『旧記雑録』未収であるが、張紙に伊地知季安も一覽した旨の記述がみえる。他に系図二卷、その一巻を併載した。

『鹿大史学』一一号に拙稿「入来院山口氏について―山口文書の紹介―」がある。

山門文書

山門文書は鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵文書である。唐津市山門幸夫氏旧蔵文書で、山門家は中世山門院(高尾野町・野田町)郡司山門・市来崎氏の末流で近世高城郷(川内市)士として文書を相伝した。院司平秀忠以来の所領の相続、藤姓鮫島氏の入嗣、庶家市来崎氏とのかかわり等、中世在国御家人領主の動向を示す史料として興味深い。本書収録文書中、『旧記雑録』には市来崎氏文書として二二点が収録されており、未収は四点である。

出水郷土誌資料編二九に『中世山門院和泉郡関係文書集』、『鹿児島史学』一三三号に山口隼正氏「在地における守護被官と国御家人―薩摩国山門院の場合―」がある。また『鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵品目録(X) 文書(2)』に「山門文書」の目録が掲載されている。

留守文書

留守文書は始良郡隼人町見次留守景彦氏所蔵文書である。留守家は紀姓、桑幡・沢・最勝寺家と並ぶ大隅正八幡宮(鹿児島神宮)四社家の一つで中世以降留守職を世襲してきた。東京大学史料編纂所所蔵の「留守文書写」一冊によれば、「昭和五年十一月写了」とある。天文二十年以降慶長末年に至る文書九点であるが、当時同氏は執

印職に補任されていた如くである。『旧記雑録』には五点収録されている。

『鹿児島中世史研究会報』二四に拙稿「留守文書写」の史料紹介がある。

以上本書に掲載した二九家の文書について概述したが、今回掲載できなかった諸家文書については次回以降に『旧記雑録拾遺 家わけ七』として編集刊行の予定である。

(五味克夫)

例 言

一 本書は、「有馬文書」以下二十九家の中世・近世前期関係文書を収め、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ六』として刊行するものである。本書の底本とした文書名と所蔵を掲載順に示すと次のとおりである。

史料名	所 蔵 別
有馬文書	鹿児島大学附属図書館
有村文書	東京大学史料編纂所(影写本)
太秦文書	鹿児島大学附属図書館
大迫文書	海江田健五郎氏(鹿児島市)
岡元文書	鹿児島県歴史資料センター黎明館
加治木島津家文書	島津久英氏(始良郡加治木町)
川田文書	鹿児島大学附属図書館
岸良文書	東京大学史料編纂所(謄写本)
霧島神宮文書	霧島神宮(始良郡霧島町)
黒岡文書	東京大学史料編纂所(影写本)

史料名	所 蔵 別
桑幡文書	桑幡元兼氏(大阪府箕面市)
国分文書	国分啓子氏(日置郡松元町)
志々目文書	鹿児島大学附属図書館
調所氏家譜	東京大学史料編纂所
大慈寺文書	大慈寺(曾於郡志布志町)
種子島文書	東京大学史料編纂所(影写本)
千竈文書	千竈家徳氏(出水郡長島町)
寺尾文書	鹿児島大学附属図書館
寺師文書	前田紀代氏(千葉県松戸市)
友野文書	友野長氏(神奈川県鎌倉市)

延時文書	東京大学史料編纂所
八田文書	鹿児島大学附属図書館
北郷文書	東京大学史料編纂所（謄写本）
斑目文書	鹿児島大学附属図書館
三角文書	田口まり子氏（始良郡始良町）

村田文書	村田武経氏（大口市）
山口文書	鹿児島県立図書館
山門文書	鹿児島県歴史資料センター黎明館
留守文書	留守景彦氏（始良郡隼人町）

- 一 総合的な文書名の表記は、原則として本来の氏姓に従って「○○文書」とした。文書の配列は五十音順とした。
- 一 個々の文書や記録などの掲載にあたっては、成巻されたものや編さん物については原則として底本の収載順に収め、それ以外は編年順に掲載した。
- 一 文書や記録などの文首には、通し番号と文書名を付した。重出文書は文書名のみを示し、本文は省略した。
- 一 収載した文書の欠失箇所をほかの文書や写本等によって補充する場合は、次のようにした。
 - ア 補充箇所は▽△で示し、末尾に典拠史料を注記した。
 - イ 補充にあたっての典拠史料のうち、「旧記雑録」に拠ったものは㊦で示した。
- 一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。
 - ア 原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「』（朱書）で囲んだ。
 - イ 文書・記事中にある「○」印・「●」印などは、底本の体裁に従った。
- ウ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。

エ 文書・記録・記事中には、適宜に読点「・」および並列点「・」を付した。

一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□または□を以て示し、判読不能な文字については■で示した。

一 見せ消は、その文字の左側に「々」を付した。

一 頭注や行間の書き込みは、底本の体裁にあわせた。

一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 原文中の返り点や送り仮名などは、一部を除き省略した。

一 原文中の地名・人名・官名・年号等に施されている朱引は、すべて省略した。

一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、仁、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗体文字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 亶(事) 劬(州) 帑(紙) 季(年) 岢(時) 躰(体)
陳(陣) 諏方(訪) 麁(鹿兒) 見廻(舞) 祝義(儀) 留主(守) 刁(寅)

旧記雜録拾遺家わけ六 目次

解題	一
例言	一七
目次	二〇
有馬文書	一
有村文書	二七
太秦文書	四三
大迫文書	五七
岡元文書	六五
加治木島津家文書	九三
川田文書	一七
岸良文書 (岸良古文書并系譜)	二五
霧島神宮文書	三三
黒岡文書 (黒岡帯刀氏所蔵文書)	四五
桑幡文書	五七
国分文書	六一

志々目文書	二三五
調所氏家譜（乾・坤）	二七一
大慈寺文書	三七九
種子島文書（種子島男爵家文書）	三九七
千籠文書	四一一
寺尾文書	四二九
寺師文書	四六三
友野文書	四八三
延時文書	四九九
八田文書	五一七
北郷文書（乾・坤・全・附録）	五二三
斑目文書	六八一
三角文書	六九三
村田文書	六九九
山口文書	七〇五
山門文書	七一一
留守文書	七四五
文書目録	七四九

有馬文書

(卷子表紙)

有馬家文書 一

〇一 姦もむ某田地讓狀

このたにも又めんてんニ

あたり物なし、こくさ

わきまへす、あなかしこく

子(息)宮(王) 惣(惣)

しそくミヤわうとのかところニ

尚

てんならひに

合

すいてんいぢやうのうぢ(水田) (菅町) ミヤさとのかう

ひよしのめんてんいぢやう(日吉) (免田)

みきくたむのすいてんならひ(件)

らいぢきやうとしひさし(知行)

とのハこうしたりといへとも、心さ

ゆつりあたふるところなり、

のちハさほいなくりやうぢ(相違) (領地)

たゝしくたんのたハかちしつく(件)

きまへす、たゝそとうまいは(所) (米)

たうハめんてんニあはせて物な

とはほむせうもんニあり、よてた(本証) (文)

くやうたいをかきてりやう(永代) (限)

またく候へし、あなかしこく

けんちやう五年七月十(建) (長)

姦もむ

〇二 島津忠時安堵状案

(端書)

「ありをうすミのかうのとの []」

はやくふちはらのうちあん^(安堵)とせし []、さつまのくに

ミヤさとのかうのうち、す []

つるしま六たん、とこなめ^(床並)二ちやう、せい []

その一所^(所)かゆ^(か)つり^(つり)也、又とこなめのうちのしん []

二ちやう、くわう^(荒)や三ちやう^(野)まさつね^(治元寺)事

みきにんちくわんねん二月十日まさをか^(正)の []^(四)つりならひ

にはうち三ねん二月十日まさ []^(文)かゆ^(願)つりしやうらにま^(願)

かせてふちはらのう []^(文)のによりやうしやうすへきしやう^(願)

くたんのこ []^(とし)

けんち^(建)やう^(長)六年五月廿八日

〇三 はたのうち田地讓状

き三郎つくりきたん内きたにつけて、貳段うちのためのかしらに壹段也、又め二郎つくりはよう []こみ

につけて壹段なり、(花押)

つしんて ゆつりわたすミやわうのところ

ミヤさとのかうまさをか内すいてんととこなめ壹丁

つほ^(坪)くらの事

字うはのた式段、め二郎つくり壹段

せいとうへたう^(別当)つくり参段、き三郎つくり参段

十郎つくり壹段、とこなめくわうや壹丁

ひよしのめんてん壹丁

みきくたんのすいてん、めんてん^(二)おいては、こにう []^(た)

□との^(う)ゆつりしやうにまかせて、ミやわうとの []^(二)ゆつ

りわたすところ也、よてこ日^(後日)のために、ゆつりしやうく

たんのことし、

けんち^(建)やう^(長)七年四月廿二日

はたのうち(花押)

〇四 某田地寄進状

寄進 (花押) [] []

八幡新田宮常燈免

合伍町宮里郷内
但荒野

右件免田者、号为新免

左衛門尉之時、雖令勘

同為少別當勝尊之沙汰

社役可令相傳領掌、是

地久國土泰平國中安

仍致忠勤之誠、令勤仕

乱、可令領掌之状如件

文永十一年十月

○五 正綱・正忠連署田地讓状

新田宮長日(燈)とうゐてん(油)のめんてん(田)の□

とこなミのうち惣入道作并(ん脱カ)し(ん脱カ)かい

合(老)いちやう(町)貳段を明年より小別當御房所ひきわたしま

いらせ候、但地頭米(加地子)・かちし(所)・國(所)そたう(当)・方(向)く公事あ

てあたり物造宮作れう(料)ニいたるまでいかうふしゆニか(当)

えとゝめ候をはん、但かた(なく花押)くいらん候(なく花押)はんニをきて候

てハ永代を限テひきまいらせ候へし、仍後日證文如件、

文永十二年三月十五日

正綱(花押)

正忠(花押)

○六 沙弥ほうち讓状

(端裏書)

「上さとのそののゆづりしやう也」

ゆづりわたすあさなをとくまかところ(居)に

ミヤさとのかうのうちうゑさとのせん(計)なのはう(居)のいそ

のう(團)ちミ(二)なミ(一)のかた(一)のそのい(一)その事(一)

みきくたんのそのハ、ほうちかは(計)れんあミたふ(計)のはか

らいとして、けさわう(一)まる(一)にゆづりあたらうるといへとも、

ゆづりしやう(一)のう(一)らかきにかやう(一)に申といへとも、ほう

ちかむすめ(明)のいぬかはからいたるへきよし、ゆづりしや

うめ(白)いはいなり、しかる(傍)にをや(傍)にさきたつこのあとハ、

をや(傍)のはからいたる事はう(傍)れい(傍)そのかくれなし、しこん

いこをとくまよりほか、いかなる(子 孫)ころまこ・しんるい・

きやうたいたりというとも、すこしもいらんあるへから
す、ゑいたたいさらにたのさまたけなく、しそんさうてん
せしむへし、よてゆつりしやうくたんのことし、

(建 造)
けんち四ねん二月廿八日

しやみほうち(花押)

候、かのたに公私ことなる事いてきたて煩あらん時ハ本
のせに(一 倍)いちはいをもて沙汰申とられまいらせ候へし、よ
てのちのためにしやうくたんのことし、

正應三年十一月廿三日

紀正行(花押)

〇七 紀正行田地売券

紀正行謹申す、うりわたしたてまつるすいてん壹丁并園
壹ヶ所事

右件水田・園者、正行か先祖相傳の所領也、しかるをよ
うくあるによて、(現 直)けんちき物廿五貫文ニやう年をかき

てうりわたしたてまつる事(束)しちなり、但水田ニいたてハ、

正岡内上とこなめ四反廿、字ゆのきわたせ五反卅、并園
ハ太郎丸内峯本かの水田ニいたてハちとう(御 内 換)こないけん

つきて一反へつに五升まいはかりをわきまへをいたされ

候へし、このほかはうく(所 当)のそたう・まんさうく(万 雜 公 事)うし・
(臨 時 課 役)りんしくわやく・あてあたり物いかうほ(宛 当)みやう(本 名)にとゝめ

(卷子表紙)

有馬家文書 二

〇八 某田地讓狀

太郎丸内ミねもとのそのム
 さかひをせん日のせうもん
 ひたかさねてさしいれ候、さか
 右件しんしハ、ひんかし
 たはた、ミナミハかきるほり
 かきるやまはた、きたハかき

のなかをすくとをす、この
 ちにきてハ、ゑいたいし
 りあたへおはん、いらんさをひ
 やうあるへく候、もし御し
 御いましめ候とも、へんかいの
 しく候、さきのせうもん
 さため候了、よてせうものし
 のことし、

正應四年八月十二日

〇九 鎮西下知状案

下野前司入道々義代本性与薩摩國宮里郷郡司八郎正有代
 賢智相論當郷三分二方田地事

右就訴陳狀擬有其沙汰之處、兩方致和与畢、爰如去年
 三十二月十一日賢智狀者、宮里郷内永吉田陸町事、以和
 与之儀、^(遺)退惣地頭方畢、國衙・領家年貢及寺社課者、
 為本名沙汰、可弁済云々、如同日本性狀者、當郷三分二
 方永吉田陸町事、自郡司并名々領主令避退惣地頭方之上

者、郡司職以下下地事、不及違乱、永所止訴詔也云、者、
此上者不及子細、守彼状、相互可致沙汰之状、依仰下知
如件、

正安四年八月十八日

(北条政願) 在判
掃部助平

○一〇 島津久時書下案

役所之鞏固并構事、就関東度々御教書、於國度々催促之、
見參之時、直申候畢、又當參之時、催促度々候、一向無
沙汰候之条、難存知候、近日関東御使下向之由、其間候、
今月中可被遂其功候、是非返状承可存知候、恐々謹言、

十二月七日

久時 在判

宮里郡司殿

○一一 政秀・為政連署書下案

薩摩國宮里郡司与川田入道々円子息正景和与水田二町・
蘭一所事、正景書状如此、所詮彼所為関東御成敗地否、
載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

延慶二
十月十二日

政秀 在判
為政

薩摩國守護代

○一二 鎮西下知状案

薩摩國宮里郷郡司正有与河田次郎入道子息正景相論、當
郷郡司一收納得分及當郷田地貳町・蘭壹箇所事
右就訴陳、擬有其沙汰之處、如去月十三日正有状者、薩
摩國宮里郷郡司職一收納得分并水田貳町・蘭壹所事、對
道円難訴申、正景帶次第證文間、止訴詔云々、此上不及
異儀之間、於彼田地等者、正景知行不可有相違者、依仰
下知如件、

延慶二季十一月二日

(北条政願) 御判
前上総介平朝臣

○ 鎮西下知状案

(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)

〇一三 守護代本性書下案

薩摩國宮里郷郡司正有与河田次郎入道道円子息正景相論
當郷郡司一收納得分及同郷内田地貳町藺壹ヶ所事、右任
今月二日御下知之旨、可令領知之状如件、

延慶貳年十一月十九日

守護代兼當郷三分二惣地頭代沙弥本性在判

〇一四 紀正景・沙弥道円連署讓状

〔ゆつりあた〕 ふ いぬつるかハ、のところに
 〔みやさと〕 かうのうちすいてん・とうゆてんのひきた
 〔つ〕 ほ・ミナミのその、ひろつくだゝともにゆつ
 〔そ〕 のにしハかきるやまはた、ひかしハた・はた
 〔な〕 ミハまさかけかゆつりしやうにみへたり、
 (正景)
 のすいてん・そのらハ、たうえんかさうてんの
 (道円)
 〔よ〕 ていぬつるかハ、いちこかほとハ、たの
 (一期)
 〔く〕 りやうしやうせしむへし、一このちハ、
 (当腹)
 〔た〕 たうふくのことものなかにわかちたふへし、
 (相違)
 〔よ〕 のこともいらんざをいをいたすへからず、

〔公事かゝる事あらハ、こともめんく〕に

〔たかてかうりよくすへし、さたあらんとき〕
(合カ)

〔あきらめてとらすへし、たゝたうえんかある〕

〔り、かつハしたいしようもんをつけ、わたしを〕
(次第証文)

〔しやうらいのためにゆつりしやうくたん〕

〔し、〕
(のこと)

〔えん〕 きやう四年七月十四日 きのまさかけ(花押)
(延慶)

〔しやミたうゑん(花押)〕

〇一五 鎮西下知状

吉沢大進房道恵申、薩摩國宮里郷内床並田耆町事、訴状
如此、早企参上、可被明申、仍執達如件、

文保二年四月廿二日

(北条時時)
遠江守(花押)

河田次郎入道殿〔(異筆)跡〕

有馬家文書 三

〇一六 比丘尼めうえん讓状

ゆつりわたす (智門) (慶) (惠) ちもん房さやう多かところニ

さつまのくにみやさとのかうまさをかミやうの内、新

田のミヤのとうゆのめんてん壹町・坪はんふん(燈) (池) (免) (田)但弥五郎

与(仲) 坪伍段外南付貳ならひニミなミのその内こけちきや

段北ニ付紀三郎作参段坪

う南付半分か事 (放) (道) (巴) 右くたんの田畠等こたうえんちうたいさうてんのそりや

うとして、(後) (家) (分)こけふんにゆつりたふところなり、こゝに手

繼状のことくは、こけいぬつるかはゝのいちこのゝちハ、

たうふくのことものなかにわかちたふへきはゆいめいた(遺) (命)

るあひた、弥五郎与智門房にはんふんあて讓与ところ也、

但手繼次第證文等ニをいてハ、ちもんはうにもたするな

り、又くうしハせうへたうしようゑいのけいしやうニま(契) (状)

か(せ)て、とうゆのしろの米伍斗貳舂かうち半分、貳斗陸

舂宛、そのさたをいたすへし、このほかのしよのくうし(公) (事)

らニをいてハ、ほんミやうにかゝへとゝめられをハぬ、

このしさいせうもんにみへたり、よて為後日讓状如件、

(元) (亨)くゑんかうにねん三月十六日 ひくにめうえん(花押)

〇一七 紀正景重申状

(正)景重言上

□後家以下子息等、背度々御奉書、不参陳之□、任申状

旨欲蒙御成敗、道円負物錢賃事(賃) (カ)

一通 御奉書案 (一) (通) (先) (進) (了)

□賃被配分道円跡後家(以下ナカ)息等可致其弁之由□申之被聞食披、且令支□、且有子細者、令參對、可□之由、雖宛給度々召□、違背之上者、正景分可□之由為蒙御成敗重言上(如件)

元亨二年六月日

(端書)

「正景重申」

〇一八 円意書下

紀正景申、可被配分負物錢貨由事、御奉書并訴狀・具書如此、早承在右可注申候、仍執達如件、(五)
元亨二
七月五日 円意(花押)

河田入道後家殿

〇一九 鎮西御教書

宮里智門房慶恵申、武光(四郎入道)行恵沽却宮里郷藤次郎名内田

□彼地為私領歟、將亦慶

(恵為御)家人否、所有不審也、早尋究

□地頭御家人等起請文、且可

□細者、仍執達如件、

□年十一月廿四日

(北奈英時)修理亮(花押)

□(次)郎左衛門尉殿

〇二〇 鎮西御教書

□里智門房慶恵申、薩摩□宮里郷藤次郎名内田地老□余(宮)事、訴狀(具)如此、早可□入也、仍執達如件、(參)
元亨三年十一月廿六日 (北奈英時)修理亮(花押)

武光四郎入道殿

〇二一 鎮西御教書

宮里智門房慶(恵申、薩摩)國宮里郷藤次郎(名内田島老丁奈)

事、重解状具書〔如此〕

催促云々、早速可〔參入也、仍執達〕

如件、

元亨三年十二月廿〔日〕

武光四郎入道〔殿〕

〇二三 僧慶惠着到状案

〔端裏書〕

〔覆勘状案〕

依京都御事、関東御早打今月五日下午着之間、為當參、薩摩國御家人宫里郷一分領主智門房慶惠令付御着到候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元亨四年十月廿一日 僧慶惠〔在裏判〕

進上 御奉行所

承了 御判

〇二三 某書下

莫祢彦次郎入道

重申状三通如此

道性房開門政所三

等之由、催促先了、来

左右也、仍執達〔如件〕

嘉曆元年八月

澁谷新平次

〇二四 莫祢彦次郎入道某重申状

薩摩國莫祢彦次郎入

同國宫里郷峯本後

御教書不及參陳無〔其〕

副進

二通 御教書案

右子細言上先早、雖然〔不〕

為被經御沙汰、重言上如〔件〕

嘉曆元年九月

〇二五

僧慶恵売券案

(端書)

「慶喜所進」

薩摩國宮里郷まさおか^(正)みやうのうちしもとこ^(下)なみ一丁内^(床並)
 三段、東より西ニつけて要用あるにて三貫文ニ^(莫券)あぐね^(原)
 の^(原)けんてうの御房ニ入おき候ところなり、但この田のま^(原)
 んさう公事・りんしの^(應時)あてあたり物一向と^(宛)め候て入お^(作)
 き候ところなり、又この田をうけ候へん時ハ、三つくり^(以後)
 の後、いつにても候へ、秋の時さくも^(作毛)ういこ^(以後)にうけ候へ^(作)
 く候、よて為後日、ほんせ^(本)にかへ^(後)しの状如件、

嘉暦二年十二月十五日

慶恵

在判

(卷子表紙)

有馬家文書 四

〇二六

僧慶恵売券案

(端裏書)

「慶喜所進」

薩摩國宮里郷まさおか^(正)みやうのうちしもとこ^(下)なみ一丁内^(床並)
 三段、きたにつけて本せに三貫もんニ石塚三郎入道殿方^(莫券)
 ニ入おき候ところなり、但この田の万雑公事・りんしの

(粟 毬)
くわやく一向とゝめ候了、又かの田うけ候へん時へ、三
つくりの後さてんいせんにさくもういこにうけ候へく候、
よてほんせにかへしの状如件、

元徳二年二月十日

慶恵 在判

〇二七 河田慶喜着到状

薩摩國御家人河田智門房慶喜、依 世上騒乱事、令参洛
候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年八月廿三日

僧慶喜上

進上 御奉行所

〔承了 (花押)〕
(足利尊氏)

〇二八 守護島津道鑑 貞 書下

河田智門房慶喜申、薩摩國宮里郷内正岡名下床並田地六
反本物返由事、訴状二通 副具 如此、子細見状欵、早遂結
解、過半倍者、可返付本主、若論人石塚三郎入道覺念・
莫祢源朝房跡及異儀者、召調一問答訴陳、薩摩郡郡司弥
太郎相共可被注進也、仍執達如件、

建武二年八月廿七日

(島津道鑑)
沙弥 (花押)

國分助次郎入道殿

(本文書へ「旧記雜錄前編」一七四五号文書ト同文ナリ)

〇二九 守護島津道鑑 貞 書下

(押紙)
『十四』
「財部有馬長右衛門」

慶喜申、薩摩國宮里

(下カ)
床並田地六反本物返由事、

具如此、子細見状欵、早遂

倍者、可返付本主、若論人

道覺念・莫祢源朝房跡及

調一問答訴陳、國分助二郎

速可被注進也、仍執達

(如件)

(建武二カ)
年八月廿七日

(島津道鑑)
沙弥 (花押)

〔薩摩郡〕
司弥太郎殿

〇三〇 河田慶喜申状

薩摩國宮里郷一分領主河田智門房

欲早任定法、被成下御奉書、令知行同郷正

地壹町内三段間事

副進

一通 證文案

右以去嘉曆二年十二月十五日、件田地為

不知法名
今差死去入置本錢三貫文質券之處、背當

条、無謂次第也、然早可返付彼田地之由被成

令知行、恐言上如件、

建武二季八月 日

〇三一 河田慶喜申状

郷一分領主河田智門房慶喜本名慶喜本名謹

〔當〕
時法、被成下御奉書、令知行同郷正岡名下
〔地〕
壹町内三段間事〔裏花押〕

證文案

二年二月十日、件田地為石塚三郎入道覺

〔錢〕
三貫文質券之處、背當時之法、不去与

〔次〕
第也、然早可返付彼田地之由、被成下御奉書

言上如件、

建武二季八月 日

〇三二 河田慶喜申状

河田智門房慶喜申

郷正岡名内下床並田地六段

就于今年八月廿七日御奉

由、相觸論人石塚三郎入道覺

源朝房跡候之處、過半倍候

結解之由、令申候之間、沙汰付

候早、以此旨可有洩御披

謹言、

建武貳年十一月一日

□
□

〇三三 河田慶喜讓状

ゆつりわたすちやくし
ところに、さつまのくにミヤ
まさおかミやうのうち、にたの
うゆのめん田老町のうち
よてんあり、ならひに同郷内太郎
うち、みなミの蘭一所の事
右のそりやうハ、きやうきちうたい
のところなり、しかれハこたう
つり状ならひにめうゑんのゆつ
まかせて、たのさまたけなく
にいたるまで、ちきやうすへき
したいせうもんをそへわたすう
においてハ、ほんせうもんをまほ
いたすへし、よてまつたいのために

如件、

建武三年正月十一日

□
□

〇三四 河田慶喜着到状

薩摩國御家人宮里郷
河田智門房慶喜為致
廿六日馳参赤間関候、
可有御披露候、恐惶謹
建武三年三月五日
進上 御奉行所
「承」

〇三五 島津道鑑貞書状

門房慶喜宮崎合戦之時、
無子細候、以此旨可有
候、恐惶謹言、
建武三年三月五日 沙弥道鑑

御奉行所

(道徳)
裏花押

(卷子表紙)

有馬家文書 五

○三六 足利尊氏奉行人連署奉書写

河田智門房慶喜申、筑前國多々良瀉今月二日合戦事、慶
喜打取敵二人之条、令見知之旨申之、為事实否、載起請
之詞、不日可注申、仍執達如件、

建武三年三月十七日

(平) 兼政(花押)
(和泉) 実忠(花押)

酒匂兵部二郎殿

(高) 師泰 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七九七号文書ト同文ナリ)

○ 足利尊氏奉行入連署奉書写

(本文書ハ三六号文書ト同文ニシテ省略ス)

○三七 某催促状案

薩摩國凶徒

致合戰抽軍

聞食畢、殊以神

可勵忠節之状如

建武四年五月十日

宮里名主中

○三八 島津頼久催促状

(雀圖) 凶徒市来(天)郎入道之城(可)被致合戰也、(仍)執達如件、

建武四
八月六日
川田智門御房
(慶喜)

(島津) 頼久 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九五三号文書ト同文ナリ)

○三九 河田慶喜軍忠状

(端裏書)

「河田智門房申」

目安

薩摩國宮里河田智門房慶喜申軍忠事

一今年(建武)七月廿五日、同國市来城發向之時、自同廿九

日押寄彼城大手迄于同八月三日、捨身命、致日夜合戰

畢、仍山門次郎左衛門尉・大隅式部三郎令見知畢、

一同八月四日、伊集院石谷在家仁楯籠御敵之間、随御催

促、馳向彼所、追拂凶徒等、令燒拂在家之条、莫祢又

太郎令見知畢、

一同九月晦日、大隅助三郎・鯨嶋彦次郎入道以下凶徒等

致彼城後卷合戰之時、慶喜親類河田弥三郎家弘令討死

畢、仍莫称彦次郎入道所令見也知、然早任軍忠之美、

且給御證判、且為預御注進、恐々言上如件、

建武四年十二月 日

「承了(鳥津頼久)〔花押〕」

(本文書「旧記雜録前編一」一九九一号文書ト同文ナリ)

○四〇 某道頭・酒匂久景連署書下

為御方、楯籠碓山城、被致軍忠之条、神妙之間、闕所地
薩摩國宮里郷四郎名田地并薩摩郡光富名内古郡田齒等、
石塚平六跡所被預置也、可被知行候、且此子細可令注進
京都候、仍状如件、

曆應二年六月廿三日

(酒匂)
久景 (花押)
(直之)
道頭 (花押)

河田智門御房

○四一 某書下

薩摩國凶徒退

三日御教書如此

相催一族、可被

執達如件、

曆應三年五月十

河田知門御房

○四二 河田慶喜讓状

きやうきのちきやうふんの田地、さつまのくにみやさと
のかうのうち下とこなみ五段のつほの事、(せ)□ん日ちやく
しくろいちまるにのこらすゆつりあたへ了、しかるをこ
のうち二段とくいちまるにゆつりあたへ了、仍ゆつり状
如件、

曆應三年八月六日

慶喜 (花押)
(押統)
『五十五』
「有馬長右衛門」

○四三 河田慶喜讓状

(押統)

「財部有馬長右衛門」

讓与

嫡子黒壹丸所

國宮里郷正岡名下床並内

知行分水田陸段内、就于北四

太郎丸名内峯本藪、慶喜知行分

北半分等事、

畠地等者、慶喜重代相傳之所領也、

者見于本證文、然則相副次第

證文、限永代、字黒壹丸仁所讓

御公事者、任先例、可勤仕之

舎弟都々卷丸成同心之思、可

行之、仍讓狀如件、

和四年二月十六日 慶喜(花押)

〇四四 河田慶喜讓狀

(押紙)

「財部有馬長右衛門」

讓与

景義所

右、薩摩國勸童名向田之地頭職以下之得分事、彼所者致
契約、所令知行也、至得分以下者、景義仁讓与之狀如件、

文和三年六月五日

慶喜(花押)

〇四五 河田慶喜讓狀

(押紙)

「財部有馬長右衛門」

摩郡時吉名内久木本田

内堀口貳矢源次作参段

之藪卷ヶ所、為本物返令知

在國司依凶徒与同之義、彼跡

被収公者也、若本主在安堵之

等申給女子益満御前

人して可知行也、請出之時も

人して等分仁わけとるへき也、

讓狀如件、

(文和)

三年六月五日

慶喜(花押)

(卷子表紙)

有馬家文書 六

○四六 河田慶喜讓狀

讓与

景義所

□摩國宮里郷正末名内登門四段□郷下床並内貳段寛内知行為
本物返、所□傳也、仍景義仁所讓与之狀如件、

文和三年六月五日

慶喜(花押)

○四七 ほし白状

□なたうほしか白状いはく、
□しきのううちしまひらにて、ほし、□なしきせう二郎・
せう五郎きやうたい□人して、せつかいつかまつりて候
ほとに、□ゆこ御方よりめしとられまいらせ□てちうせ
られ申候へきところに、あ□りになけき申候程に、ふし
きにくひ□つかれ申候うへへ、ほしかこみつ・八郎・□
う二郎・せう五郎四人なかくつみの□たるへく候、よて
白状如件、

延文五年正月八日

ほし

○四八 斯波氏経催促状

為凶徒退治、所令下向也、早馳参、可致軍忠、仍執達如
件、

康安二年二月十七日

(斯波氏経)
左京大夫
(花押)

河田治部左衛門尉殿

○四九 斯波氏経催促状

為凶徒退治、所令下向也、早馳参、可致軍忠、仍執達如
件、

康安二年二月十七日

(斯波氏経)
左京大夫
(花押)

河田主計助殿

○五〇 島津伊久名字状

〔財部 有馬長右衛門〕

(押紙)

左衛門五郎基義

伊久

(花押)

應安六年十月十一日

○五一 沙弥けんつう讓状

心さしあるにて、ゆつりあたふるしよりやうの事

さつまのくにミヤさとのかうのうち、わたミやうのうち、

とこなみ二反廿、^(念)□らひにミねもとのいやしき、きたに

つけてはんぶんをけんくうのゆつり状^(念)□あいそ急候て、

女子くろはうかはゝにゆつるところニしちなり、此状を

もて^(念)□のさまたけなく、しゝそんくゝニいたるまで、ち

□やうあるへく候、よてゆつり状如件、

おうゑい十五年卯月廿五日

しやミけんつう(花押)

九月十日

種子嶋左近大夫
久時(花押)

町田出羽入道
存松(花押)

河田助兵衛尉殿

〇五三 某書状

(押紙)

「宮里郷正末名事」

〇五二 町田存松^{久倍}外二名連署知行目録

(押紙)

「財部 有馬長右衛門」

肝付郡串良

荻窪村之内

石三斗

為返地、令配分者也、

長四年

山田越前入道

利安(花押)

宮里郷内田地四

浦兵衛三郎實

状加一見候了

可申麿嶋候也

四月十五日

河田智門御房

河田智門御房

(押紙)

「財部有馬長右衛門」

『1』

○五四 某書下

徒等蜂起事、

軍忠之由聞食、

神妙也、弥可

状如件、

五月十六日

在御判

○五五 酒勾久景書下

(端裏書)

「うみちけか御さいの事」

たうみち

こさいの事

殿ふなたう

しうけ給候、

ぎやうこう

いの事めて

このむねをそん

とらせ給候へ

状如件、

月十二日

久景(花押)

殿

○五六 島津久知・新納久正連署書狀

延享元年子十月廿八日

俊雄(花押)

猶々我々より可申入由、御老中被仰候間、如此ニ候、

川上平右衛門

先年被出候外ニも文書共候ハ、可被差出候、以上、

財部衆中

親央(花押)

急度申越候、仍先年公儀御用ニ付、川田勘介殿所持之文

有馬七郎右衛門殿

書被差出由候、今度御改共候ニ付、入用ニ候、持參被仕

候様ニ可被仰渡候、左候而川野長右衛門殿・老岐源左衛

○五八 文書所達書

門殿へ可被相渡候、恐々謹言、

覚

新納又左衛門

一 川田勘介系圖巻卷

三月廿八日

久正(花押)

但箱入

嶋津中務

一 同人文書五拾八通

久知(花押)

但右同箱ニ入

財部喫衆

外ニ名乗之書付巻ッ

○五七 川上親央・町田俊雄連署奥書

右文書巻通、其方家所持之處、就御用、御記録所江被召

辰 十二月廿一日

御文書所

揚、本書無相違致臨写可相渡旨、依被仰付如件、

財部 喫衆

御記録奉行

町田仲右衛門

○五九 名乗之書付

(朱印)

名乗

義住

河田宮内左衛門尉殿

(朱印)



大願宗室

(朱印)



誌之

○六〇 川田家由緒覚留

覚留

一川田左近兵衛と申者^{垂水}下大隅へ被罷居候處ニ、庄内御弓
 戦ニ付、境目數根ニ被召移、御奉公仕申候、左様ニ御
 座候處ニ、庄内落城ニ付、財部へ可罷移之由、被仰付
 候ニ付、御請申上、伊集院抱節御地頭之時分、罷移御
 奉公仕候、然處ニ川田大膳殿日州むか佐之御地頭御當
 被成、御移被成候ニ付、被仰聞候者、同名之儀候間、
 御同心被成度之由候、いかゞ可仕哉と存候而、内々相

談仕候、財部地頭代前原隠岐殿と申人被仰候へ、左近
 兵衛無足之儀ニ候間、彼表へ罷移候へ、堪忍躰難成可
 有之候、併地頭大膳殿同名之儀ニ而御同心被成事ニ候
 へへ、万事御心付可有之候条、親類之儀候間、長野善
 左衛門為心付高五石程買被申候而、被相付被罷移候而
 可然候由、御内談ニ而被仰付、右左近兵衛儀へ於財部
 ニ被相召付候、其子ヲ彦左衛門・豊前兵衛と申候而、
 兄弟有之候、彼彦左衛門儀、善左衛門ためニハおい之
 儀ニ候条、如右高五石相付、むかさの処ニ召移し、左
 候而於彼表御奉公仕罷有候、然處ニ地頭大膳殿、於彼
 地御死去被成候、御養子を助太郎殿と申候得共、御地
 頭ハ不被遊候而、かこしま之処ニ御移帰被成候ニ付、弟
 豊前兵衛むか佐ニ罷居、兄彦左衛門儀へかこしま之
 ニ參候而、ならの窪と申所ニ罷居候得共、無足ニ而堪忍
 躰難成ニ付、助太郎殿へ申候へ、財部之儀、古郷之事ニ
 候間、一先田舎へ罷移罷居可申候、殊ニ御領分有之事
 ニ候間、被遣候而可被下由申候へへ、一段可然候間、
 其通ニ可仕由候間、其より財部へ罷移申候、彼彦左衛

門子勘介と申候、其いもと有之候、有馬猪之介と申者
へ縁与仕罷有之、然處ニ札改相始之時分り申候ニ付、川田之
儀ハ一ヶ所ハさかさへ豊前兵衛御奉公仕罷有候、財部
へハ屋敷無之ニ付、右之長野善左衛門子ヲ兵右衛門と

申候、彼兵右衛門おい札ニ勘介事札申受罷居申候事、

一相良木工助殿御地頭之時分、川田之系圖財部へ有之由
候間、可指上之由、從 御公儀被仰付候間、右之勘介
格護仕候ニ付、則かこしまへ持参仕、御文所へ指上申
候、其後御用御達被成候間、罷出候而、系圖受取可被

申由被仰渡候条、又々かこしまへ参候而受取申候事、

一此節右之系圖、又々御用候間、持参可仕由被仰渡候(マコ)
共、彼勘介相果申、子も無之ニ付、いもと有馬猪之介
方へ縁与仕罷居申候、其子藤次郎と申者勘介おい之儀
候間、系圖格護仕、此中罷居候、尤右藤次郎持参仕、
差上申儀御座候得共、いまた若輩之儀ニ候へハ、かこ
しまへも参為申事も無之ニ付、万事難成候ニ付、親類
之儀ニ候へハ、我等持参仕、御地頭任御下知、御文所
へ指上申候、御用御達被成候而より可被返下候間、其

時分地頭方へ可被仰渡候条、誰ニ而も罷出、受取可申
由被仰付、御暇被下罷歸申候、

右之旨口上書ニ而御方迄可申上由被仰付候間、如此御
座候、

有村文書

(表紙)

有村文書

〇一 賦何路連歌写

天正十年十一月廿五日
連歌

『天正十雜載採』
天正十年十一月廿五日

賦何路連歌

水きや水も枯生の岩すゝき

龍伯

更れはをしの床かゆるこゑ

月ひとりさし入谷のおくさえて

かすミかねつゝ春あさきやま

いつくよりまつうちとくる雪ならん

わつかにミゆる野辺の下もえ

のる駒をしハしやすむる道のすゑ

わたすほとまつをちの川舟

五月雨に里の棚橋とたえして

しけりてひまもあらぬ芦ハラ

跡もこそ今は難波のミやこなれ

みぎり八月のひかりしくかけ

おきいつる夜半のさむしろひやゝかに

身も露とさはきえね衣く

いかにして夢にハなさんうつゝかは

あらしの松の戸をとつるくれ

ひろひこし爪木のけふりあさはかに

やつしはてゝのそてのあはれさ

むかしたゝわするゝまなくしたハれて

洞庵

珠長

為舟

実増

能豊

洞庵

珠長

為舟

実増

珠長

洞庵

実増

為舟

洞庵

珠長

同

実増

同

もとをたゞせるミちはまとハシ	洞庵	こすゑむら／＼ひらのやま松	為舟
花の香をしるへととめて入山に	為舟	なきかハす雲井の靄のこゑさひし	洞庵
かすミわけくるかせのまに／＼	同	霜夜のかねのちのあけかた	珠長
うくひすのやゝしのゝめにいさなハレ	洞庵	すこしたゞまとろミけりな老か夢	為舟
むすひもあへぬ春のたまくら	同	さらにたゆミもやらぬおこなひ	実増
秋の夜のいくよもあかし夢のうち	珠長	むつまじきいもせの中もへたゞりて	珠長
うらミを荻のこゑなすゝめそ	同	吉野の川やそてに落行	洞庵
露もろき色をかなしむ小萩原	為舟	水上をとめて御祓の瀧の音	実増
人のかたみののこるふる跡	実増	神のますとやこゝろすむ山	珠長
なをさりに打すきましや志賀のうら	同	天の戸をさなから月にひらかせて	洞庵
聞こえはてゝななめせらるゝ	為舟	悲しかりつる秋の夕やミ	為舟
山はなと住こしかたをへたつらん	洞庵	いなつまのかけにも道をしのひきぬ	珠長
身をすてぬるや友をおもはぬ	珠長	ほさはややかて衣手の露	実増
さきたつをいくさの場のこゝろにて	同	焼火こそこととふやとのたよりなれ	為舟
國のはてまでなひかぬハなし	洞庵	こゝろにかけしおくの山かけ	洞庵
いつくにもミるらん月のあさかすミ	為舟	花守のゆるすことのは聞そめて	実増
ゆくゑハ春のうミつらのふね	実増	かすミの関そかすめとも行	珠長
波のうへの花ぶきなかすミなとかせ	珠長	をくるゝにやすらふ春のかりのこゑ	洞庵

たつる琴ちもまたいとけなし

同

おひかさなりてしけき竹かき

洞庵

一筆のおさくしさをいつしらん

珠長

夏冬をかぬるすまゐはうらやまし
あつめてまなふ雪よほたるよ

為舟

うつす絵嶋ハ大方のあと

為舟

月にしもめてゝハ時をうつさめや

珠長

庭ひろミあせたる池のかたはかり

実増

あらしをまたて落るあきのは

洞庵

くちぬや月のミふねなるらん

珠長

あさかほもはかなしと世やおもハまし

実増

七夕のちきりのはしめはてもいさ

洞庵

何をかは身にしろて歎かむ

為舟

あたにも人はなとあきのかせ

為舟

何をかは身にしろて歎かむ

同

つミすてぬ我こそうけれしのふくさ

珠長

えにしたゝ生れくるよりさたまりて

珠長

いつまでなきかかすにもれなん

洞庵

こゝろかハしつ年は經にけり

洞庵

けふの日も入あひのかねの音つれに

為舟

はらからやなれてすむらんうちの里

実増

なをふかゝらむ山に住はや

珠長

かたれ高津の宮のふること

為舟

一坂をのほれば夏のつれてきて

洞庵

一こゑにいかて程とき過しけん

洞庵

なくほとゝきすぎゝてうれしき

実増

なミた落さてきかん法かは

珠長

たそかれを松の藤なミかほりそひ

珠長

まくらゆふ野守はほともちかきよに

為舟

さくらちりかふかせのしつけさ

為舟

あり明かたの月の下ふし

実増

かすミやゝたなひく雨のはれわたり

実増

むらすゝきふぎしくかせにかたよりて

珠長

あさなきしるしをくあミのうら

珠長

うつらもくれや身にシミてなく

為舟

芦の屋ハ中にありてや見えさらん

同

かよひちの霧のしつくをそての上

実増

をもき真柴に舟そちいさき

そこゐをいさしらなみの早瀬川

おらすはいかに花のかへるさ

さわらひハすミれさく野にこぎませて

雲雀にかへるきしのはねをと

置霜ハところ／＼の朝附日

一むらしくれそゝきつるあと

山のはにミさりし雲のうき立て

すゝしささそひ

同

珠長

洞庵

為舟

珠長

実増

為舟

洞庵

実増

右連歌其方家蔵ニ而、此節致一覽、加襍装、差返候条、無鹿抹永傳有之度もの也、

新納駿河

久仰 (花押)

安政三年辰十二月

有村隼治殿

〇二 島津義久書状写

猶々今度於筑州立者、可被成自身出張候之款、是又示預、可得其心候、

厥後無音之躰、心外之至候、仍頃從忠棟所注進之趣、筑

紫進退之事、構逆儀候之条可討果、依談合内端之軍衆、

急速雖可差登由候、巨細以税所新介可相達之段、就到来

未申付候、僮者可伺 御神慮哉、菟角御存分之通有之候

承候而、可得其心候、将又巢本之儀、何分相聞得候之款、

京都へ申登子細候之間、是非以今年者鷹数多見来候之様、

御入魂所希候、彼是為納得染筆候、恐々謹言、

参月廿三日

義久 (花押)

竜伯 一句

洞庵廿四

珠長廿八

為舟廿四

実増廿三

能豊一

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一三〇一号文書ト同文ナリ)

(墨引)

兵庫頭殿

義久

午六月廿七日

川上平右衛門

親央(花押)

肥後二右衛門

盛用(花押)

田中五右衛門

國明(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」二二九号文書ト同文ナリ)

(繼目裏花押)

〇三

島津義久書状写

今度條々申出候之處、被令納得之由、喜悅候、殊更向後被任下知、可為無二之忠勸之段、具誓紙到来、尤以神妙候、從是永々不可者違變候、恐々謹言、

十二月十三日

義久(花押)

兵庫頭殿

(繼目裏花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」二二五号文書・「旧記雜錄附錄一」一〇〇六号文書・「旧記雜錄附錄二」三〇号文書と同文ナリ)

安政三年辰十二月

有村隼治殿

新納駿河

右御書写、其方家藏而此節致拜見、加袷裝差返之訖、鹿抹被致間敷候、

大口

有村安左衛門殿

右 義久公御書式通亨通三月廿三日
通亨通十二月十三日

先年被召揚、此節写之儀被申出候、各申談、字畫無相違令臨写、授與之訖、仍如件、

〇四

根占作左衛門尉書状写

猶々申入候、未被直成、霜月十日より真米壹石廿目ツ、ニ相下候、是又為御存知候、以上、

其元御無事ニ御座候哉、此方御同前之至ニ候、仍出米之

御記録奉行

受取ニツ持せ申候、可然様ニ、御算用可被成候、将又我等懸籾来初秋之くしニ指當候様ニ傳承候条、他ニ不参様ニ御入魂頼存候、我等親子買地出米之事、當所御藏へ上納候、

一高四石分ハ四分一

右、出銀四匁、但老石廿二匁直成シテ真米老斗八升老

合八勺一才、

御方御高之内、

一高四石五斗分ハ三分一

右、出銀貳匁七分、右同直成シテ真米老斗二升二合七

勺二才、

是者

高二石五斗ハ松伊右衛門尉殿高之内、

高二石者別枝茂兵衛尉殿より之買地、

合米三斗四合五勺三才、

此分ニ而皆濟ニ而候、其元にて御算用可被成候、将又胡麻ケ野肥後守殿へ、真米貳升、我等前より遣事候間、其方より御返弁ニ而可被下候、頼存候、我等出米合三斗五

合四勺六才上納申候、内九勺三才ハ過米ニ而候、是又為御存知候、恐惶謹言、

根占作左衛門尉 ○印

霜月廿三日

清為(花押)

有村隼人正殿

人々御中

○五 某加増目錄写

加増目錄

井まぢた

上田一段五畝十二步 二石一斗五升七合 助二郎

天神の下

下田二畝 二斗 善太郎

麦生田

下田四畝 五斗六升 主税助

井まぢた二区四畝八歩ノ内

中田一段二畝四步 老石四斗五升六合 平右衛門尉

屋敷六畝

六斗 順十郎

合高四石九斗七升三合

慶長六年

四月十六日

有村勝右衛門尉殿

○六 某加増目録写

加増目録

かいもと
 上田一反二畝八歩 一石七斗一升七合 助兵衛尉
 井町七反二畝廿四歩ノ内
 上田一反十二歩 一石四斗五升六合 万右衛門尉
 せとの口
 上田七畝六歩 一石八合 木工介
 大つる
 下田十五歩 五升 又兵衛尉
 井まちた
 上田五畝十歩 七斗四升六合 大膳
 合高四石九斗七升七合
 有村勝右衛門尉殿

○八 木上惟商書状写

以上

貴札令披見候、仍先年大嶋久左衛門尉殿、為御使度々遂
 参上、御息女を有村隼人佑殿縁中之儀申越候時分、見音
 被仰候ニハ、久左衛門尉殿雖任御意度候、隼人佑殿先腹
 ニ御息御座候間、難成由被仰候、其意趣を委敷久左衛門
 尉殿に申候処ニ、御返事ニハ、隼人佑殿子息ハ龍菊殿為
 舎弟可被召立候間、隼人佑殿又々御息可在之候間、其時
 分者、惣領子たるへきよし、頻ニ被仰候条、御縁中相定
 候、此事我々御使申候間、御返事如此候、万事者以貴面
 可申述候、恐惶謹言、

木上和泉守

十二月廿七日

惟商(花押)

見音老
尊報

○七 某加増目録写

加増目録

くほた七反十五歩ノ内
 上田一段一畝廿二歩 壹石六斗四升五合 彦四郎
 堂の下
 上田九畝十八歩 壹石三斗四升三合 大藏
 井まちた
 中田壹段四畝 壹石六斗八升 半左衛門
 堂の下二反五畝十八歩ノ内
 上田二畝四歩 三斗 早介
 合高四石九斗六升八合
 有村勝右衛門尉殿

○九 新納忠元六首詠草写

(ハリ紙)

「忠元真筆」

さてく、此たひ竜菊童子身まかり給ひ侍る事、寔
見はてぬ夢の覚たる心ちし侍りければ、みしかき筆
にては書盡しかたく侍れ共、せめての事に、弥陀の
名号を五もしの句の上に置いて六首つらね侍り、やか
て焼香の煙になしたまふへし、
沙弥為舟

なか／＼にかゝらはなとかみへつ覽

いやはかななる夏のよの夢

生れ出て年も経ぬまに空蟬の

世ハあやなしとねをのみそなく

あたし野の草葉の露はをのか秋

待えてせめてけぬへき物を

ゆふくれの澤の蛸は無人の

玉かけるかとむつまじきかな

たよりをもさらはつけなむかよふてふ

道しるしての山郭公

ふたらくや涼しき池にうかひ出て

やとる蓮の花の上の露

南 なつの夜の空行月の光より

あたなる人のいのち成けり

むは玉の夢のゆくゑをことゝハ、

山郭公なきてこたへよ

無 あさからすさそなてしこの花の露

消もかへらぬ世をなけくらん

みな人のかはらぬ物やこれならん

かゝる別をしたふころは

たなひけはうたかひもなし紫の

雲にあふちの花もかほりて

ふきうつる風のひゞきをきくからに

ありと思ふもむなし大空

仏

陀

弥

阿

無

南

〇一〇 伊勢貞昌書状写

其後者不申通候、仍伊集院治部□□、此中中原内蔵助

殿跡目□□九石分之軍役、其地之為衆中被相勤候由、

拙齋存命之刻、被申定候由、承及候、必定其分候哉、定

地頭□□可被存候間、巨細被成御尋、御返事可被仰聞候、

恐惶謹言、

十二月廿一日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

伊集院半右衛門尉殿

人々御中

〇一一 有村某覚書写

一其以後壬午之年、肥後ひらの城忍ニ三城衆伊地知丹後守殿・逆瀬川豊前守殿・大口衆園田丹後守殿・有村隼人佑、此人衆忍にて、同十二月十日ニ被召取候事、

一乙酉之年、潤一月十一日より同十三日まで、阿蘇家ニ被召取候、然ニ同年十二月、豊後よりからくりを入候、

其時新納武州ハ肥後三舟之地頭にて候、彼御分別を以、又豊後へ御からくりを被入候、其同時、野尻殿を御からくり

らくり新納四郎右衛門尉殿・有村隼人佑兩人被入候、然者、野尻殿寄合衆ニ心有之由見切、野尻之親類を人質ニ取、無何事被退取候而、其正月十三日ニ高森と申城をからくり被召落候事、

一其後六月豊後入田殿、薩摩方と被申候へ共、真実不知候間、手方可被出之由、其使隼人佑被遣候、同手方之檢者平田豊前守殿・濱田民部左衛門尉殿被參候事、

一同年十月廿日ニ、豊州へ此方より被成御打入候、其前ニ豊後入田殿之使吉良甲斐守・志賀殿使大塚右馬助出合候、其談合ニ、隼人助御遣候、豊後入之様子談合申究候事、

一豊州へ被召入、舟か城を隼人助見切候て、詰取候、其時城数四五ヶ所御手ニ參候事、

一又豊州房かはたと申城を隼人佑からくり取、大口衆三十六人召置候而、御番被申候、然處ニ地下衆心替候故、戦死被申候事、

慶長十八年正月廿四日

〇一二 伊勢貞昌書状写

其後者不申通候、仍有村隼人助殿之儀、其許へ被成御頼度由被仰候、難成之由候つれ共、我等前より頻申候ニ付而、拙齋以来より別而御懇之儀共候条、二三ヶ年之間、

可罷居之由被申候、後日者如谷山可召移候間、是又為御
存候、恐々謹言、

右者国府衆 かこしまへ被召移候、

奥小姓

伊兵部少輔

死去 伊地知金右衛門殿

貞昌（花押）

右同 久木田孝左衛門殿

病人 蒲地善次郎殿

無仕合 伊藤造右衛門殿

かこしまへ被召移候 飯牟礼權左衛門殿

有村安左衛門

御小者衆

森徳香

同惣次兵衛

西孝左衛門

肥後八兵衛

齊藤銀五郎

坂口孫助

泊大左衛門

濱田五助

右侍ニ被召仕、かこしまへ為被召移之由候、

二月廿三日

（ハリ紙）

〔加賀殿〕
新次郎四郎殿

人々御中

〇二三 某覚書写

覚

納戸衆

川上伊与殿

同

伊地知周防殿

右者かこしま衆

蒲生宮内少輔殿

町田喜之助殿

同姓権右衛門殿

其外御女房へ縁ニ不付衆へ、一世御養被下候而、御心付ニ而候、

二月十一日

〇一四 伊地知重賢書狀写

猶々細々御報可申入候へ共、老足之儀ニ候へハ、状ヲ相調候事も不能成、急便之故大方ニ候、以上、

新春之御慶目出度申納候、仍度々預御状ニ畏入候、如年於江戸ニ者色々得御意候、我等も年月より筋氣出合、于今無然々候て、迷惑之躰ニ候、法華嶽などへ御参候者、此御立寄候へ、掛御目ニ可得御意候、為何珍敷事も無御座候哉、如何ニ候、江戸ニ而御咄申候一儀も、筋氣悪候故、殘多存計ニ候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

伊地知四郎兵へ

二月十一日

重賢(花押)

有村安左衛門様

参御報

〇一五 重朝・忠清詠草写

夢想 御

曇りなき心の月のかけすみて

なとかねかひのかなハさるへき

神かきの霜はらふ袖やたえさらん

重朝

真砂の松の風ハさむけし

忠清

〇一六 新納忠清知行目錄写

知行名寄目錄

原田村きろめき

下山十四間四畦廿歩大ツ九升

類右衛門尉

高九升三合七勺五才

右之知行、為仕明地令支配候、後年軍役諸出物等、無緩可被相勤者也、

寛永十七年

辰二月廿六日

新納加賀守

印

有村類右衛門尉殿

(本文書ハ一日記雜録後編六(一一)号文書ト同文ナリ)

〇一七 伊勢貞昭書狀写

猶々先日之御状慥相届候、以上、

其後者、不申通候、御無事之由、目出度存候、爰元同前之至候、近日罷下相積儀、可得御意候、随而者先日有村安左衛門儀被仰越趣、令承知候、就其新納次郎四郎殿より一節地頭所ニ頼被成度由被仰候哉、数年嘉州へ相付奉公被申候、定而左様成儀にて、右之通ニ被仰候へんと存候、貴殿被存候様ニ、前々谷山衆中にて有之候処、古兵部へ嘉州被仰理一切被為頼に候、谷山之儀も人少ニ候、當分之儀へ、次郎四郎殿御若輩候間、如此中可被召仕候、何れ以来へ、時分を以可申入候間、如本之谷山へ召移可申候、子細安左衛門へも貴殿より御内談尤候、尚期後喜時候、恐惶謹言、

十一月廿日

伊勢兵部

貞昭 (花押)

伊地知主膳

〇一八 知行名寄目錄写

(端裏書) 「有村安左衛門」

知行名寄目錄

卷反五畝九歩之内

屋敷 卷反九歩

篠原古江八畦四歩 廿町十五之内

下田 四畦拾貳歩

原田川窪

山畑十間貳畦

同村戸板卷反一畝六歩

下留 卷歩

唐屋敷

大ツ一表八升七合

大ツ三升

大ツ貳斗八升之内

大ツ壹表一斗五升

大ツ三升

大ツ貳斗八升之内

大ツ壹表一斗五升

大ツ壹合

合初大ツ貳表貳斗六升八合

高ニシテ卷石九合貳勺五才

外ニ

高四斗五升八合三勺三才

右知行、今度御分國中、田畠以引并檢地、無親疎相改

令配分候間、於向後不可有訴訟者也、

右之以奥書御支配所より被下候間、於所ニ無親疎

為足地令支配者也、

万治貳年己亥

大口

支配所 (印)

七月九日

新納次郎四郎

〇一九 有村安左衛門覚書写

紋所迄火事ニ燒失故、爪書付也、

先祖御奉公申上候覚

一有村壱岐守・子同隼人・子少右衛門・弟助三郎、帖佐

岩つるき城責之時、右四人一所ニ而戦死、助三郎弟出

家ニ罷成之由候而、寺へ罷有候、伯曾様上意ニ而、

拾歳ニ罷成ヲ大口へ可被召移之上意ニ而、知行三町六

反山野と大口堺西ノ門被下候、于今三百六拾石ニ罷成

候者、右出家元俗仕候ヲ大口へ被召移刻、壱岐と名被

下、子二人有之、一番女子、木脇刑部左衛門妻、弟ハ

有村隼人、豊後国房かはた城主被仰付、侍三十六人被

召付候處、地下衆心替仕、城責申ニ付、付衆何も逃散、

雖然、内田・池田・山元・紫村四人相付、隼人同前戦

死、家来之者十八人、以上廿二人、一所ニ戦死、其後

嶋津兵庫頭義弘公より隼人御奉公之條々、本田源右衛

門殿ニ而、右子隼人へ御尋ニ付、新納武藏殿細々被為

知候故、相尋、條書ニ而申上候、其留有別帑、

一右有村隼人、高隈へ出陣之御供仕三年、其後庄内御出

陣ニ罷立、帰陣ニ何も壱人ニ付、知行三石加増被下候處、

隼人手首尾能之由候而、知行拾六石被下候、兵庫頭様

より菊ほりたるかふかひ被下、于今所持也、其後馬越

本城へ被召移、多年嘸役仕候處、又大口へ可被召移之

由候而、加増廿五石被下、大口ニ而も与役仕、終役儀

無御免、五十七ニ而死、

一其後へ上使小井出對馬殿・坂織部殿・森瀧小十郎殿被

成御下向、求摩とさつま之境御覽之刻、隼人可罷成之

由被仰付、す木浦境之谷へ罷成、委御三人申候而候、

求摩より相良内藏允殿ニも奉書□申分候得共、小井出

對馬殿可被任候者、各口論ニ罷成候而者不(宜カ)繼から事に

候、求摩衆之口々ニ者、重而可承由ニ而候、

一右隼人子四人有、一番有村城之助、是ハ無奉公、妹者

国府衆徳持市兵衛殿妻、弟有村安左衛門奉公相續、其

妹国府衆肥後少右衛門殿妻ニ而候事、

一有村安左衛門事、十二歳より 国府様へ御小姓役仕、

十八迄国府御奉公申上、 国府様へ御遠行以後、親跡

職可被仰付候間、大口へ可参通、地頭新納加賀殿より

被仰ニ付、国府之居屋敷等指上、大口へ参候而、肥前

之国嶋原一戦ニも乗馬ニ而罷立候、落城之刻者、新加

州より被仰上儀候而、かこしま参上仕、不有合、其後

光久公外城御廻之刻、御認之御供仕、翌年御意ニ而、

江戸へ被召烈候、江戸ニ而も 上意辱、熱海へ 御光

越ニ候步行九十三人ノ内十人御供、龜山嘉兵衛殿・山

田角太夫殿・松山久太夫殿・伊集院衆 [] 縫殿殿、

蒲生衆帖佐濱右衛門殿・有馬九郎左衛門殿、

一有村安左衛門、江戸より罷下候へ者、大口噺役被仰候

ニ、噺役も三度迄仕候、内亥ノ年繪圖御進上ニ、求摩

と大口さかい六ヶ敷罷成、御相談ニ而新さかい相立刻、

安左衛門被仰付、行司松山孫左衛門殿・同平井権之助

殿同行刃才山下六右衛門召烈、求摩衆へ出合、さかい相定候、求摩衆緒方新

兵衛殿と申者出候而、相談相究、今迄其さかいニ而候

事、

一午年江戸ニ而、 又三郎様よりはり貫之護被下候事、

綱久様より摩利支天拜領ニ而、又熱海へ御供仕候、其

後酉ノ年、修理大夫様より江山之掛字拜領仕候、其後

卯ノ年、江戸へ相詰候處、母煩由聞、暇申上罷下、修

理太夫様へ御暇申上候へハ、 御前へ被召出、御ふく

被下候、先祖之事御尋ニ付、市来八右衛門殿・大嶋勘

右衛門殿御前へ被罷居、委細之旨被知故、委被申上候

へ者、御はな帛袋ヲ被下、其之盃ヲ被召上候而、先祖

御はらび被成候、其後申ノ年、江戸ニ而 大隅守様よ

り北斗北辰之掛物拜領仕候、安左衛門事、江戸へも拾

壹度参候事、

子八月六日

有村安左衛門

右文書、或坪付・覺書等、都合拾七通、其方家蔵ニ而、

竜菊童子江追悼之歌五首之一通者、為舟真筆無相違、此

節致一覽、加袂装差返候条、無鹿抹永傳有之度もの也、

新納駿河

久仰 (花押)

安政三年辰十二月

有村隼治殿

太
秦
文
書

○一 護良親王令旨

為追討東夷、所被召軍勢也、早相率勇健之士馳參、可致合戰之忠節、於勲功者、可被宛行牛屎院地頭職也者、大塔二品親王令旨如此、仍執達如件、

元弘三年二月六日

(四條)
佐少將隆貞奉

牛屎郡司入道館

○二 後醍醐天皇綸旨

道覚相率勇健之士、可致合戰之忠節、於有勲功者、可被行勸賞者、綸旨如此、悉之、

元弘三年四月廿三日

(高倉光守)
勘解由次官(花押)

○三 足利尊氏下文

(花押)

下 牛屎一族等 交名注文
在別帶

可令早領知大隅國深河院地頭職并薩摩國鹿兒嶋郡司職

事

右、以彼一族等、為勲功之賞、所宛行也、任先例、可致

沙汰之狀如件、

建武三年五月十四日

○四 牛屎高元軍忠狀

薩摩國牛屎左近將監高元申軍忠事

欲早預御注進備龜鏡子細事

右、高元為最前御方、率一族親類以下軍勢等、數ヶ度合戰抽軍忠之条、每度令言上畢、次越前國敦賀城凶徒可誅伐之由、下賜御感御教書、令發向彼城、嶋津孫三郎相共致每日每夜合戰之上、今月五日晝コクニ、自件城大手責入、捨身命及散々合戰之条、同所合戰之仁執事祗候人野口平三郎・大隅國菱刈孫三郎等令見知者也、然早預御注進、且任度々軍忠、浴恩澤、為播弓箭面目、言上如件、

建武四年三月 日

「承候了(高前奉)
(花押)」

○五 足利直冬下文

下 下大隅左近將監高元

可令早領知大隅國下大隅院九拾町楡井跡、四郎跡、同國肝付郡

百參拾町守名越尾張跡地頭職事

右、以人為勲功之賞、所宛行也、早守先例、可令領掌之

狀如件、

觀應二年九月六日

(足利直冬)
源朝臣(花押)

○六 藏人藤原經清奉口宣案

上卿按察中納言

正平十八年七月六日 宣旨

大隅守大秦高元

宣任出羽守

藏人左少辨兼右衛門權佐藤原經清奉

○七 征西將軍宮令旨

可馳參之由、被聞食了、尤神妙、近日可令現形、且所望事、任注文所被宛行也、可支配一族并同心之輩、早可致

忠節之由、

征西將軍宮令旨如此、悉之、以狀、

弘和四年正月十六日

左中將(花押)

牛屎河内入道館

○八 牛屎元勝代山内元清軍忠目安案

備上覽了

薩摩國牛屎太郎太秦元勝代山内大學助元清謹目安言上
抑於于當國菊池、可有大綱之御合戰之由承及之間、元勝
可馳參之處、住國守護人同心仁對於阿多敵城、先立在陣
之間、為代官元清、去八月四日木原仁參着仕、同六日菊
池隈部陣仁馳加、今月三日御方之人、同婦參仕、至于今
令宿直候之趣、并當國葦北庄湯浦城御敵忍取之間、相良
三郎相共仁元勝馳向、去八月十七日、彼城令對治、楯籠
所凶徒悉討捕、一族若黨數十人被疵畢、此等之條、預御
披露、弥為致忠節、目安言上如件、

元中四年九月廿六日

大學助元清奉

進上 御奉行所

(裏花押)

○九 島津伊久預狀

薩摩國山門東方之内三十町事

右、為祈所々預置也、仍之狀如件、

應永十二年八月十五日

(島津伊久)
沙弥(裏花押)

(元親)
牛屎近江守殿

○一〇 藏人藤原藤光奉口宣案

上卿藤中納言

應永廿四年三月廿日 宣旨

大秦久元

宣任越後守

藏人右中辨兼近江守藤原藤光奉

○一一 相良為統坪付

深田之内

一江嶋之分

一いつミ丸の分

くろ田之内
一まくらの分

一庄屋之分

須惠之庄之内
一石坂之分

以上うきめん五町

門五ヶ所取合十三町

文明十一年八月三日

為續(花押)

牛屎太郎殿まいる

○一二 菊池武朝書狀

先日預御狀候之間、申御返事候了、定參着候哉、

抑先立如令申候、其境無所殘御方同心之間、定可有御悅

喜候欵、就其同意、早々出陣候者、此境凶徒退治不可有

幾候、御近付候方にも被仰勸候者、殊可然候、委細此僞

可被申候、恐々謹言、

二月十八日

武朝(花押)

牛屎河内入道殿

〇一三 後村上天皇綸旨

參御方揚義兵、令對治凶徒之由、被聞食了、尤以神妙、早可被褒賞、弥可抽忠節者、天氣如此、悉之、以狀、

三月十四日

右大辨(花押)

牛屎河内前司入道館

〇一四 菊池武朝書狀

雖未入見參候、申承度本意候之間、先令進狀候、於向後者、連々可申承候、御同心候者喜入候、抑去月秋比、凶徒陵難所、依打寄限牟田城候、日夜合戰無断絶候之間、御敵手負死人数百人候、随而敵陣之勢日々減少候、何様此時御方可得大利候、就其今時分御同心候者、鎮西静謐不可有子細候、若 公方様可有御申子細候者、就是非可致申沙汰候、又於武朝者、就諸事八幡も御照覧候へ、不可存等閑候、委細依此御返事重可申承候、恐々謹言、十一月廿五日 武朝(花押)

牛屎河内守殿

〇一五 相良実長書狀

追而申入候、御親類中以内談被召置可承候、乍不申嶋津殿院内内略儀、御油断有間敷候、益々千秋万勢

任御代々之辻、近年縁中申合候、誠千羈萬龜目出候、依其儀菊池武朝様御入魂之書狀数通被取替候、當家寄之條、吉凶可申談之事、肝要之由候、殊更薩摩之内裁判之儀被仰付候、散々斟酌令申候、御院内各御分別可承候、万賀、恐々謹言、

十一月廿三日

實長(花押)

牛屎左近將監殿參 御宿所

〇一六 菊池武朝書狀寫

寫文

先日態以人進狀候、如定參着候哉、抑々委細之分者、先立如被申候、此時分御方御同心候者之凶徒於當陳退治之事、不可有子細候、(五分)□□に可然御計ひ候者に、就公私可

〔自出〕
□□候、何先日取進□□□令旨等、於御申事者、就諸事、
可致申□□候、
〔沙汰カ〕
〔此脱カ〕
依返事重委細可申承候、恐惶謹言、

十二月八日

武朝判（花押）

牛屎河内入道殿

○ 菊池武朝書狀写

〔本文書ハ一四号文書ト同文ニツキ省略ス〕

○ 菊池武朝書狀写

〔本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス〕

○ 相良実長書狀写

〔本文書ハ一五号文書ト同文ニツキ省略ス〕

○ 菊池武朝書狀写

〔本文書ハ一六号文書ト同文ニツキ省略ス〕

○ 後村上天皇綸旨写

〔本文書ハ一三号文書ト同文ニツキ省略ス〕

○ 一七 相良頼房書狀写

去年不慮出來候之處、別而預奉公ニ候、連々御取置中案
申候、就夫少地進候處六ヶ鋪候ハ、然共以分別無事被

申合候哉、肝要候、必闕所次第代地可遣候、爲後日染筆候、恐惶謹言、

三月十六日

頼房判

牛屎兵部少輔殿

〇一八 某遠江書状写

御慶幾度々男子誕生、母息才之由、満足推察候、前々ム

スコニソコモト共一家ニ幼少之時指候信国之腰指シ、今度祝

義ニ遣シ候候、能様ニ調へ遣可有候、

一万徳ニ今度之義、万事立マハリ旁頼入候間、フミ遣シ候、

何ソ祝義遣シ可玉ハル哉、

壹岐様ニ得御意、可然様御ト、ノへ有度候、

廿八日

遠江

又右どの

〇一九 菊池弥兵衛書状

菊池左京大夫 法名常朝

一武朝

六代之孫也、武重、武士、武光、武政之嫡子也、是ハ間連、菊池肥後守武時ノ八番目ノ子、武光ト申候、此武光

ノためニハ、武朝ハ孫にて御座候、醍醐天皇ノ時

代可為候カ、年号ハ然与見へ不申候、多分 建武二

三年ノ比ノ人可為候かとかんかへ申候、

一 武朝ヨリ弥兵衛おや高鑑まで十一代にて御座候、

一 武朝ノおち武光ハ、官方將軍方たゝかひノ最中ノ人

ト見へ申候、武朝モ武光ノまごにて候間、官方將軍

方ノたゝかひにもあひたるへきとすいりやう申候、

右然々トハ不存候へ共、難背貴意、あらまし書付進上

申候、以上、

三月十六日

菊池弥兵衛

羽月又右衛門尉様

〇二〇 牛屎元息所領所望注文

牛屎河内入道望申所々事

日向國深河八十町

同國岩河八十町

大隅國菱刈院地頭職三百町

同國祢寢地頭職三百町

薩摩國鹿兒嶋院郡司分七百町

同國山門院三百五十町

以上六ヶ所

〔(裏書)
左中將(花押)〕

〇二一 牛屎院系図

傳來

牛屎院牛屎家祖先傳來之寶刀、左之通り、

一備前國包之刀貳尺三寸

附當時古鞘つき

一古刀差添 當時古鞘まゝ、

一大原眞守之刀貳尺四寸九分

附黒ぬり鞘入

牛屎家傳來之寶刀なり

子孫牛屎久兵門誌

牛屎院系圖

号薩摩四郎

基衡

此代京都ヨリ牛屎院在國、夢想ニヨリ姓ヲ改秦、

薩摩牛屎院ニ下向者、四條天皇天福元年、

基包

元真 次郎 上洛之時、於中国卒、

元重 三位

大夫判官

元永

牛屎民部丞

元光

元能 次男

大夫判官

元永

牛屎太郎

國基

忠元 次男 号羽月殿

山野三郎 三男

左衛門尉 秋月殿聳

元兼

法名元阿弥

小木原某

太郎左衛門 入道名道覺 法名元覺

元茂

大塔宮之御令旨並綸旨有之、

大原之眞守一刀貳尺四寸九分有之、

大田二郎二男 勝木三郎三 淵邊四郎四

牛野五郎五 野稻六郎六 裏木七郎七

豐福寺^八 三位房

大隅守

元尚

法名惠佛

義貞之御教書有之、

相良兵庫允實長掣

高元

法名普光

始左近將監、依 後村上院之宣旨、任出羽守、

宣旨一紙有之、尊氏將軍之御教書一通、義貞江ノ

申狀之案紙有之、

實長書狀一通有之、

長羽四郎兵衛尉元種二男

木民次郎兵衛尉武元三男

河内守 入道

元息

法名祖英

宮方左中將知行註文之書、裏ニ判有、

宮方征西將軍宮令旨二通、左中將判有、

弘和四年正月十六日、

菊池左京大夫武朝狀三通有之、

一 鶴田基一男 隈田基三男 宮田基男

牛屎太郎

元勝

法名聖元 三十三歳卒、

宮方江山内大學助元清ヨリ御奉行所江出ス目案別紙、

裏ニ判有、

元中四年九月廿六日トアリ、

近江守

元親

法名少忠

永享三辛亥年九月十四日、六十三歳逝去、

義滿將軍之御教書有、

依 稱光院之宣旨、任越後守、

久元

法名光久

明徳四癸酉年誕生、

文正元年丙戌十二月七日卒、七十三歳、

越後守

觀元

右衛門

元秀

法名水原春

始牛屎太郎 後中務少輔

元忠

此代薩摩ヨリ深田村江居住、

爲續公ヨリ田島等拜領之御書附二通有、

文明十一年八月三日

爲續公判

牛屎太郎殿

牛屎左近亮

元能

永正元甲子三月、八代高田城江合戦之節、

近江守長毎公御供、

始右エ門 後摩利支天正位 兵庫丞

元次

大永六丙戌五月十六日、人吉一乱之時、父子共ニ

御奉公、

同年八月廿三日、

義滋公ヨリ假屋鋪三石五郎左エ門跡・永野方跡拜

領、別紙書附二通有、

大永六年九月廿三日

又三郎

元久

法名寿盛

牛屎兵部少輔

元盛

法名空性

弘治三丁巳十二月廿四日、修理大夫、

頼房公賜知行加増且相良牛屎彦太郎頼忠、別紙有之、

頼房公御書一通、御判有之、

三月十六日トアリ、

右近大夫

元秀

法名月山照雲居士

相良牛屎弥太郎長純ト賜、

天正十三年十二月廿四日

長壽公判 別紙有之、

又三郎 後又右エ門

頼重

法名觀智宗喜居士

寛永四年十月十九日、墓所井口、

相良與一郎長元ト賜、

天正十九年九月十九日

頼房公判 別紙有之、

此代仕落故、不知居屋鋪井口、

寛永十八年迄同所、

良盛

法印權大僧都 居愛染院 即十二代祖 此代合兩

寺、号井口寺、

本牛屎 後改羽月 俗名又右エ門

尚盛

法名徳風尚盛居士 延宝五年九月九日、六拾六歳

卒、

誕生元和元年乙卯、

始御茶道召仕、此時居住所井口北山權現近所、然

處

頼尚公ヨリ寛永十七年十二月七日、知行二百石頂

戴書紙有、其後同十八年、麓御馬屋西拜領、且御
家老職被仰付、

妻加賀七郎兵エ娘 法名信智了性尼公 元禄六癸
酉年八月廿四日

俗名進平 法名自峰晴心居士

CV4

寛文十二壬子七月六日卒、妻新宮新藏娘 法名

貞寶元髻尼禪門 享保四年己亥十月六日

俗名喜一郎 法名無瑞宗夢居士 寛文三年五月廿

一日

女子東伊右エ門嫁、

法名

女子

井口八右エ門嫁、然共離縁、後方江長右衛門嫁、

法名蓮池院命覺法延大姉 正徳三年癸巳八月十三

日卒、墓所延寿庵、

俗名孫八 實

CV4

神瀬九兵エ子、兄養子ニテ相續、御用人江召仕ル、

法名校翁全勘居士、元禄九年十月廿三日、妻

東伊右エ門娘 法名

覺庭寿圓大姉 享保十七壬子五月十三日

俗名龜三郎、幼少故知行三拾五人扶持頂戴之、然

處幼年ニテ死去、法名

奇岳宗峯上座、元禄十四丁巳年四月四日

俗名七弥 後祐右エ門

元貞

法名月海良澄信士 享保八癸卯年九月廿八日、妻

青井宋女娘 法名

慶林妙讚大姉 八月晦日卒、

故有、此代麓ヨリ源内方江居住被仰付、新規ニ知

行百石拜領、

女子 休圓山伏妻

法名

俗名平右衛門

盛宣

法名

——
女子

性室慧心居士 明和六己丑年九月廿五日、妻那須

傳心娘

法名

覺室妙圓大姉 明和二乙酉年七月廿二日、

俗名又左衛門

寶曆一壬申天十月一日

法名不傳 常用信士

別家御取立、二人扶持拜領、

女子 愛甲彦左衛門妻

俗名和兵衛 實青井信濃守惟武四男

辰盛

法名

忠道志勤居士 寬政五癸丑年十二月廿八日卒、

妻盛宣嫡女

——
法名

香嶽淨蓮大姉 明和六己丑三月廿六日

法名

崑霜童子 寬延四未十一月十九日

女子 高島惣右衛門嫁、

法名

女子 法名

淨雲知清信女 明和五子年十月十九日

石井手源駄左衛門嫁、然共離縁、

女子 法名

心岩幻智童女 明和六丑年三月廿三日

大迫文書

(表紙)

大迫文書

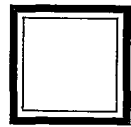
〇一 徳川家康異国渡海朱印状

自日本到

東埔寨舟也、

右

慶長拾貳年丁未十月初六日



(印文「源家康弘忠忍」)

〇二 某覚書

此 御朱印者、大迫吉之丞カンボチャへ令渡海時分、
鳴津兵庫守様より

内府様へ言上被成御申受、吉之丞へ被下候 御朱印也、
御手跡者、タイ長老トヤラン申候、出家之被遊ヨシ候、

〇三 島津義弘書下

明年正月、大唐川内江船を可指渡候旨、

内府様江得御意、申付儀候、客衆以下あひすゝめ、可罷
渡用意肝要候也、

八月廿七日

惟新判

大迫新左衛門尉殿

(本文書へ「旧記雜録後編二二一九五四号文書」「旧記雜録附録二二二三八号文書ト
同文ナリ」)

○四 伊集院幸侃書狀

山川屋敷公役之事、御船頭可申ニ付、於高麗御免之由、相濟候、此等之旨、山川至役人も、拙者前より可申理候、其心得肝要候、恐々謹言、

十月十二日

伊右入

幸侃判

大迫新左衛門入道殿

まいる

○五 大迫新左衛門覚

覚

惟新様 御正文二通

幸侃御狀壹通

右、先年御文所奉行衆川野六兵衛殿、諸所御廻り之時分、我等より書狀數八通指上申候処ニ、右之内御正文三ツ、御文書御記^(録カ)為被召載由、其後御返書被下置申候、以上、

拾月廿三日

大迫新左衛門

○六 曾木五兵衛書狀

猶々、いまた御参宮、定而ハ不相知候、何共追而被

聞合度存候、定而家居等もせはく可有之候へ共、被

成 御意儀候条、掃除以下被申付、御せつちんなどさへ、かつてよく候者、別ニ変作等入ましく候、

先度開聞へ参詣申候ニ付、彼地より可申越と存候處、便宜無之故、無其儀候、然者

惟新様、今月中ニ開聞宮へ可被成御社参候旨被 仰出候、就其貴所へ可有御宿之由、御意にて候間、以其心得掃除等可在之候、旁為御心得候、恐々謹言、

曾木五兵衛

三月十日

判

大迫吉之允殿

宿所

○七 曾木五兵衛書狀

御報細々令披見候、

惟新様開聞宮へ御参詣之刻、貴所へ可有御宿之由、被仰出候ニ付、申越候處、其覚悟被仕候由、被申上候通、懇ニ令披露候、御祝着之旨候、今月者開聞之座主、鹿府

へ長日之由候間、来月可有御社参之由、御意にて候、

御日執者未相知候、定而之儀者、重而従是可申越候、恐

々謹言、

人々御中

○九 島津久元・喜入忠統連署書状

其方事、親 惟新様江御奉公為申上事候、殊今度者江戸

へ致直走舟之上乗、仕合能早々罷下候、自今以後者、山

川之居屋敷加子役御免候而、直走之船頭可被仰付由、江

戸より此度被仰下候間、如其申渡候、別儀有間敷者也、

寛永九年九月五日

(喜入忠統)
攝津守 (花押)

(島津久元)
下野守

山川之
大迫吉丞殿

御宿所

三月十二日 判 曾木五兵衛

大迫吉之丞殿

○八 曾木五兵衛書状

急度申候、仍

惟新様来月四日被成御出船、同六日ニ開聞宮へ御参詣之

御日執ニ而候間、為心得之注進申候、乍去海上之儀ニ候

条、天氣なと悪敷候者、相延可申儀も候哉、相替儀候者、

又々可申候、御宿之儀者、無油断掃除肝要候、尚期後音

時候、恐々謹言、

○一〇 大迫吉之丞口上覚

口上覚

一今度きりしたん宗旨御改ニ付、江田源七左衛門殿・有

馬主馬之丞殿・伊集院少右衛門殿、山川中御改被成候

砌、拙者事、興國寺へ寺領仕罷居候処、右御三人、彼

方へ御尋被成候ニ付、拙者きりしたん宗旨ニ而無之通、書

物ヲ以細々申上候事、

曾木五兵衛

三月廿六日 判

大迫吉之丞殿

一我等事、先祖已來 惟新様御内意ニ而御座候故、先年

惟新様御在伏見被遊候時分、為御意旅庵老より被仰聞候ハ、此節大唐るすん之國へ船ヲ被差渡、真壺被召寄

度候ニ付、内府様へ得御意、御朱印申受被仰付候儀、

某可罷渡由、本田六右衛門殿・伊勢平左衛門殿・川上四郎兵衛殿御三人御使ニ而、被仰聞候ハ、今度為

上意致渡唐儀ニ候るすんと申國、皆鬼利死且宗旨之もの共ニ而候ニ付、此節ハきり死且宗ニ罷成あいさつとい

たし、御用等も可相達由被仰聞候故、拙者申上候ハ、御意とハ乍申、存寄不申宗旨ニ而御座候へ共、何事も

御奉公之儀ニ御座候故、任 上意、此節ハ鬼利死且宗

ニ可罷成由、御受仕候処、追付曾木五兵衛殿・本田源

右衛門殿御使ニ而、具足・甲并手鎧卷本刀大小其外御紋付之御羽織拜領仕、誠難有仕合ニ而、川内京泊より

唐船被召立、阿久根より正月下旬ニ出帆仕、天竺之内るすんと申國江罷渡申候事、

一るすん屋形へ従是御進物、金屏風卷双并御馬卷疋、伊

作野月毛六才之駒、鞍道具等皆金仕立ニ而御座候、則

るすん屋形へ差上申候、別而御取持ニ而候、追付帰朝

之刻、為御禮物真壺九ツ・巻物式本ニ而御座候故、鹿

児島 御屋形江伊地知可清老・薬師寺六左衛門殿入道

ヲ以上納仕候、御老中様伊勢兵部少輔殿・嶋津市之正

殿御兩人より御證文御受取被下、于今頂戴仕候、然処、

追付 従

惟新様、本田源右衛門殿・中山三郎兵衛殿・川上久右衛門殿・南郷定右衛門殿ヲ以被仰聞候ハ、今度任

御意、鬼利死且宗ニ罷成、致渡唐、御用物相達、別

而御祝着被遊候、則右宗旨相捨可申旨被仰付、不及口

能ころひ申、則禪宗ニ罷成、當所徳雲庵、先祖已來

且那之故、血脉證文申受候事、

一其後 惟新様、開聞宮江御社參被遊候ニ付、我等事、

加治木へ被召寄、曾木五兵衛殿御使ニ而被仰聞候ハ、

此節開聞宮へ御參詣被遊答ニ候、就其前々渡唐之御、

被仰付候鬼利死且之宗旨相捨申候哉、今度 御光儀被

遊儀ニ候条、若右宗旨相殘候ハ、御宿被遊間敷由被

仰出候ニ付、少も無別儀相捨申候ニ、其節より則禪宗

ニ罷成申候由、證據人相立、切々申上候ニ付、山川へ
兩度 御光儀被遊、拙者所へ御宿被遊候、二日御滞留
ニ而御座候儀、山川衆日高九兵衛殿・野間口彦左衛門
殿・内田才右衛門殿、成川之有馬右近ノ太夫殿、當所
權現之座主太夫紀左京大夫、其外地下中之衆も皆々被
存知候事、

一 今度鬼利死旦宗旨ニ而無御座候證據ヲ、細々書物ヲ以
申上候、寛永十三年之時分、御伊勢様江參宮仕候、證
跡人江戸六官内之太郎作同行仕候、其外大坂ニ而も、
住吉天王寺へ日參仕候儀、日高九兵衛殿御詰被成御存
知ニ而候、尤毎月御月待・御日待おこたらず仕候、又
成川之清源庵并有馬右近殿、當所宝持院并慶地庵ヲ每
々頼上祈念物詣仕候儀、何連も所中之衆細々被存知候、
又山川兩權現御再興之砌も、拙者分別ヲ以、當津出入
之船ニ、八九年中勸進仕、御建立之刻、白銀六百目余
奉加仕候儀、座主太夫其外地下中衆野間口彦左衛門
殿・日高九兵衛殿・内田才右衛門殿、所中之衆迄皆々
被存知候、當所祈願所寶持院へも右同前之勸ヲ以、建

立仕候、棟書可有御座と存候、右證據之衆日高九兵衛
殿・野間口彦左衛門殿・神川治右衛門殿・杉原新介殿、
其外地下中衆皆々被存知候事、又當所德雲庵、先祖以
來我等旦那之故、先祖之石塔ヲ立置、二季之彼岸并
盆・正月、何茂おこたらず相勤申候、其上德雲庵御本
尊御阿彌施(陀)一鉢、拙者作立、于今當寺へ御座候、右證
跡人正龍寺御住持梅屋・德雲庵住持宗文、其外日高九
兵衛殿・野間口彦左衛門殿・内田才右衛門殿、皆々所
中之衆御存ニ而候事、

一 山川兩權現江哥人七拾弍枚、吾等寄進仕候事、證據人
當座主寶積坊左京大夫・日高九兵衛殿・内田才右衛門
殿・野間口彦左衛門殿、何茂細々御存知ニ而候事、尤
右証據人衆銘々押札ニ而印形髓ニ被成置候事、

一 江戸へ大迫船之上乗被仰付、罷下候時分も兩權現宮へ
御神楽ヲ上、出船仕候事、座主太夫・社家衆皆々御存
知ニ而候、又成川之御諏訪大明神へ毎年出家衆ヲ頼存、
千度詣ヲ仕、經ヲ讀、七日參、其外精請之信心仕候事、
清源庵并有右近太夫細々被存知候、其外月待・日待、每

月出家衆山伏ヲ頼、勤行仕候事、何茂諸人御存知之前
ニ而御座候、然処ニ去年六月より十二月迄、鹿兒嶋興
國寺へ寺領仕候中も、御伊勢様へ日參之祈禱仕候儀、
御寺之僧衆皆々御存知ニ而候、

一其已前も天竺・川内・天川江渡唐之砌、南林寺へも鐘
耆 寄進仕置申、于今有之候、御證文所持仕居候、

一又市郎様、先年高麗へ御渡海之時分、御船頭役被仰付
候砌も、泊之大智院へ大般若經耆部寄進仕置候、證文
有之候事、

一穎娃大野嶽へ毎年參籠仕候事、當所慶地庵神川治右衛
門殿同行仕、度々參詣仕候事、

右者、此節鬼利死且宗旨御改ニ付、稠敷御僉議被成候
ニ付、口上書ヲ以、委細之段申上候、拙者事存寄不申
宗旨ニ而候へ共、内府様へ得御意、被仰付候旨、任
上意、何事も御奉公之儀候故、御受仕候処ニ、帰朝已
後則禪宗ニ罷成、證據人相立、銘々印形仕せ、其上拙
者事、於護摩所神文仕差上申候、乍此上御不案之儀被
聞召上候へ、拙者事ハ不及申ニ、右證據人迄、同罪

ニ曲事可被仰付候、以上、

寛永十一年戊三月 日

大迫吉之丞判

御口書聞衆
御人衆中

右本書物へ、我等鹿兒嶋へ持參仕候処、日高九兵衛殿
より御受取可被成由候ニ付、九兵衛殿同道仕、三原次
郎左衛門殿御取次ニ而差上申候、證據人銘々印形被仕
せ、本書物へ書判仕指上申候、

外ニ證據人押札九ツ有、銘々印形有之候事、

右條書、本書物之留ヲ書写申候、

巳八月五日

〇一一 某覚書

御奉行鎌田藏人殿より
御文書方より被仰渡、鹿兒嶋衆川野六兵衛殿諸外城被為
廻候、前々被下置候御感状ニ右之覚書相添、指上申候、
就夫
其後御感状返シ被下候刻、右覚書鎌田筑後殿御手前へ為
被召留由、川野六兵衛殿より
承申候事、

〇一二 唐土より与へられたる標幟ノ添書

このはたは、唐国川内之屋形之はたなり、此はたを持候而、川内国へ参候へハ、無別儀馳走被成候、日本將軍御朱印之類也、

(東京大学史料編纂所所蔵ノ影写本ニハ「唐土より與へられたる標幟ノ添書 標幟ノ模写ハ別製、別条ニアリ」ノ注アリ)

岡
元
文
書

〇一 関東下知状

(本文書ハ「旧記雑録前編一」八九七号文書ト同文ナリ)

可令早釋童丸領知美作國河會郷内大足村并東木屋事

右、任亡父明重法師弘長三年正月廿三日讓状、可令領掌

之状、依仰下知如件、

文永四年六月十六日

(北条時宗)
相模守平朝臣(花押)

(北条政村)
左京權大夫平朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」七〇〇号文書ト同文ナリ)

〇二 関東下知状

可令早平重村領知相模國吉田庄上深谷郷内田・在家、

美作國河會郷^(内)龜石・土師谷兩村、薩摩國入来院内

副田村^{已上名字辨}事

右、任舎兄重繼弘安九年六月八日避^(状)□、可令領掌之状、

依仰下知如件、

正應元年六月廿七日

(北条重時)
前武藏守平朝臣(花押)

(北条貞時)
相模守平朝臣(花押)

〇 関東下知状案

(端裏書)

「あんとの御下文あん」

(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)

〇三 渋谷明重後家尼寿阿置文案

(三の一)

(端裏書)

「尼寿阿置文案取要、弘安十^{十一}正應元十月 日平四郎入

道跡」

平四郎入道之あとのそりやう御公事等はいふんおき文の

事

一河會郷内本郷中村・上山下村

公田四丁八段大十九歩内

平次入道 一丁一反三百十分

せうくわん房 一丁三百九分

おくのこせん 一丁二反

たきのこせん 一丁四反

自余略之、取要、

一入来院内きよしきの北方へ、平次入道・平三郎入道・

せうくわん房ちきやうすへし、さかいへゆつり状にみ

ゑたり、

取要、自余条々略之、

正應元年十月 日

寿阿弥随仏

在判

(本文書へ「旧記雜録前編」一九一〇号文書ト同文ナリ)

(三〇の二)

別帛置文安養寺寄進内

いちのゝハ、せうくわん房のふんにて候へし、かの所の

とくふんのきぬいつゝハ、これの御堂分也、よてしやう

くたんのことし、

弘安十年正月廿一日

母尼判

(本文書へ「旧記雜録前編」九二一号文書ト同文ナリ)

〇四 渋谷重村着到状

美作國河會郷一分地頭澁谷五郎四郎重村、依朝原八郎事

令参路候、以此旨可有洩御披露候、恐惶謹言、

(卷)

四月廿一日

平重村(裏花押)

進上 御奉行所

〔承了(北条盛房)花押〕

〇五 渋谷重村着到状

美作國河□郷地頭澁谷五郎四郎重村、依朝原八郎事令参

洛候、以此旨可有洩御披露候、恐惶謹言、

(正応三年) 四月廿一日

平重村(裏花押)

進上 御奉行所

〔承候了(北条兼時)花押〕

(本文書へ「旧記雜録附録」三六八号文書ト同文ナリ)

〇六 関東裁許状案

(端裏書)

〔関東御下知案〕

澁谷平五郎致重女子辰童と同妹弥随童相論、亡父致重遺領相模國吉田庄内藤意立野・美作國河會郷内下村半分・薩摩國清色村・筑前國下長尾田地事

右、就去年十二月十一日宰府注進、欲有其沙汰之處、去二日兩方令和与早、然者守彼状、向後無違乱可令領掌之状、依鎌倉殿仰下知如件、

正應四年八月廿八日

(北条宣時)
陸奥守平朝臣御判
(北条貞時)
相模守平朝臣御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九四二号文書ト同文ナリ)

〇七 渋谷重世讓状案

(端裏書) 「ひたちちとの□安堵正校了 重世上」

ゆつりまいらせ候所りやうの事

一所しふやのやしき・田島・たそのゝ事、

しゝさかひ、本せうもんにみえて候、

一所みまさかの國かわへ十丁南内かめいし・はしたにの村、しゝさかひ、本せうもんにみえて候、

一所あわの國大野新庄北方内六方重世ちきやうのふん、

しゝさかひ、本わけ状にみえて候、

一所さつまの國入きのいんの内下そゑたの村、しゝさかひ、本せうもんにみえて候、

右の所々ハ、御一このほとハ、いかう御しんたいある

へく候、御一このゝちハ、御はからひとして、しげよ

かしそくにたふへく候、下人めらか事も、もんでおな

し事たるへく候、よて状如件、

正安元年八月十七日 平重世^上在判

ひたち殿申させ給候へ、

任此状、可令領掌之由、依仰下知如件、

元應二年十二月廿日

(北条高時)
相模守御判
(北条貞時)
前武藏守御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇三八号文書ト同文ナリ)

〇八 関東下知状

可早以(44) 氏神保領知後家

寺田庄半分壹除此内伍分事

右、以亡母藤原氏遺領、所被配(分也カ)者、早守先例可致沙

汰之状、(依仰カ)下知如件、

乾元々年十二月廿三日

(北条師時)相模守平朝臣

(北条時村)武藏守平朝臣

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一〇六九号文書ト同文ナリ)

〇九 平氏女連署和与状

(端裏書)

「和与状下村殿跡御公事はいふんの事 徳治三年正月」

和与

入来院清敷南方色々御公事配分事十分一

一 國衙御米三石七斗八舛九合一勺三才八分内

三斗七舛九合 清敷御分

一 宮寺免田四反中分米二石五斗内

田二十 分米二斗五舛 清敷御分

一 楠本免田ほんくやくの米三斗五合五勺内

三舛五勺一才 清敷御分

一 國司・領家御年貢錢二貫百廿一文内一貫九百十二文 領家御方 二百十文 國司御方

此内二百十二文一分 清敷分(御脱カ)

一 領家御米 三石七斗三舛五合七勺三才八分内

三斗七舛三合五勺八才 清敷御分

一 わた十六兩一分内 一兩二分朱中 同御分

一 ふと糸四兩 せに三文目 せいかう二文目内

一分三文目せいかうあり 同御分

一 麦代錢四百八十文内 四十五文 同御分

一 嘉元四年三月十日より書生米七斗五舛内

七舛五合 同御分

右色々御公事等、和与之義をもて所定如件、

徳治三年正月 日 平氏(花押)

平氏(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二〇号文書ト同文ナリ)

〇一〇 渋谷重□寄進状

「寄進状比伊郷水田壹丁事」

(端裏書)

渋谷平六殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一二九七号文書ト同文ナリ)

蒙仰候四郎太郎重久□孝養筑州比伊郷内水田壹町事、何
僧仁も可令進給候□、若又御口入僧不法之時者、□可(自カ)

〇一一 渋谷静重讓状

讓与 □事

尼教阿所

在阿波國大野新庄立江内□ □地頭職事(意)
四至界者孔子第三分配分状

改候、恐惶謹言、

延慶二年十二月廿九日 平重□

進上 岡本殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一三二号文書ト同文ナリ)

にみえたり

右所者、後家分として知行すへし、但一期之後者、重

〇一二 六波羅御教書

(美作カ)(林カ)
□國□野保一分地頭江見新□信茂申出家暇事、年齢

□有餘之上、所勞危急云々、□齒、云病躰、加檢見

載起□詞、可被注申也、仍執達如件、(請カ)

元亨二年三月九日

(北条範貞) 左近將監 (花押)
(北条維貞) 陸奥守 (花押)

安東二郎兵衛入道殿

知・重文・乙童女三人等分ニ、限永代、無相違可令領
知者也、若新田出来之時者、重知三分二、重文三分一
を分領すへし、仍仏神事・関東御公事等、先例にまか
せて、其沙汰をいたすへき状、為向後状如件、

元亨二年八月十八日 静重 (花押)

一乙童女二期之程ハ、岡の菅三郎入道在家・田島等を領
知すへき也、同日 日 (花押)
(渋谷静重)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一三〇五号文書ト同文ナリ)

〇一三 六波羅御教書

定阿 (花押)
(吳筆)
「重頼 (花押)」

備前國豊原庄雜掌宗朝申、親經・範平以下輩違 勅狼藉
事、重訴狀・具書如此、度々加下知之處、不承引、重追
出名主宗元・重延以下、致追捕狼藉云々、犬甘彦六郎相
共莅彼所、見知狼藉之実否、載起請詞可被注申也、仍執
達如件、

正中二年三月廿三日

(北条範貞)
左近將監 (花押)
(北条貞將)
前越後守 (花押)

澁谷平六殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四三三号文書ト同文ナリ)

〇一四 澁谷重頼外四名連署証狀

阿波國大野新庄内北方田畠・在家・山海・荒野八等分三
方御使分帳事、去文保二年燒失之時、彼正文粉失候之由
承候早、御尋候之時者、可申其子細候、仍連署狀如件、

正慶元年八月 日

願證 (花押)
定意 (花押)
定秀 (花押)

〇一五 澁谷典重軍忠狀

澁谷九郎平典重謹言上

欲早且依傍例、且任忠功、申 賜身暇企參洛、令言上
子細、今年五月廿五日合戦抽忠勤子細事

右、合戦之時、於所々戰場、勵随分忠節之条、武藤筑後
孫次郎并對馬左近將監具被見知早、仍雖可令參訴、
當所御下向之間、爲令言上事由、參洛于今所令延引也、
早依傍例、任忠功、下賜身暇爲令上洛、恐々言上如件、

元弘三年八月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六五八号文書ト同文ナリ)

〇一六 後醍醐天皇綸旨

澁谷平三重宗後家祖寂當知行地、不可有相違者、
天氣如此、悉之、以狀、

元弘三年十一月九日

式部大丞 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一六七号文書ト同文ナリ)

立野、美作國河會庄十町南村内土志谷村田島・在家、薩摩國入来院中村内副田村田島・在家等事
右、當知行不可有相違者、以牒、

〇一七 後醍醐天皇綸旨

澁谷九郎典重當知行地、不可有相違者、

建武元年六月三日 少判事中原朝臣(花押)
左中辨(中御門宣明)藤原朝臣(花押)

天氣如此、悉之、以狀、

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一六九五号文書ト同文ナリ)

元弘三年十一月九日

式部大丞 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一六七号文書ト同文ナリ)

〇一〇 雜訴決断所牒

雜訴決断所 牒 平氏女字真三所

〇一八 後醍醐天皇綸旨

平氏女真三當知行地、不可有相違者、

美作國平野村内色田壹町事
牒、當知行不可有相違者、牒送如件、以牒、

天氣如此、悉之、以狀、

建武元年十月八日 右大史 安倍 (成重) (花押)

元弘三年十一月九日

式部大丞 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一六七号文書ト同文ナリ)

少判事兼左衛門少尉 中原朝臣(花押)

正二位藤原朝臣(花押)

前丹後守大江朝臣(花押)

正二位藤原朝臣(花押)

明法博士兼右衛門大尉 中原朝臣(花押)

雜訴決断所



〇一九 雜訴決断所牒

從三位平朝臣(花押)

右中弁藤原朝臣(花押)

相模國吉田上庄上深屋村内北尾屋敷・田島・在家・

式部權大輔藤原朝臣(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七七一〇号文書ト同文ナリ〕

〇二一 渋谷定円重基外六名連署和与状

渋谷平六重氏死去女子等与同重躬子息彦次郎重時死去

舍弟鬼益丸相論、重氏跡所領等相模国吉田庄内上深屋

北尾屋敷・田島・山野・立野、美作国河江庄内龜石・土師谷

田島・山野、阿波国大野新庄内八分屯、薩摩国入来院

内下副田村田島・在家・山野等事

右所々者、為重氏死去之跡間、鬼益丸雖帶 大塔宮令旨

并吉田一位御牒、所詮、以和与之儀、至永代、子々孫々

止彼所々望上裁違乱、付女子方畢、此上為後證一族等所

令加連署之判形也、隨而、重躬子息鬼益丸所令拜領令

旨・御牒等正文、一通不殘、女子方令渡進早、若猶以後

日、云重躬子息等餘流、於致沙汰者、以一族一同之儀、

被經 上裁、罪科可被行申者也、仍為後代龜鏡、和与之

状如件、

建武元年十二月十九日 鬼益丸代藤原家綱(花押)

沙弥定重(花押)(祐重)

平重文(花押)(岡本)

平重親(花押)(東郷)

平重躬(花押)

平重房(花押)(重卷)

沙弥定圓(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一七七一七号文書ト同文ナリ〕

〇二二 雜訴決断所牒案

(端裏書)

〔牒案□平野(村分カ)□(花押)〕

雜訴決(断)所 牒 美作国衛

當国林野保内平野村一分地頭平氏女申、四郎左衛門尉

當村内色田壹町濫妨事副申状 具書

牒、無所申相違者、止其妨可全知行、若有子細者、宜被

注進者、牒送如件、以牒、

建武二年五月七日 左兵衛尉源

按察使藤原朝臣判在

右大史安倍判在

正二位藤原朝臣

左衛門少尉田使宿祢判在

從二位藤原朝臣判在

右衛門少尉中原朝臣判在

右中弁藤原朝臣

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一七三四号文書ト同文ナリ)

(一四の二)

右、此人為勲功之賞所補任也、任先例可令領掌状如件、

建武三年四月二日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一八二六号文書ト同文ナリ)

〇二三 足利尊氏感状

(花押)

澁谷九郎重興軍忠神妙、可有恩賞之状如件、

建武三年九月三日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一八七四号文書ト同文ナリ)

建武四年七月十三日

澁谷河内入道宗真申、肥前国三根西郷地頭職事、御下文

(可脱カ)

沙汰付候也、依仰執達如件、

(高師直) 武蔵權守

在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一九四六号文書ト同文ナリ)

〇二四 肥前三根西郷地頭職証文案

足利尊氏袖判下文案
高師直施行状案

(二四の七)

(足利尊氏) 御判

下澁谷河内入道

可令早領知肥前国三根西郷地頭職事

〇二五 澁谷重棟讓状

ゆつりあたふ所領の事

女子平氏法名宗如とところに

一所さつまのくにたきのこほりの内田地耆丁あきなゆくた、

又貳段同所并屋敷耆所きちやう二郎かその也矣、

一所肥前國佐嘉下領内与賀り貳坪耆丁、同十坪耆丁、

石江り廿貳坪耆丁、蘇宜り九坪耆丁、吉田り廿陸坪

耆丁、庚太田貳坪七反三丈、由比り廿四坪耆丁、庚

太田り拾貳坪八段并屋敷耆所大石園、伊賀法橋本給也、

一所同國三根西郷内ひんかし津ならひにいつミの空閑事、

抑當所におきてハ、耆期知行の後ハ、三分ニわけて、

一分をハ子息九郎重興に讓給へし、耆分をハ女子王

寿にゆつり給へきなり、のこる一分と兩所の田地・

屋敷等ハ、且おきふミをまほり、且代々のいましめ

を存知して、宗如か心にまかせてゆつるへき也矣、

右のところへ、永代ゆつりわたすところ也、おきふミ

をまほりて知行相違あるへからず、仍讓狀如件、

康永參年二月三日

(重興)
沙弥(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二八四号文書ト同文ナリ)

〇二六 渋谷重棟讓狀

(端裏書)

「重興」

讓与 所領事

孫子九郎重興所分

在筑前國驛家村内光清名号、地頭職一所、肥前國三

根西郷のうち東津・泉空閑三分一、但件三分一者、母堂宗

耆期の後ハ永代領知すへき也、

右、ところへ、勲功賞として拜領之間、孫子重興を

養子として、永代所讓与也、奉公のあとをおひて、知行

を全くすへき也、若跡をつくへき子孫なくハ、宗真か子

孫中に志あらん仁にゆつるへし、仍後證讓狀如件、

康永參年二月三日

(重興)
沙弥(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二八五号文書ト同文ナリ)

〇二七 渋谷重興軍忠狀

渋谷九郎重興申軍(忠)事

去八月廿七日、同廿八日、於薩摩國鹿兒嶋谷峯城、致御

目前合戰忠節上者、預御一見、為備後訴龜鏡、粗言上如

件、

康永四年九月三日

「承了」(崑山區題)
〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇六号文書ト同文ナリ〕

〇二八 渋谷定円重基外二名連署讓状

讓与 所領事

若王丸所

筑前國相良郡内下長尾水田貳町柒段・同刑部次郎屋敷云々、

敷云々、

右所領者、依為弘安合戰勲功、令相傳之間、養子若王丸所讓与也、至諸御公事者、任先例、可令勤仕之状如件、

平重勝〔花押〕

貞和三年三月六日

尼顯心

沙弥定圓(重基)〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二四七号文書ト同文ナリ〕

〇二九 渋谷重興軍忠状

渋谷九郎重興申軍忠事

於貞和三年五月廿九日夜、薩州麿嶋院御敵等、忍取濱崎

城之間、六月三日最初馳越東福寺、相待御方軍勢之處、

同日卯刻、熊野海賊以下數千人、海陸共寄來之間、雖

為無勢、捨身命防戰、剩凶徒等數輩、令打取追返了、仍

郎從藤四郎額切疵被疵畢、此等子細、御祇人野(殿脱之)本孫七同

時合戰之間、令存知者也、次同九日相向紫原後卷、一族

相共及散々合戰早、然早預御一見状、為備後證、恐々言

上如件、

「承候了」〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五五号文書ト同文ナリ〕

〇三〇 鎮西御教書

薩摩國凶徒(以下近日殊)蜂起云々、且敵蜜致軍忠、且可有

池邊城之合力也、仍執達如件、

貞和四年二月九日

沙弥(一色範氏)〔花押〕

渋谷九郎殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二七五号文書ト同文ナリ〕

〇三一 一色直氏奉書

薩摩國凶徒事、可寄來池邊城之由、依有其聞、可合力之

旨、先度被仰處不事行云、何様事哉、急速馳向、可被對治、仍執達如件、

貞和四年八月十七日

(色直氏)
宮内少輔 (花押)

(重興)
澁谷九郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二七号文書ト同文ナリ)

進上 御奉行所

「承了」(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二三四号文書ト同文ナリ)

○三四 足利直冬感状

於國致忠節之上、馳參之条、尤神妙也、弥可抽戰功之状如件、

貞和七年五月廿五日

(足利直冬)
(花押)

澁谷九郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二三四九号文書ト同文ナリ)

為奉息兩殿御意、所打立也、急速馳參、可致忠節之状如件、

貞和六年十一月卅日

(足利直冬)
(花押)

(重興)
澁谷九郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二三二号文書ト同文ナリ)

○三五 後村上天皇繪旨 (小切紙)

可參御方之由、聞食了、早属申征西將軍宮、可致軍忠、有殊功者、可有其賞者、

天氣如此、悉之、以状、

正平六年八月三日

左中辨 (花押)

(重興)
澁谷九郎左衛門尉館

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二七〇号文書ト同文ナリ)

○三三 澁谷重興着到状

薩摩國入来院地頭澁谷九郎重興申、馳參太宰府、致宿直警固、付御着到候上者、賜御證判、可備後證龜鏡候、以此旨可有御披露、恐惶謹言上、

貞和七年卯月日

○三六 澁谷重興軍忠狀

(三条葵季)
「令一見了(花押)」

澁谷九郎左衛門尉重興申軍忠事、薩摩國東郷藏人城押寄、
今月五日抽忠節之條、大将御目前合戰之間、無其隱候者
也、然早為預御注進、言上如件、

正平六年十二月廿三日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二九九一號文書ト同文ナリ)

○三七 澁谷重勝避狀

筑前國早良郡比伊郷下永尾事、亡父定圓存生之時、重勝
安堵申給早、任定円・顯心讓狀、拾町分内陸町所避渡也、
仍為後日狀如件、

觀應三年四月十九日 重勝(花押)

澁谷九郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二四〇六號文書ト同文ナリ)

○三八 西征將軍宮令旨(小切紙)

馳参御方、可致軍忠之由、被聞食之狀如件、

正平十三年三月六日 修理權大夫(花押)

(重興)
澁谷九郎左衛門尉館

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二八號文書ト同文ナリ)

○三九 足利義詮感狀(小切紙)

去年二月已来、薩州合戰致忠節之由、先立所注申也、尤
神妙、向後弥可抽戰功之狀如件、

康安二年九月六日

(足利義詮)
(花押)

澁谷九郎左衛門入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一〇九號文書ト同文ナリ)

○四〇 澁谷重門証狀

薩摩国入来院中村之内永野・世与牟礼両村事、自定圓被
讓与候事承候早、随而至子々孫々、無他妨可有知行候、
仍為後日狀之如件、
(マ)

貞治貳年五月八日

左衛門尉重門(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二九九號文書ト同文ナリ)

○四四 筑前下長尾田地相伝系図

(端裏書)

「下長尾系圖」

筑前國下長尾田地十町相傳

系圖

澁谷平五郎弘安合戦討死忠ニ給

致重

辰童女分
法名三町内
明心

弥陀童
分三町

顯心
定賀
尚重

惣領定円
分三町

同前

此内一町ハ長尾内泰平寺

寄進

一町
とらみつ
虎光女
母

○四五 肥前佐嘉内相伝系図

(端裏書)

「さかの本」

肥前國佐嘉内相傳系圖

本佛

河内入道
宗心

明王
尼宗如

王寿
祖方尼

岡本九郎
撰津守
定賀
尚重

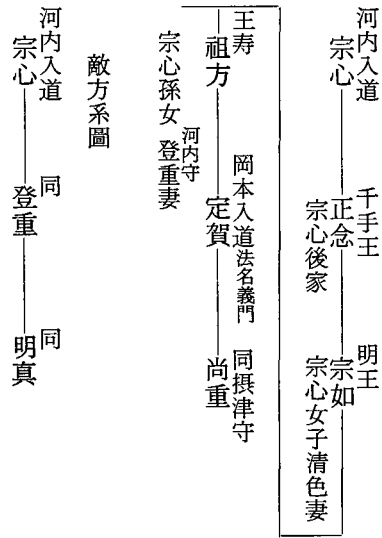
慈阿
千手王宗心妻女
正念
号南

出羽守
和重

(本文書ノ端裏書ハ「入来文書」ニヨル)

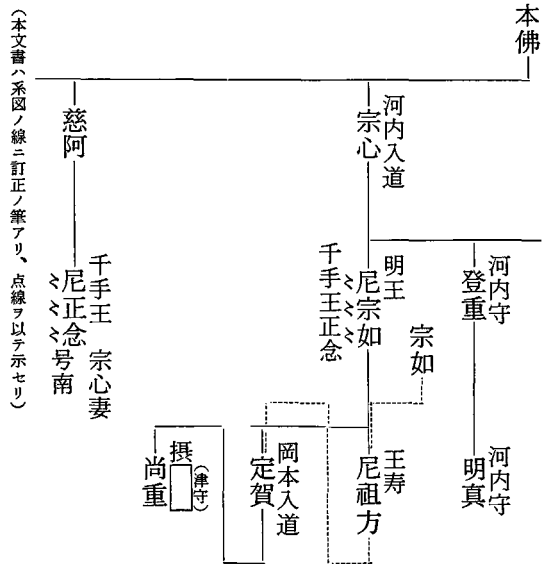
○四六 肥前国佐嘉下庄内相伝系図

肥前国佐嘉下庄内相傳系圖



○四七 肥前国佐嘉庄内相伝系図

肥前国佐嘉庄内相傳系圖

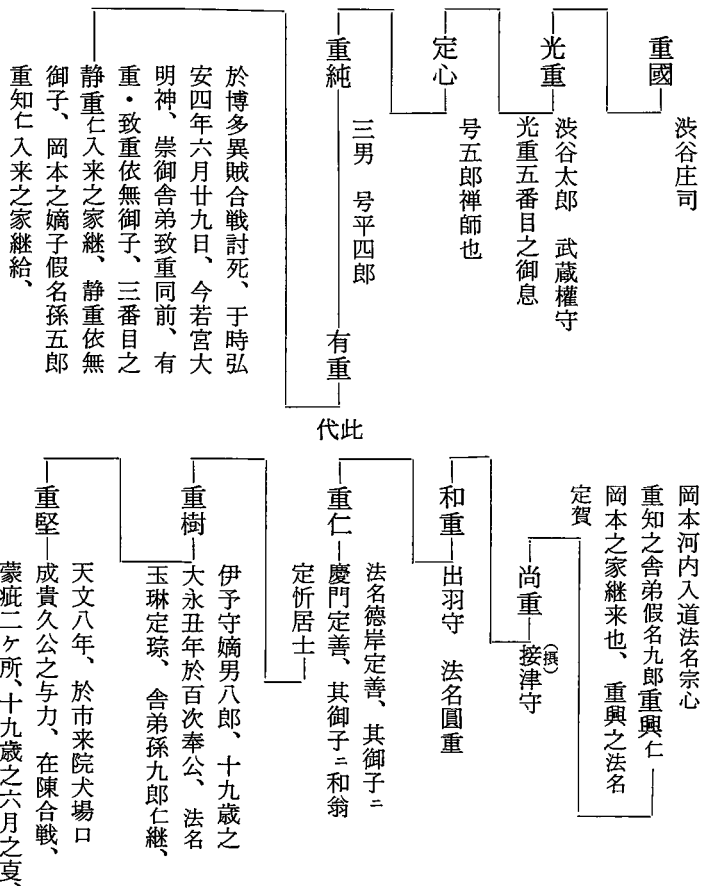


(本文書ハ系圖ノ線ニ訂正ノ筆アリ、点線ヲ以テ示セリ)

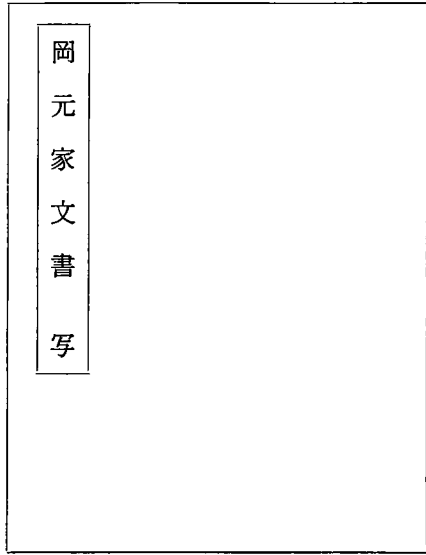
〇四八 岡本氏古系図

桓武天皇

正曆四年五十代御門
十三代目平重盛



(巻子表紙)



岡元家文書写

○ 関東下知状写

(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 関東下知状写

(本文書ハ一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 後醍醐天皇繪旨写

(本文書ハ一六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷典重軍忠状写

(本文書ハ一五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重勝避状写

(本文書ハ三七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 貞継書状写

(本文書ハ四二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利尊氏感状写

(本文書ハ二三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 雑訴決断所牒写

(本文書ハ二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利直冬感状写

(本文書ハ三三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷定円重基外六名連署和与状写

(本文書ハ二一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 筑前下長尾田地相伝系図写

(本文書ハ四四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重頼外四名連署証状写

(本文書ハ一四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 雑訴決断所牒写

(本文書ハ一九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 雑訴決断所牒写

(本文書ハ二二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 肥前国佐嘉下庄内相伝系図写

(本文書ハ四六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重興軍忠状写

(本文書ハ三六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 平氏女連署和与状写

(本文書ハ九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 後醍醐天皇綸旨写

(本文書ハ一七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 六波羅御教書写

(本文書ハ一三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 肥前国佐嘉庄内相伝系図写

(本文書ハ四七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重村着到状写

(本文書ハ五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 一色直氏奉書写

(本文書ハ三二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重村着到状写

(本文書ハ四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷明重後家尼寿阿置文写

(本文書ハ三の1号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 散位某施行状写

(本文書ハ四一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重興軍忠状写

(本文書ハ二九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重棟讓状写

(本文書ハ二六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 関東裁許状写

(本文書ハ六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重興着到状写

(本文書ハ三三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重興軍忠状写

(本文書ハ二七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利尊氏袖判下文写

(本文書ハ二四の1号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重□寄進状写

(本文書ハ一〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 高師直施行状写

(本文書ハ二四の2号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重棟讓状写

(本文書ハ二五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 関東下知状写

(本文書ハ八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷定円重基外二名連署讓状写

(本文書ハ二八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 西征將軍宮令旨写

(本文書ハ三八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重世讓状写

(本文書ハ七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 後村上天皇綸旨写

(本文書ハ三五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 後醍醐天皇綸旨写

(本文書ハ一八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利義詮感状写

(本文書ハ三九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 渋谷重門証状写

(本文書ハ四〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 関東下知状写

(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○四九 岡本氏系図

岡本氏

平姓澁谷之族入來院氏之庶流岡本氏之元祖左衛門尉重興者、入來院五代美濃守重勝弟也、自元祖重興至重盛、件々系之、加證判、附與之畢、至于子孫無窮宜爲家藏者也、

元祿三年庚午六月十四日

入來院氏二十代

志摩之助重堅（花押）

五代重勝弟
△重興

或典重 號岡本九郎左衛門尉 法名定賀

○母高城河内權守重棟入道宗真女、法名宗如、

○重興之祖父靜重者、入來院家二代明重六男也、

靜重之嫡男孫五郎重知有二子、嫡男平次五郎重勝、爲明重之嫡孫重基之後嗣、以故二男重興嗣父

之家而始號岡本、按夫重興之祖父靜重者雖爲六

男、兄重勝相續嫡家、因之氏族之崇敬異于父祖、

諺入來院絶者岡本可續、岡本絶者入來院可續云

々、以之當家威勢不言可識焉、

○元弘以來重興屬官軍、數拔軍功、以故忝賜

御感之綸旨、其外諸將之證書可備龜鏡者居多也、

○重興受外祖重棟入道宗真之讓、領教箇所、加之

室下村平六重氏女字寅三得父之讓、且寅三母者

道善之女也、故道善之遺領半分傳領之、故重興

之所領倍于父祖、

△尙重

九郎攝津守

○康應元年己巳十二月十七日賜本領安堵之施行、

△和重

三郎出羽守 法名圓重

△重仁

法號德岸定恩

△定善

道號慶門

△定忻

道号和翁

△重樹

伊豫守

八郎

○永正八年辛未誕生、

○享祿二年己丑二月廿五日戰死於百次、行年十九、

法號玉琳定琮、

△重堅

孫九郎

大永元年辛巳誕生、

○天文八年己亥六月十七日宗領重朝爲

太守貴久公之加勢、イウサタテス 師市來時、重堅大戰於大馬

場被二創、

△重則

若狹守

△重堅

伊豫守

△重博

字兵衛

○重堅無子、故養重博爲子、實宗領重朝之三男也、

女子

重載妻

△重載

又七郎 八郎右衛門

○重博無男子、以故令女子合重載相續家、實宗家

重嗣之三男也、

△重廣

宇兵衛

△重盛

八郎右衛門

○元祿十年丁丑十月初日死、法名關宗定禪居士、

○妻寶永七年庚寅十一月十五日死、法名香林妙薰

大姉、

重珊

仲三郎 武兵衛

○明曆三年丁酉五月十八日生、母山下諸兵衛忠盈

娘、

○貞享三年丙寅六月十六日被補家老職、于時同役

中皆為東郷氏故、重珊因有由緒、冒炭浦号勤仕

者也、賜役料地二十斛矣、

○重盛無子故、貞享三年丙寅九月二十五日 重堅

公應 貴命、重珊為猶子、此以加賜新恩地五斛、

實東郷兵右衛門重盈嫡男也、

○元祿六年癸酉二月二十九日重珊携一男一女、辭

去於當家復本氏、

重(ママ)

小名千代次 仲三郎

○延宝七年己未七月六日生、母東郷衆中鈴木長右

衛門娘、

女子

○元祿元年戊辰十月二十一日生、母同腹、

△定相(以下異筆ナリ)

初重亨 實邦 明正 次郎五郎 甚納右衛門

正右衛門

○正徳二年壬辰十月八日誕生、實父東郷(郷)甚納右衛

門重宇、母田中休右衛門女、

○享保十八年癸丑十一月二十六日 明雅公使實邦

為重盛之後嗣、賜御實名之字、稱明正、福崎甚

五右衛門矩晁傳之、同日進上二種一荷于 明雅公、御着一折・御樽一荷于 明昭公、各御樽・

着于 兩奥方御方、奉謝之、頂戴御盃、同日實

父東郷宇兵衛實寅初甚納右衛門重季奉 命、附屬高石石八

斗五升貳合貳勺六撮于明正、

○同十九年甲寅正月八日命番頭役、

○同年五月二十五日拜領御紋ホヤクツシ寄生崩之紋所、福岡

矩晁授證書、以故進上御着一折・御樽一荷、奉

謝之、

○元文二年丁巳三月五日 定恒公使明正爲 千之

允公後定守役、然後四月六日刻千 千之允公去麿

城、移 定恒公之宅、豫新穗半右衛門主頼・東

郷善兵衛役人・東郷十郎左衛門明正・明正相共率

從者數輩、登 玉城、則於御納殿、各頂戴御吸

物・御銚子、山田助右衛門主納殿出會言說丁寧

也、

○同三年戊午正月十三日改實名於定相、

○嚮是、自享保十九年甲寅至延享三年丙寅登 玉

城、勤 明雅公 定恒公 定救公八朔御太刀進上之使者、凡及于九度也、

○寛延元年戊辰九月九日

太守宗信尊公御參勤之次、携琉球中山王使者發

麿府 定救公從 高駕、同年十二月十一日光着

于東武、今般定相供奉也、

○同二年己巳二月四日、於江府賜名於正右衛門、

○同年三月二十二日、

太守尊公辭東武、五月十八日入麿城、定相奉從

定救公歸宅也、

○同年十一月二十三日 定救公於御休息所、以松

井幸右衛門貞彌賜寶刀無銘一腰、持有一腰、

○同三年庚午十月朔日、罷近習役、爲組頭役、

○寶曆二年壬申十月朔日、命兼近習役組頭、如元

○同四年甲戌十一月二日 定勝公命役人職、因茲

進上御酒一樽・御着一折、奉謝之、乃頂戴御盃、

○同五年乙亥六月二十三日 定勝公褒賞定相之勤

勞、御手自賜御手鎗波平吉安作持書有一本、依之同日進上

御酒一樽・御肴一折、奉謝之、

○明和八年辛卯八月十日死、享年六十、法名仁山
圓壽居士、

△定亟

初實興 次郎五郎 政次郎 直右衛門

○寛保三年癸亥正月四日誕生、母田口八郎右衛門
親次女、

○實東郷善太夫實有長子、實母寺尾善右衛門定政
女、

○寶曆三年癸酉二月十五日元服、改名實興、

○同五年乙亥四月二十八日、爲 定勝公之側小姓、
賜名政次郎、

○明和四年丁亥五月十五日、奉 定勝公之命、爲
定相之養子、改名直右衛門定亟、同日進上御酒
一樽・御肴一折、奉謝之、乃頂戴御盃、

○同五年戊子正月十八日、
太守重豪公拜戴、

大樹家治公御鷹所搏擊之鶴一隻於薩摩、則 定勝

公奉謝使之 命、發鷹府二月十八日到著于東武
芝邸、勤事、而後雖使節之事畢、蒙可一往滯府
之 命、故賜歸郷之暇於定亟及副田岑之助定寛・

重永造兵衛儀方・斧洲四郎兵衛道芳等、四月二
十三日發東武芝邸、與鷹府旗下士相良圓喜・橋
本甚助、供同道、六月朔日歸家郷、

○同七年乙丑三月十五日、有 命補 定馨公之近
習役、

○同九年壬辰四月十五日、有 命繼父之後、因茲
進上二種一荷、奉謝之、乃頂戴御盃、

○同年九月八日、以近習役兼帶組頭役、

○安永六年丁酉七月十日 定馨公召定亟於御前、
口自命役人職、賜高二十斛、因茲進上御酒一樽・
御肴一折、奉謝之、乃頂戴御盃、

定(マ)

袈裟次郎

○安永二年癸巳七月二十七日誕生、母東郷十郎右

衛門實彬女、

加治木島津家文書

〇一 島津義弘書状

猶々

新(正八) 幡之上ふき板之事

於其元ニ談合申候様に富山備中入へ弓類□仕まし由、我等申候由、其より可被申候、まつく雨露に御ぬれ候ハぬやうにさいかく肝要候、一主事茂座主前よりならぬ(事ニ候ハ)、かし候儀ふんミやうにおひて

ハ、枕枕前よりことハり候て可然存候、兼又右之祈念之札・はいちゝ一々頂戴いたし候、誠々こ

ろさし程一入よろこひに存候、将又又八郎殿婦朝、さこそうれしく思ひ候、こなたもおなし(心に)こ

そすもしあるへく候、次ニかすかに候へ共、御酒樽一荷持せ候、しやうくへんあるへく候、又いつれも

く奉公申、男女共辛勞之由、従其心得頼存候、枕ふうふへも心得候て可被申候、細碎源介申含候、

以上、

伊集院源介罷上候、ひんきに文のほせ候、うれしくおもひまひらせ候、

一高麗引陳茂やかてたるへき由候間、又八郎殿むかへと

して(國を)ぬいと申者遣候、定而頃ハ致渡海候覽と

申(事ニ候)

一従幸侃被頼候哉、安佐三州より我等むすめ事、留主中

是非共庄内へつかハし候へと被申候、其返事ニ我等類

主と云、ことに源次郎方も上洛之事候条、今程つかハ

すへき儀ハかつて成間敷候、下向候ハ、其時之儀たる

へき由申取候、身つから下向候ハ、やかて申されへ

き儀可有由断候、

一父子ミなく星供御成就、又高麗京都へ祈念として不

動こま一七日般若寺別當坊修行させられ候由、誠満足

之至候、又八郎殿も帰朝程有間敷候、

(慶長三年カ)
卯月五日

より

宰相殿

義弘

(本文書ハ「旧記雜録後編三」四四号文書ト同文ナリ)

〇二 島津義弘書状

名こ屋と沓岐八十里ほとも有へく候、沓岐と對馬ハ三十里、對馬なたのり三十五里程と申候、それよりかうらいふさんかいと申込みなとハ四十八里といひ候、かのわたりくの舟、心ちとかく可申様なく候、ふさんかいと申候在所ハ八万間と聞えよひ候つる、見へ候ふんハ家数百程あるへきと見え候、弓前なれ候ハてはたらきなどの事ハ手にもたち候へぬよし候、かうらいの事ハなによりもたやすく、今月中にあいすむへきときこえ候、追付今日四日國中のやうにまかり出候間、おいくたよりをもとめ申し候へく候、就中又八郎長満むすめ心得あるへく候、外山ふうふ・大しん・とうかうおは・おちさんこ・女子共、其外細所定衆・くうしんふうふ、其外めしつかい候上中下、りうしなきやうにほうくう候へと申へく候、又きねんの人衆いつれへも從其心得憑入候、よろつ申度事ハ雨山はかり候へ共、打出候みきりに候へハ海きハのすなの上にて火をともしかき候間、まつ

く筆をさしおき候、よろつめてたき由さきくよ

り可申候、かしく、

(文禄元年)
五月四日

そのうち日数になり候へハ、子共いつれもくめつらしくこそ候へ、くにもとまかり出候みきりより、こんとのちんたち、よういとくのをりかたく存候つれ共、つもの舟共いまにのほり候ましきとハ夢にてもおほえす候、名護屋より沓岐へもちんふねにて供衆五六人めしつれまかりわたり候、それよりはいつれのうらくも船とよめのみし候て、賃舟などの儀もなりかね候て、しきね藤左衛門尉ふねまで久保門海せしめ、我等はくによりかへ米こき候加治木よりの五まいほにてつしまへわたり候、中々とも衆なとめしつれ候事ならず候、國くにの大ミやう小ミやう舟数をかさり、われもくと打わたられに、かり船の事にて時分をくれ、諸くん衆の跡になり候間、こかしことまりくしのひわつらひあはれをとよめたる事にて候、ことさらつしまよりかうらいふさんかいと申候ところに、きのふまかりつき候、と中より風あらく、

うミのおもてくらやミになりて、ふね共こなたかなたは
しりちり、われも人も多し候事筆にも及かたく候、又一
郎殿船にもやうくけさたつねあひ候へ、

宰相殿

義弘

より

(本文書ハ「旧記雜録後編三」六二号文書ト同文ナリ)

宰相殿

よし弘

(本文書ハ「旧記雜録後編二」八八二号文書・「旧記雜録附録二」二九八号文書ト同文ナリ)

〇三 島津義弘書状

此ふミ從認候而、萩原寺高野より罷下候、彼僧上候処ハ、
恕参・紅生・宗江心さしいたし候、取分純香一しうきま
いり候あいた、四十九院日はい相調候、同法花頓写、り
しゆ經せきたう閉目候、雖然高野不慮之炎上ニ付、御先
祖日新・伯圍・妙安御はい皆焼すたり候、乍去紅生・恕
参・宗江のはい共ハ焼不申候、金子二枚にていつれも心
さしとちまり候て下向仕候、我等も満足仕候、定而宰相
殿も同前たるへく候、御存しとして申事ニ候、

かしく、

五月五日

〇四

島津義弘書状

二三日中船指渡へき覚悟ニ候、我等も頃者がいけに
て候哉、老のやまいにて候哉、七日八日程しよくし
無之候、柿などのるいもほしくも無之候、是にてす
いりやうあるへく候、あまりくたひれ候てより座内
も立居難成躰ニ候、いしやう心も遠く成候てこゝろ
ほそくこそ候へ、か様ニ申候て人の命ハしれぬ物に
て候間、きつかい其よりあるましく候、将又又八郎
殿祈念として 御伊勢へ千日参りさせ申候、是又又為
心得申候、巨細者兵部きやうへ申含候間、きこしめ
すへく候、目出度、

かしく、

(慶長元年)
閏七月廿八日

ひやうふぎやう罷のほり候ニことつてのとほりくハしく

とよきまいらせ候、まつくまつく其元いつれも父子
さかしく候由、なに共うれしく存しまいらせ候、此方も
同し事ニ候、高麗も頃本田さぬき参り候て、又八郎一段
さかしき由申候、令満足候、陳引之事者、いつとも爰元
無取佐汰之候、何共く待久しくこそ候へ、そなたの心
もすいりやう申候、高麗之事者一段と兵良無^(根)之由、又八
郎所より申越候間、先々従是少成共致借用、

宰相殿

義弘

(本文書ハ「旧記雜錄後編三二九〇号文書ト同文ナリ」)

〇五

島津義弘書状

其のちおとつれなく心もとなふこそ候所、久四郎しや
うらくのよし聞候、いかゝ調候哉、たよりのおりふし
はたれく供つかまつり打立の時分、又京・大坂之間、
いつかたへ堪忍候や、こまくうけ給たく存計ニ候、
一此たひもくそはんくはん御せいはいとして、をのく
あか国へうちいられ候、われら事、から・かうらいの

人衆指合候、みち筋の城に御はん仕候へとあさのたん
正殿・もりいぎのかミとの・かとうかすへのかミとの、
たん合を以おほせつけられ候、其のちの御しゆいんニ
しろせめの人数としてさきてにまいるへき人衆のかき
たてに、我等も入申候、其ふんに候ハ、日夜のふし
んたるへぎと申事に候、

一むすめへもいつとな（筆）ひといおひのなミも立かさな
りニ付、いよくめつらしく存候、何とて此ころハこ
とつてなともなくふとおもひまいらせ候、それよりね
んころに御心得有へく候、

一久四郎しやうらくニくうしん供いたす由聞え候、大炊
助兄弟も此方ニ罷わたり候之あいた、心遣これより推
はかり候、去なから一入けんこ（筆）にふうくう申候間、心
安かるへく候、此よし枕枕女房へも心得有へく候、

かしく、

(文登元年)
六月廿二日

義ひろ

〇六 島津義弘書状

なをく又八郎事けんこに残番せられ候間、心やすか
るへく候、

我等事可致上洛之由、以 御朱印被仰下候条、五月十日
にからしま出船候て、五月雨の最中、海上者静ならず候
へ共、漸今朝此津へ着岸候、然間我等のり舟一そうまで
参着候、定而供の舟共も近日可参候之間、やかて上洛申
へく候、将亦久四郎下向之□其聞候、左こそ其元のよろ
こひこれよりおしへかり候、久四郎へも書状にて可申候
へ共、急便之間、無其儀候、先々御心得あるへく候、何
共重而可申候、

かしく、

(文禄四年)
六月五日

(墨引) 大さかより

宰相へ

よし弘

まいる

(本文書ハ「旧記雜録後編」二一五三号文書ト同文ナリ)

(以上、一卷)

〇七 某書状

猶々ひら松家作あまり／＼見苦敷候、いかやうのまつしきものもそのほと／＼にハ家をも作りか□をかかす事にて候、誠ニころひかゝりたる家ニすけをかいたて、そらのはれ候てよりも家の内は雨露にぬれられ候ありさま、□か候ハすかんにんさせ申候、家中之□の心さし存しやり候へハはらの立事にて候、曲事千万ニ存候、さりとてハ／＼あるにかひなきたゝすまひ不可然候、平松やく人共へいゑ作りの事申付候へと肱枕へ申置候つる、いかゝ調候哉、いよ／＼ひらまつへもゆるかせなきやうニとわれら申として申ふくめらるへく候、兼又藤次郎殿物をかゝれ候いてハせう／＼にて候、たそ異見共申ものもなくて氣まかせニおいたゝれ候てハ、其身の事ハ不及申ニ、それかしため迄一段めいわくたるへく候、とにかく／＼手習をせいに入られ候て、かんようたるへく候、此よし我等申として念比ニ申こされへく候、肱枕ふた所外山ふうふいつれ／＼へも可有心得候、将

又高麗へ又々人を越申候、可為一二日内候、定而やかて名護屋辺にて参相候するとそんし申候、追々吉左右申へく候、以上、

其後はおもハしきたよりもおハし候へて、文にてさへとかく申さす候、無音の至り心もとなく候所に伊集院所にて卯月朔日の文、同月廿七日到着候、先々其元無事ニ候由聞え候てうれしくおもひ

(まひらせ候、こころ)

もといよ／＼

無事ニ候、御心やすかるへく候、させる事候ハす共、たより□こま／＼そこもとやうたい文して可承候、其元うつり候へハやかてふた□とのほり候ゆへよろつ取まされ、なに事も加事も申付置事もなくて、留主居の御さひしさこそと存はかり候、

一又八郎殿帰朝之事、馬乗十騎程めしつれ、高麗よりすく上洛いたすへきよしおほせ出され候間、為迎と国分左京亮さし渡し候、定此ころは参陣もいたし候ハんと存候、なこやへ此程居られ候、ゆうけきも近々上洛之由候、さやうニ候者又八郎殿さちうも可被急とよろこひ存計ニ候、又八郎殿爲使とも大山かん右衛門尉此

五日以前罷上候、高麗おは今月二日ニ出船之由申候、

又八郎殿一段とゆこんニ御入候由申候、めてたき事と申はかりに候、然者三月は又八郎殿い、ミ月たるよし候間、爰元ニおいてさま／＼きねんの儀無由断候、就中高野ニおひて求聞持修行之祈念共いたし候、又平田豊前の子大峯花供ニ入峯候間、是等も祈念の儀共申付候、かれこれ祈念之事申付事ニ候間、又八郎殿帰朝無何事めてたくおハし候ハんと待かね申事に候、定而そこもとおおなし心ニまちかね給候ハんと存はかりに候、御れうにんさもしに御渡り候や、めつらしくこそ文して可申候へ共、別ニかハる事もなく候まゝ無其儀候、よきやうにあい心え申させらるへく候、兼又ひらまつへも従其元相心得頼入候、めてたく、

かしく、

五月朔日

(本文書ハ「旧記雜録後編三」五六号文書ト同文ナリ)

〇八 島津義弘書状

猶々謠之事、中山之めしをき切々けこあるへく候、将又具足之事出来候、野副帯刀之士可罷下時分可持参候、野副へ被仰付候種々大方相調たる由きこへ候、可御心安候、其外徒ニ罷居候ハぬ様に分別專要に候、以上、

誠今年之御慶珍重／＼、不可有盡期候、仍去十二月六日之書状、今月十八日令披見本懐候、

一家中子共いづれも勇健之由目出度存候、

一久保へ奉公之儀、聊不可有疎意之旨候、肝要之事情、

弥由断有間敷候、

一奥州伊達逆意之由候て、従旧冬石治少被成出陣候間、

爲見廻使者差下候、頃罷上彼表之様式不見分躰ニ候、

伊達上洛之儀難有之通取沙汰之由申候、左茂有事に候

哉、関白様今月中旬比より為御鷹野尾張へ被成御動座、

于今御滞留候、下々申散候分者、尾張より直可為東国

御下向御用意之由風聞候、左候者我々事も出陣之覚悟

迄ニ候、老躰之事者不及申候、何共調之儀不如意たる

へきと心遣候、委旨追而可申下候、

不及申候へ共、学文手習之事不可有由断候、恐々謹言、

(天正十九年)
閏正月廿四日

義弘(花押)

兵庫頭

又八郎殿

義弘

(本文書へ「旧記雑録後編」二七三号「文書ト同文ナリ」)

○九 某書状

なをく此ふミしき□申候うちこそてんより十里ほ
とさき□つきそろふよし申来候、すなわちみ
きりに人を遣し候あひた、実儀においてハまつ彼は
うへ打出はたら□申へきかくこに候、いづれも追
々申へく候、将又へほ木彦兵へ事早々上せ申へく候
へ共、憚多□なく候て、爰元ニとうりうさせ申候、
此たひも上せ申へく候へ共、かこ嶋方へやうす申へ
く候と存相留申候、いづれもやかて彦兵衛尉を以、

此元のやうす申のほせへく候、

追而申こし候、さんぬるとしのしはす廿二日、ひかしおも
てうるさんの新しろにたう人よせきたり候、然ハなこや
よりうるさむハ八日路ほともあるへき由候、其間ハぢん
をとりつゝけたるやうに聞え候、さやうに候て夜かけに
はたらき、二のまるまでせめのほりたる由候、あさの左
京のたいふとの・おほ田ひた守殿などハ本丸ニこもられ
たると申候、加藤との□せつかいのしろより五六人めし
つれ、漸しろにはせこもられ、すなわちろうしやうにな
りたる由、おなしく廿六日にあひきこえ、爰もとの御ふ
しん奉行かけひ殿をはしめ、御ふしん衆各はせつゝかせ
られ候間、我々おやこの事も各々同前につゝき申へき由
たひく申候へ共、爰もとそてんの事ハ小にし殿番所し
ゆんでんつなきのしろ申うけ取のしろかたく御はん申へ
き由、かけひ殿おほせられ候まゝその儀にまかせ候、う
るさむおもてあまりこゝろもとなく候間、たひくつか
いをさしこし候つれとも、はるくのあひたにて候へは、
其後とかくのをとつれもなく候、この月のさんぬる四日

にこそんと申所よりきこへ候、うるさむのしろ、いまになからへたると見え候、され共てきまふぜいにてとりまき、あひのかきをゆひまわし候、みかたハやうくせつがいにちんとられ候へ共、うるさむとせつがいの間に五百石ふねをもこき入るほどの川をへたて、みちのほとも六里はかり、又ハたやすくわたりこさるゝ事なりかたく候や、いまたうしろまきなともなき由申候、然ハふるミヤこにてうるさむおもて、又此くちへもはたらくへき人数をわけたると此界にてとらへたるつるミ共申候、又此さかいにへぐそと申朝せんの大將むま乗、少々めしつれまかり出候を、おいかけめしつれたる者をとらへ候て、たつね候へハ、此おもてもあひはたらくへき由候て、道見に参りたると申候、さためてこゝもとにもてきよせきたるへきとあひまつていにて候、ことさらなへしま殿ちやわんと申しろをうけ取れ候て、此ほとざいはんにて候つれとも、此たひのたうらいにより、はつか人数三百ほどのこしをき、せつかいのことくはせつゝかれ、いまいまたもとの竹嶋乃しろをもなかくにもたるへきと

きこえ候、まことにとなりのしろさへかやうにあけのかるゝていに候へ共、御ふしんさせられ候て、あつけられたる御しろの事にて候へハ、かたくもち申へきかくこに候、此御さう共はやくと申へく候へ共、ほととをく候てくハしくきこえず候故、いまにおしうつり候、然ハ今朝こそん、たちはな殿よりうるさむに取かけ候唐人、ことくきりくつさるゝのよしてうしん候間、申越候、くハしき儀ハ追々申上せへく候、かしく、

(慶長三年)

(以上、一卷)

〇一〇 島津義弘書状

猶々平松へも無事に今日までハ老躰ながらへ候由

こゝろへあるへく候、又ま□地へも申たく候、又

今程は栗野□□平松かんにん候やと存候、

一栗野内城さそくともしく候らんと、自是おもひ

やりたる計にて候、

一むすめへも従其めつらしき事、身にあまり候由心

得あるへく候、

一いつれもく男女ほうくう申候者共へ、従其心得

頼入候、

一花香取候ほんその御前のきねんはうす共へも、

いよく頼むのよしこゝろあるへく候、

一野添善兵衛尉参候砌、委ことつて共申候、定と

き申候らんと存候、

一野添善兵衛尉が彼大主か参候する折節、こま

音つれうけ給へく候、

一大しん于今さかしく候哉、如何に候覽と存候、

一申度事へ両山つきす候へ共、盡あへす候間、筆を

とめ申候、巨細大主へ相含候、爰元の様躰彼是き
かるへく候、以上、

わざと申まいらせ候、仍唐と日本之あつかいもあいされ
候由申地らし候、さては我等帰朝の儀ハ中々おもひ絶た
る儀ニ候、然者又八郎事無渡海候様に候へかしと明暮思
ひまいらせ候、久四郎事も于今在京候哉、いかくとそん
しまいらせ候、しかれハ彼三年間、しんくしんらう仕候
事も、御家之ため、又は子共のほうくうと存候てこそあ
りきまいり候儀ニ候に、さてく我等なくなり候ハ、
子共のしんたい行衛如何成へき哉と存候へは、袖に涙も
せきあへぬ計にこそ候へ、さいしやうしんたい事ハ子共
あまた有事ニ候間、我らか儀ハ不申及、子共のために候
間、そのかくこ故あしを立候ハぬやうに候ハ、我ら
無跡にたとへ一万部の経をよミ候てたむけ候はんよりも
うれしかるへく候、

一日本の諸大名茂父子御在番の衆ハ一人も無之候、将亦
御家中三人の御朱印衆一人も無在高麗候處に、又八郎
於致渡海者、身つから迄父子爰元へかんにん可仕候、

誠うき世のありさま可過之候、

一自然此地にて我等あい終候共、その身持ゆへ、世上の人わらへに成候ハぬやう類入候く、

一唐あつかい事、於日本ハもしく御隠密もや候すらん、此ふミ読せ候する物に能々もれ候ハぬ様に申されへく

候、定而やかてめてたく帰朝候て申うけ給るへく候、

かしく、

(文禄三年)
八月七日

義弘

さいしやう殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二二一三四号文書ト同文ナリ」)

〇一一 某書状

さりなからはやくきあひもよく候て上洛のよし候、千秋万歳候、此中京都の便共候や、いかゝかさねてのたよりにくハしく可承候、

一又八郎此地へとかいたるへきの由候也、けにもかほと
の長陣ニしかとそこもとへ居られ候てもいかゝに候間、

參陳尤可然候、供可申衆などあるましく候へ共、いつ

れへもまかりわたられ候て可然候、さ候へは、そこもとへ、むすめまでそへにはめしおかれへく候間、そのほう心遣たるへく候、肱枕も留守にて候之間、よろつとゝのをりかたき事のミすいもし申候、

一承候やうに此春ハ御引ちんの様に申ちらし候へ共、長はんニ罷成、しよ人のきもつかれはて、わつらひいたし候者共ハたふん相はて候、さりなからきよねん以来ハ番所もおくの奥に候て、日本のほまれにもなく候つる、当番所ハつしまと一とをへたたる嶋にて候間、舟もたやすく乗つけ、日ほんのつたへもおりく候はんとおもひなくさむはかりに候、去年五月三日たうこくちやくつ候てより、そのはう又このたひハしめてたうらい候、こゝもとよりハたよりことに折々文して申候ことく、かほと迄なかしすてられ候するとハおもひもよらすと申やうニ候、たよりの折ふしハくハしき文共さいくをこせ可給候、

一めしつかい候女共、其外とやまふうふ、代官ふうふ、大しんさんミ、おちおためとの衆、いつも無何事候

や、かいふんりちきにほうくう可申由、心得憑入候、

一ひら松無何事候や、まご殿たちいづれもくゆたんに候らん、それより心得て申さるへく候、こさいの事ハ

右京可申候条、かきとゝめ候、めてたくく、かしく、

(文禄三年)
八月二日

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一一六八号文書ト同文ナリ)

(以上、一卷)

〇一一 島津義弘書状

猶以乍重言供衆已下之仕立等、可難成儀候へ共、内

々無油断用意肝要ニ候、将又竜伯様御渡海被成之由

聞候、然処及遅々、何共笑止候、大友殿・忠永・波

多三河守殿、此衆様子承及付、とても御事ニ早々

御渡海候へかしとの我等心遣此一事ニ候、爰元之様

躰万端後便ニ可申候、已上、

其已後者無音之至候、仍久四郎之事上洛ニ相定候之由

聞候、如何相調候哉、承度候、

一今度もくそ為御成敗、各赤国へ被打入候、我等事者

唐・高麗人数指合候道筋之城ニ可致在番之由、浅野彈

正殿・毛利老州・加藤主計頭殿以談合被仰付候、雖然

其後之御朱印ニ先手城攻之衆ニ被仰付之由、書置ニ見

え申候、於其分者、夜白可為普請候之処、道具等一円

從国元不參候而、諸人ニ仕渡可申事迷惑ニ存計候、

一貴所渡海有度之由先筆ニ見え申候、爰元見合一々自是

注進可申候、当時者任世も石田殿へ差遣候間、帰着次

第供衆等之儀迄も致談合、後便ニ可申越候、

一朝鮮馬ハ中ノのれず候間、何としても日本馬を可被相渡候、

一手鑓ハ頃其方より參候鑓よりハ餘人之鑓ハ少短候、為御心得候、

一刀者二柄共ニのし付ニ被作候て可然候間、納殿衆鳥丸兵・野添帯ニ可被仰付候、

一内々無油断、道具已下金子、右之人衆ニ可被仰付候事、一先度も如申候、貴所事御酒參候てハ不可然候、何と人々強申候共、一滴參間數候、殊生なからの徳を持候處、

少も稽古あかり候てハ、天魔破旬之業たるへく候、何事も御酒故惡事者出来物御座候間申事候、猶期後喜候、

恐々謹言、
六月廿二日
義弘（花押）

又八郎殿
六月十三日
義弘（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄後編二」二四六号文書ト同文ナリ）

〇一三 島津義弘書狀

猶々大坂多鍋屋より得候栗毛之馬地行所ニ立置候間、

旅庵分別を以可差下之通、野添前より申越候、いか候哉、貴所相尋られ追而可被仰越候、以上、

書狀到来、珍重之至候、殊先度者鉄炮五丁被送遣候、隨相届候、誠ニ祝着不斜候、然者宰相上洛之儀相留、久四郎上洛ニ相定候哉、若輩と申、更心遣迄候、其上調等之儀も可為不如意候、併宰相上洛之用意よりハ少可輕坎と存、

先以目出候、隨而貴所渡海之儀者、先々可有延引候、内々到分別後便ニ可申越候、乍去無油断、其用意肝要候、

任世も頃名護屋へ差渡候間、來着次第供衆等之儀迄も致談合候、自是可申遣候条、其砌渡海專一候、猶期後音之時候、恐々謹言、

六月十三日
義弘（花押）

又八郎殿

〇一四 島津義弘書狀

猶々旅之持道具已下少々思出候處、以別紙申候、為

105

心得候、已上、

伊地知弥六罷渡ニ付而音問則令披閱如得向願候、

一當国弥無異儀候、可御心安候事、

一宰相事可致上洛之由相企候之処、久四郎罷上ニ付て宰相延引之由候、先肝要候事、

一久四郎相煩候つる由候哉、心遣申候、乍去得快氣、上洛仕候由、珍重存候事、

一貴所事宰相上洛ニ相究ニ付而、為質人何方へなり共可有堪忍之由被思立候処、肱枕老始め各抑留仕ニ付而無其儀御座候、思詰之段無余儀存候、然共各被任異見候之由、近比神妙存候事、

一此地へ可有渡海之由承候、寒天ニ可差向候之条、諸事大儀存候、然共度々承儀候間、迎船之事申付候、早々可有渡海候、猶以面可申承候、恐々謹言、

(文禄三年)
八月一日 義弘(花押)

又八郎殿

猶々こま／＼申たき事おほく候へ共、船元へまかり下候間、従高麗可申候、身もし渡海之心遣よりもざいしやう女子さしならへぬたひの程、さらに／＼自是明暮露のひまなくおもひまいらせ候、伏見へ着候ハ、たより次第御左右可承候、我等も可申越候、

(本文書ハ、旧記雑録後編二二一六七号文書ト同文ナリ)

〇一五 島津義弘書状

猶々こま／＼申たき事おほく候へ共、船元へまかり下候間、従高麗可申候、身もし渡海之心遣よりもざいしやう女子さしならへぬたひの程、さらに／＼自是明暮露のひまなくおもひまいらせ候、伏見へ着候ハ、たより次第御左右可承候、我等も可申越候、

一久四郎相煩候つる由候哉、心遣申候、乍去得快氣、上洛仕候由、珍重存候事、

一貴所事宰相上洛ニ相究ニ付而、為質人何方へなり共可有堪忍之由被思立候処、肱枕老始め各抑留仕ニ付而無其儀御座候、思詰之段無余儀存候、然共各被任異見候之由、近比神妙存候事、

一此地へ可有渡海之由承候、寒天ニ可差向候之条、諸事大儀存候、然共度々承儀候間、迎船之事申付候、早々可有渡海候、猶以面可申承候、恐々謹言、

(文禄三年)
八月一日 義弘(花押)

又八郎殿

猶々こま／＼申たき事おほく候へ共、船元へまかり下候間、従高麗可申候、身もし渡海之心遣よりもざいしやう女子さしならへぬたひの程、さらに／＼自是明暮露のひまなくおもひまいらせ候、伏見へ着候ハ、たより次第御左右可承候、我等も可申越候、

一久四郎相煩候つる由候哉、心遣申候、乍去得快氣、上洛仕候由、珍重存候事、

一貴所事宰相上洛ニ相究ニ付而、為質人何方へなり共可有堪忍之由被思立候処、肱枕老始め各抑留仕ニ付而無其儀御座候、思詰之段無余儀存候、然共各被任異見候之由、近比神妙存候事、

一此地へ可有渡海之由承候、寒天ニ可差向候之条、諸事大儀存候、然共度々承儀候間、迎船之事申付候、早々可有渡海候、猶以面可申承候、恐々謹言、

(文禄三年)
八月一日 義弘(花押)

(文禄元年)
三月十九日

宰相殿

よし弘

(本文書ハ「旧記雑録後編三」二二三号文書ト同文ナリ)

〇一六 島津義弘書状

猶々今夜もそなたを夢にまさしくミまい□^らせ候て、
たゞいまけんさん候やうにこそ候つれ、又よきたよ
りの折ふしハ、さいくゝ同事成共、ふみにて申のほ
せ候ハ、うれしかるへく候、又八郎うたひ・てならい、
其外たしなミゆたんなきやうにいけんあるへく候、
ちやう満事もてならいさせ候てしかるへく候、手ほ
んの事もんせきさまへ申うけ候てくたし候へく候、
又一郎ふうふのあいたよく候由聞え候て、身つから
かこゝろには、月ほしのひかり待ゑてしよりもうれ
しくこそ候へ、折くゝのいけんにも、間よきやうにま
うさせ給へ、又鹿兎嶋・平松へも其より此方な事
なきよしをこゝろへ憑ニ申候、よろつめてたくく、

後の正月廿六日のふミ、やうくゝ此ころあいとゞき候、
まつくゝ其元上・中・しもにいたり、なに事なきよしめ
てたく候、さきにも申候やうに、此度ハいよくゝかしら
の雪をもくつもり、老のなミの立かさなり、おも影あさ
かミの間□め我なからあさましきまでおほへ候、さて
もくゝけむさん候ハ、かやうにもなりぬる物よと、人た
かへにおとろき給ハんとおもふはかりに候、よの中のれ
いとて年月の暮行はおしむへき事なるを、はやくゝ
たるへき折、待えてしかなと思ふところにや、月日のう
つるもおそき物にてこそ候へ、又一郎とのせつくゝ其地
へこされ候や、しるへき事に候、又八郎ふうくうゆたん
なきよしかんように候、長満御れうにん、いつれもくゝ
おとなくゝしく候や、とりわき御れうにんめつらしく候、
よろつき□の事ゆるかせに候ハぬよし候、もつとも候、
大しんおちさんミと山ふうふ、とうかうおは、其外女と
も、ふうくうゆたん有ましきむね、よくくゝ申きかせ、
よきやうにこゝろゑ候へく候、かしく、

(墨引)

より

(天正十九年)
三月十九日

さいしやうとのへ

義ひろ

(本文書ハ一旧記雜録後編二七四号文書ト同文ナリ)

(以上、一卷)

〇一七 島津義弘書状

(享ニテ補ヘリ)

「猶々安宅三兵雜掌輩へ船中迄被来候、於船本ハ川瀬吉左衛門・幸侃を始、かこ嶋各被来、時宜よく候つる、廿四日從」太守様御文、伊地知右京亮御書持来、從御料人様も御文共在之、黒田官兵衛尉殿なども書状にてとハれ候、廿五日大守様被成御光儀、懸御目致安堵候、廿六日石田隠岐守殿より太守様御同前ニめしふるまはれ候、廿七日石田治少・大谷殿・木食上人被尋、預馳走候、廿八日石治少以異見、大坂へ大守様御かり屋迄忍ひて罷越、大谷殿へ進一札候、其夜やかて罷帰候、急速御目見えの事被取成候する由、石治少雖被思候、長幽齋丹後へ下国候て、上洛被相待候故、及遅々候、今月二日ニ大坂へ罷越、今月廿日御目見えの事致成就、公家ニ御なし給へき由、以御直談被仰出候、從其湯漬御振舞、御相伴にて無之候、御座ハ上座我等、次ニ幽齋老、次筑紫殿、次北郷讚州、次深水宗方、次田浦如此にて候、爰元くつろかぬ座配すもし有へく候、仕合一段可然候、可

御心安候、鷹之儀、心遣候つれ共、今程ハさのミ無
 其沙汰候て満足仕候、當年ハ從何方茂御鷹不出候、
 就中日向岡田帳本ニのほらす候て笑止迄に候、於于
 今者不用立候へんすれとも、わざと木上差下候キ、
 いそぎ／＼のほせ候へと上井へ可被申付候、先々此
 由可申ため鎌七郎さしくたし候、将亦六月六日関白
 様御茶湯御座ハ山里と云り、三てうしき、未明にめ
 し出され候、入口之かうし戸迄宗及被罷出安内者候、
 たいすのかさりにて候、御食の御座 関様・武庫・
 幸侃、 関様などの御めしなと御同座の儀珍敷由き
 こえ候、一會席之ぜんふ本しる・たうふ・わんきり
 みやかふし、右之分也、さい二ツ、手もとハ焼物三
 きれ、ひたりはがんざういりさけを被入候、三しう
 一ふさ・しろつけ一きれ、かなかけの中程ニをかれ
 候、二乃しるハ鴈一しゆ、菓子ハしひたけにじめ・
 ごぼうくるミあへ、ほんハかうらいほんぬりほん絵
 かきにて候、御茶のとき、幽齋被召出、手前者せむ
 の宗易、武庫と一服可被下之由、幽齋・幸侃・宗易

ハすい茶たるへきよし御詫候、一花入ハぞろり、同
 盆ハついくう、一かまハ紹翁の秘藏せしふうろく、
 一天目ハなやの宗きうよりめし上られ候、しろ天目
 同臺ハ数の臺、一茶入ハにたり、大友宗麟よりめし
 上られ候由候、同盆ハついいしゆ、一水さし名を失念
 候、南はん物あかかねの打物也、一ひしやくたてハ
 くるミば、一水こほしがうし天下の一ツ物と宗易い
 はれ候、從其薄茶、二てう敷の御座にて被下候、手
 前は宗及、御道具、一かまハうば口、あら木だうく
 ん秘藏せし由候、同ふたのとり手大きなるうさきに
 て候、一水さし備前物、是茂たうくん秘藏せし由候、
 一茶わんハこうミちやわん、從其しよえん見物、案
 内者幽齋・宗及にて拜見させられ候、結構きれいな
 る事、難延短筆候、 関白様御直談、公家へ御なし
 給へく候間、幽齋早々上洛候て、武庫の公家支度、
 馳走有へき由被仰、先々忝支度たるへきよし候、次
 於大坂式佰石被出候、又々於京都粮物拜領させらる
 へきよし被仰、扱一兩日之内可有御上洛之由被仰候

キ、兼又 義久様・又一郎様御いとま之儀、菟角未

聞候、猶々追々御吉左右可申候、此由宰相へも可被

仰聞候、又いつれへも心得たのミ入候、

〔字ニテ補ヘリ〕
「去月廿六、其元罷立、打統」風雨に、此方〔字ニテ補ヘリ〕「彼方ニやす

らひ」漸晦日佐土原まで越着、今月三日從徳之口出船、折

しも神なりさはき、雨風うちしきりたる、船中いかなる

事もやあらんなと心遣せしに、ほとなく雨の足しつまり

おもふ方の風さへ吹そひて、其日の酉之刻にはそ嶋へ至

りぬ、むかしにかはりたる所の人のもてなし、けにもと

見へなから、天氣悪きによりて、日ひとひ逗留し、五日

寅之刻ニ出船、豊後佐伯之内蒲江と云る所へ漕入けるに、

おりしも渚ちかく野狐さき立て、旅宿の後の山へ入、其

夜のご糸枕近く目さましかちに明し侍り、彼在所ハむか

しこそ軒をならへし家居もありけれ、豊薩干戈以来、と

なりさへよひかハすほとに遠さかり、あやしき藪の中に

二三人住けるとまやのはい入に、兩日雨にこもり、身ハ

ならハしのことの葉おもひしられはへりて、八日卯刻ニ

出船、未之刻ニほそくしと云る所ニ舟かかりして、磯山

ニ柴おりかけ、よるのしほときつくりてこき出へきもよ
ほしなりしに、俄にかきくもるけしきなれへ、たけのう
らと云るところへをし入、御手洗玄番と云る人の在所ニ

とまり、日ひとひありて十日辰刻ニをし出し、一里はか

りゆきて波風あらたしにより、又こきもとり、もとの

あるしのけしきとりて、二日ハ順風なく、つれくゝとこ

もり居侍り、所の名を題にて、永純、

葉かくれにやとりやすらむすゝめかひ竹乃うらこす浪に

とび来て、十三日辰之刻ニ舟出しけるニ、細嶋へのこし

をきける供の衆追付、類船にてにきはしく、ほとと云

る所ニ付ぬ、彼ほと崎とて瀬渡浪あらしき事、いはほも山

もうこく計におそろしかりし事也、十四日塩をまちて、

豊後渡をわたし、さた崎とて、又塩あひあらしき浪まを分

過るほと、半道とおほゆ、其日の寅刻ニ伊与のうちふた

ま窓と云るところに舟かよりして、永純、

すゝしくも風吹とをすふたまとやにしにひかしに月をミ

るらむ、それよりやしる嶋と云る所ニしほかよりして、

永純、

おほ海乃神やつくりてすミぬらん波のうへなるやしろ嶋をハ、十五日未之刻ニ舟出し、ゆり嶋と云る所ニしほとき作りてやすらひけるに、そこなる神社を矢たての神と云り、此ほと順風ハなきに、しほときつくりて船ちいつく共なきに、神のやハらく事もや有なむとすムめければ、永純、

あつさ弓いるよりはやく行ふねや天たての神のめくミなるらむ、それより順風ときの間に吹たちて、神のしるしを眼前に見侍りて、二神の嶋をとをるに、篠屋宗次郎かこ嶋打立之名残なといひ出て、追風にのほりくたりの船のうへいのるいのりや二神乃嶋、とよみて、返しせよ、とせちにいひしかハ、即、船みちののほりくたりにおもふ人ふた神の嶋にいのりやすらむ、永純、

嶋ノを明てみせけり玉くしけ二神の海の四方の浪まに、さてつわ路と云る所をとをるニ、永純、

舟に駒あらそひてこそいそくらめ乗をとすなりくつわちの浦、さて蒲刈のせとをとをるニ、永純、

りにして、愚茂又、すムしくも南の風にさほさして猶みるふさをかまかりのあま、又さしのほる塩ちすムし(写ニテ補ヘリ)「かりしかハ」、

のほりゆくしほにすムしき舟ち哉、其日ハ船にてくらはへり、十六日安藝の内高崎と云る所にて夜明はてぬ、さてゆきノて田嶋と云る所をとをるに、永純、

海かけて植し田嶋か深みとり、十七日海ちかく差出たる岩ほの上に観世音堂あり、あふとの観音と云る、永純、わくらははにとふ人あらハ観音もミちくるしほをあふとこたへよ、さてそれより備後のとも一見して、やかて舟を出し、夜に入ぬ、十八日巳之刻ニ讃岐内塩飽嶋ニ至り、船頭次郎所ニ宿、十九日寅刻ニ舟出し、海上にて夜を明し、うしまとと云る所をすぎ、家嶋と云る所にて、永純、

岩を壁松を軒はにおりふきてすムしかるらしあまの家嶋、愚茂、枕より跡より波やよせくらんあれぬ方なきあまの家嶋、又永純、

住の江の松のあらしのすムしさやあはちにかよふおきつ白波、それより兵庫之嶋ニ廿一日酉之刻ニ至り、廿二日界より伊勢雅入道来り、遂熟

談、廿三日夜をかけ堺之津へ着船、北之神明町經王寺と

云る法花寺へ宿を定、又一郎へ遂見參、喜悅之躰可有推

察候、恐々謹言、

(天正十六年)
六月六日

義弘(花押)

又八郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」四七一号文書ト同文ナリ)

(以上、一卷)

〇一八 伊集院久族書狀

猶以乍輕少串柿五拾令進獻候間、隨分可有御賞翫候、

以上、

先日者愚老虫氣出合候ニ付、比志嶋掃部助殿・新納仲左衛門尉殿迄醫者之儀申越候處、從貴老

又八様へ被仰上、二閑老被差越候間、此中致養生候故、

次第ニ得快氣候間、先々二閑老相歸申候、殊從

又八様為御使者野村主膳正殿被差越候、誠に忝奉存候、

御次之時者可然之様御礼可被仰上事頼入候、其上從貴老

も預御使候、扱々鹿兒嶋以來御懇之一筋、于今不相替御

心中紙面難申謝候、猶期後音候、恐惶謹言、

西

九月十六日

伊集院遠江守

久族(花押)

市来備前守殿

人々御中

(本文書ハ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

〇一九 伊勢貞昌書狀

從喜入撰州被仰越候、刑部太輔様被遊御庖瘡之由、千萬無御心元奉存候、乍去御養生御祈禱可被入御念候間、早々可為御快氣候、此等之旨我等自夫婦も申上候由、御懷へ被仰入候て可給候、猶期後音候、恐惶謹言、

伊勢兵部少輔

四月一日

貞昌(花押)

市來備前守殿

御貴報

(本文書ハ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

〇二〇 伊勢貞昌書狀

尚々御 [] 申候へ共、此飛脚急候条無其儀候、此由御心得候而可給候、以上、

今日朔日、御前様御心易被成御産、御曹子様御誕生ニ而御座候、殊ニ黄門様も今月二日爰元へ被成御着、三日之御髪置も御差合候而之御祝、ケ様之目出度御仕合御座有間敷との申事ニ而、一段勝申たる御子様にて、

黄門様御機嫌之御躰可有御推量候、我等夫婦致長生候而、

ケ様之時ニ逢申候事、本懐至極存、猶重疊御慶可申加候、恐惶謹言、

伊勢兵部少輔

卯月五日

貞昌(花押)

市來備前様

人々御中

(本文書ハ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

〇二一 伊勢貞昌書狀

以上

改年之御嘉祥珍重々々、不可有盡期候、此等之為御祝儀、從 忠平様御折一合・御樽一荷充我等夫婦へ致拜領候、誠ニ至遠路如此御心付恐悅無極候、何様重而自是御慶可申入候、此由可然候様可令申給候、恐々謹言、

伊勢兵部少輔

正月十八日

貞昌(花押)

市来備前守殿

(本文書へ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

〇二三 有間平右衛門尉書狀

尚々貴老御筋氣も弥御快氣之由目出度候、已上、
新曆之御慶幸甚々々、仍其地御無事之由目出度奉存候、
此御地無相替儀御座候、就中壹岐主水正殿別而無恙被成
御奉公候、朝暮得御意候、将亦御祝言御申納候、御孫殿
之儀可申様無之候、兵少夫婦從其之被申様可被成御推量
候、何茂永日中御嘉祥ニ可申加候、恐惶謹言、

有間平右衛門尉

正月十六日

(花押)

市来備前守殿

貴報

市来備前守様

人々御中

(本文書へ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

〇二三 喜入久供書狀

已上

至遠路御使書忝存候、我等事茂三日前ニ罷下候、
又八様へも早々可罷出之處ニ、紹嘉氣相散々有之付、鹿
児島へも祇候申候へ共、国分へ早々罷越可致養生之由、
御意にて候故、無異儀延引、慮外至極奉存候、御出合之
刻者、可然様ニ御取合奉頼候、紹嘉氣相ちと能候へ、可
致祇候候条、其刻彼是可得御意候、恐惶謹言、

喜入久右衛門尉

(慶長十七年カ)
壬十月廿八日

久洪(花押)

〇二四 伊勢貞昌書狀

猶々掃部助殿毎々被成御見廻候而御念入申候、い向
御内儀へも御心得候而可給候、以上、

(本文書へ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

我等煩之儀ニ付、從

忠平様被成下尊書、誠以忝奉存候、即御請申上候間、可然之様ニ被仰上候而可給候、煩之儀一大事ニ候つれ共、黃門様 薩州様別而被添御心候而、久志本式部殿へ被仰、藥等被下、もはや次第得快氣申候、乍去食物本々ニ成かね申候而、殊之外草臥申候、暑氣も漸去候へく候間、次第ニハ成可申由久志本殿も被仰候間、其心得申候、何様期後音不能詳候、恐惶謹言、

伊勢兵部少輔

六月廿九日

貞昌（印）

市来備前守殿

御報

（本文書へ往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補へリ）

〇二五 仁礼頼景書状

尚々 殿 左衛門尉殿御暇にて御帰国ニ候間
御満足候と存候、御あつらへの御状并野州表よ

りの御状、此飛脚へ持せ申候、其元より御届可被成候、以上、

一書令啓候、仍我々事今月七日ニ江戸へ参着仕候而、其元より御申之條々具ニ申上候、就其御弓之人新納仲左衛門尉殿、御乳付之人右御内儀可然被 思召之由候間、早々其段被仰渡、其心得候様ニとの 上意ニ而候、彼是其元兩人談合を能様ニ可被相調事可為肝要之旨

御詮有之、次御両所御申分共候、静ニ兵部少殿申入御返事可承合候、随而先日者

中納言様御おこり御煩被成、以之外ニ而御座候処、早々おち申、御本腹御座候而目出度奉存候、于今御くたひれ之躰ニ御座候へ共、はや御食共参候、可御心易候、此等之段又八様・御袋様へ御申頼存候、猶近日中ニ罷下候而可得御意候、恐惶謹言、

仁礼藏人

十月九日

頼景（花押）

有川淡路守殿

市来備前守殿

人々御中

(本文書ハ、往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

〇二六 伊勢貞昌書状

寶寿院殿早々被成御下着候ニ付、爰元御逗留中別而

薩州様御懇ニ被仰候、御禮之由候て、從

忠平公早打被成御進上候御状共御上候、即致披露候、御

慇懃之至、御祝着之旨、自我等可申達之由御意候、其段

以付状申入候間、可令貴聞達、將又八左衛門尉殿之儀、

先書如申候、上屋敷之件事被成奉行、別而御辛勞にて候、

頃者はやり瘡再發候て、無御指出候、乍去別之御煩にて

無之候条可御心安候、我等内儀も先月半時分より脚氣之

様ニひさのふし腫候而御痛萬事養生候、定次第ニ快氣候

ハんと存候、御手筋氣如何候哉、承度候、御内儀へも

可然候様ニ御心得候而可給候、猶期後音候、恐惶謹言、

伊勢兵部少輔

九月廿八日

貞昌(花押)

市来備前様

御報

(本文書ハ、往時五味克夫氏調査・採訪時ノ写真ニヨリ補ヘリ)

川
田
文
書

○一 島津道忠忠時覆勘状案

京都大番役事、六箇月勤仕事終早、於歸國者、可被任意之状如件、

弘長四年正月二日

道弘

比志嶋太郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」六七二号文書ト同文ナリ)

○二 島津貞久書下案

薩摩國合戦事、任御教書之旨、度々催促之處、于今不参、何様(事)哉、所詮、来月廿日以前、相催一族、可被馳寄于魔嶋、仍執達如件、

貞和五年正月廿六日

(貞久)沙弥

比志嶋彦一殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二八〇号文書ト同文ナリ)

○三 島津久豊書状案

祝言千喜事舊候了、兼又今度依身大綱、前々のことく依申談候、領内わつらひなく候もその御城をたてにし候

て、無別子細候、今度又伊集院事、後ハとも候へ、日本

國の聞得と申、手ニ着候もひたさら御志ならぬ事なくほとに、是非身本意をハ、満家面々よりつけさせられ申

たるにて候程ニ、身生涯ハ不及申候、子孫にあいつき候ても、日本國大小神祇 伊勢天照大神 熊野三所大權

現 正八幡大菩薩 諏方上下大明神、御照覽候へ、誰々如何様方便とも候ても、中あしき様ニ申候共、今度の御

志をわすれ申ましく候、目出成行候て、所領出来候ハ、力を付申候へく間、於此内も荒説和謔申候とも、もちひ

不被申、水魚思ひたるへく候外、無他事候、恐々謹言、
(応永廿一年)三月十五日 久豊

比志嶋殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」九二四号文書ト同文ナリ)

○四 島津氏久宛行状案

大隅國肝付郡内木志良村地頭弁分并羽見村地頭職(事、為兵衛)料所被宛行也、令分配一族等、任先例、知行之、弥可被抽軍功之状如件、

正平十二年四月廿八日

左衛門尉

比志嶋太郎殿

(本文書へ「旧記雜錄前編」二二二号文書ト同文ナリ)

○五 島津忠宗覆勘状案

薩摩國役所、宮崎石築地満家院内比志嶋分五丈一尺四寸

裏加作、去年五月被勤仕早、仍執達如件、

正応二年

四月五日

忠宗(花押)

比志嶋孫太郎殿

○六 島津忠宗警固番役覆勘状案

要害警固役事、三箇月、西侯又三郎勤仕候了、恐々、

正應一

十二月十五日

忠宗

比志嶋孫太郎殿

(本文書へ「旧記雜錄前編」九二八号文書ト同文ナリ)

○七 島津貞久書下案

今度騒動之間、参津事承了、仍執達如件、

元亨四

十一月十日

貞久

比志嶋孫太郎殿

(本文書へ「旧記雜錄前編」二四二号文書ト同文ナリ)

○八 島津忠時書下案

薩摩國満家院比志嶋・河田・西侯・城前田・上原園五ヶ

所事

任去建長五年七月十日法橋榮尊讓状・関東御下知御教書、

太郎佑範當知行之上者、不及吳讓状如件、

正壽元年八月廿二日

前大隅守

比志嶋太郎殿

(本文書へ「旧記雜錄前編」五六五号文書ト同文ナリ)

○九 島津久豊宛行状案

嶋津御庄薩摩國之内満家院油酒木事

(為脱カ)

由緒上者、為料所々宛行也、早任先例、可領智之状如件、

應永十九年二月十五日

久豊

比志嶋河内守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二八六九号文書ト同文ナリ)

〇一〇 比志嶋範平軍忠状案

薩摩國滿家院比志嶋太郎範平申軍忠事

右、去年十月廿五日岩屋城御退治以來、属于御手、日夜致合戦忠節、去正月廿一日中間平六被疵右殿、同廿五日舍弟彦次郎被疵左足、去月廿日夜瀆陣御合戦、致先懸自身被疵左手同方殿中間平六左殿被疵候畢、此段度々御注進勘文明白上者、預御一見状、為備後證龜鏡、恐々言上如件、

正平十二年卯月日

▽◎承了(花押)△

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二一号文書ト同文ナリ)

〇一一

島津道鑑貞書状写

写

昨日土橋かつせんニついての使者(いしか)并弥五郎今夜丑時到来候、自是使福岡入道下人同時到来、委細承候了、散々かつせんニついて、御敵引退之由事、殊悦入候、是も昨日申時きこへ候之間、やかて打立候、重たるさうニしたかい、明日早且ニうちたち候之處、如此うけ給候、返々悦入候、是非ニ付て、やかて重可承候、尚々(是よりも)只今用立候之間、其さうニしたかい候て、うしろまきをいたすべく候、又入せいともハ、さためて今夜入候ぬらん、もし遅々候仕立(仁候者)、不残かのしやうに可馳籠之由、即時可被仰候、又自是も明日者人をつかハすべく候、このふみすなわちきいれとのゝ方へ可被遣候、恐々謹言、

九月二日寅時

道鑿

(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二六四号文書トホボ同文ナリ)

〇一二 島津久豊書状案

祝言事舊候了、

抑伊集院方依被悔前非候、同心仕候、御方様事、如前、申談候上者、於于生涯相替申事あるましく候、伊集院方先知行之事候へへ、無心元もやおほされ候すらんと如此申候、日本國大小神祇、伊勢・熊野・天神・八幡も御罰候へ、令申談候分、違篇之儀あるましく候、委細者使者可申候、恐々謹言、

(応永廿一年)
三月廿三日

久豊

比志嶋殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」九二五号文書ト同文ナリ)

〇一三 島津道鑑^貞久書状案

南方凶徒等、此暗夜仁可忍東福寺之城之由相巧候旨、自伊集院助三郎并市来入道方告申候、就其者常如此申候間、雖無心候、此暗夜之間、一族被寄合候て、軍勢三人被差遣、被致警固候者悦入候、恐々謹言、

(貞和二年カ)
五月十八日

道鑑

比志嶋彦一殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二二三号文書ト同文ナリ)

〇一四 島津貴久書状案

境目之様懇ニ可承候、

昨夕川口より罷歸候、春山之事無念此事情、同前候欵、今度世上愚身一大事候、本末可為御志候、心落候、可被立用候、憑入候、伊集院方今程取乱ニよて、無沙汰之事ハ承候て可然候欵、いか様近日之間、一身罷越候て、諸事可申候、恐々謹言、

七月一日

(實)
忠久

比志嶋殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇九八号文書ト同文ナリ)

〇一五 島津道鑑^貞久書状案

敵等上山之城を取候へんとて、去夜忍て大勢谷峯城ニ打集て候、かようさりとるへきよし、方々より告申候之間、此城とられ候て後へ、一期浮沈たるへくと我々、只今辰

(存候)

時自身上山に馳向候、被相催一族候て、不替時被馳越候者悦入候、尚々此城とられ候てハ、合戦の前途を可失候間、馳向候、相構急々可有御越候、又孫太郎殿方へ申候、即時被馳越候者悦入候、恐々謹言、

(貞和六年カ)
五月廿三日

道鑒

比志嶋彦一殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」一三三〇号文書ト同文ナリ)

〇一六 島津立久書状案

勢を可遣由、重而聞得候者、細々可承候、いしうのん邊之てき仕のけ候をちからにて、當所之者共ゆたん仕候間、一昨日より其用心申付候、屋形路次きられ候、別而それかしたのミ入候通を、まこ太郎方申候、まへのことく七まかりのふしことにて候共、おろし候する處を、のふしハやくつけ候てハ、おもいてにて可有之と存候て罷上候、

わさと進状候、就其仕事候由、又聞得候間、ふと當所いしきに罷上候、承候分ハひしゝまに一てあて、川上にて

あて候て、なままかりをおろしゆたんの時仕へらいひきのき候へきたくミの由承候、そうへつ當所ゆたんにて、さきての者おとろかし候すると存候て罷上候、いかさま其の仕事かと覚候、先日如進状候、たのミ入候外たなく候、用心堅候する事可然候、恐々謹言、

九月九日

立久

ひししま殿

(本文書ハ、「旧記雜錄附録」一六一八号文書ト同文ナリ)

○一七 島津頼久讓狀

(包紙ウハ書)

「頼久公御文書一通」

置所也、任先例、可有領知之狀如件、

應永十八年十一月廿七日 久豊

比志嶋殿

河田殿

西侯殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八五九号文書ト同文ナリ)

○一九 島津忠昌書狀

(包紙ウハ書)

「忠昌公御文書一帙」

さつまの國ミつへのゐん中のまたのうち、ふちの上すいてん一町五反、河田のけいあ心さししんせつなるニよて、ゑいたいをかきてゆつりあたふるところなり、かの所ニおいていらんわつらひなさんともからハ、頼久しそのんきあるましく候、御くうしをハふんけんのさたあるへく候、仍為後日ゆつり狀如件、

應永十三年十二月五日

頼久(花押)

今度依福嶋一乱ニ付、川田之城江被指籠候早、一城無落(捕力)

去持留可然者也、於城中無勢者、村田肥前守可差越条、

以使者被申可為尤候也、

忠昌(花押)

○一八 島津久豊預ケ狀

(包紙ウハ書)

「久豊公御文書」

文明十七年二月二日

大隅國下大隅市(成)名之事、郡山之代(として)進候之間、預

河田飛驒守殿(立昌)

〇二〇 島津忠兼書狀

(包紙ウハ書)

「忠兼公御文書一帙」

就頼入候儀、料所之犬廻十五町之内半分所宛行也、仍可

被抽忠節事專一候、恐々謹言、

十一月四日

忠兼(花押)

河田殿

(本文書へ旧記雜錄前編二二〇五〇号文書ト同文ナリ)

〇二一 島津義弘書狀

(卷子表紙ウハ書)

「川田家文書

島津義弘書狀」

(包紙ウハ書)

「義弘公御文書」

猶々愚息又八郎を始家内之祈念、乍重言憑存候、

態可申之由相存候處、使節到来、幸之儀候間令啓候、

近々上洛仕候条、祈念之儀頼存候意趣者、

一 京都之仕合、諸事可然候する事、

一 御家無^(卷カ)恐可為長久之事、

一 御家景中諸侍心持無相違、以一味国家を可相守之事、

一 留守中國本不可有殊篇之事、

一 家内安穩之事、

右条々被抽懇祈、御入魂憑入候、兼亦鳥目百疋進之候、

祝儀迄に候、猶期来喜候、恐々謹言、

五月六日

義弘(花押)

川田駿河守殿

(本文書へ旧記雜錄後編二四四二五号文書ト同文ナリ)

〇二二 島津義弘書状

(包紙ウハ書)

「義弘公御文書」

上洛已後、以書札成共可申之處、参便取亂無其儀候、心外之至候、仍祈念之御札到来候、懇情之至不可申盡候、弥被抽精誠候而可為祝着候、謹言、

(天正六年カ)
林鐘廿四日

義弘(花押)

川田駿河入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二四七六号文書ト同文ナリ)

〇二三 島津龍伯義久書状

(包紙ウハ書)

「義久様御文書一帙」

(包紙ウハ書)

「川田駿河入道殿 龍伯」

上洛前ニ二ヶ条ましない之儀令相傳候、彼儀相構々々不可有口外候、万一左様候てハ、其方之為にも罷成間敷候之間、涯分隠察可為專一候、此等之段為可申、急度備筆候、仍補襠一ツ遣之、表祝言計候、恐々謹言、

(天正十七年カ)
十月廿二日

龍伯(花押)

河田駿河入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二六一六号文書ト同文ナリ)

岸
良
文
書

(表紙)

岸良古文書并系譜 全

〇一 某下文写

(花押)

下 島津御庄大隅方肝付郡

可早以兼基嫡子得房丸岸良村田島

山野狩倉等令相傳知行事

右件村者、兼基親父阿佛之所帶也、而兼基依為子息讓得之了、爰兼基死去之上者、于得房丸彼所帶所宛給也、但

得房丸成仁之程為母堂之沙汰、任阿佛讓狀之旨、不一事
殘令知行領掌、有限所當以下色色御公事等、守阿佛支配、
無懈怠可令勤仕之狀、為向後所仰如件、以下、
弘安二年四月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八〇二号文書ト同文ナリ)

〇二 尼真理宛行状写

(花押)

原書甚雖淡墨
書之、今仿他例用
濃墨模之、以下如
名字下所在、亦同、

宛行 嶋津庄大隅方肝付郡内岸良村

收納使職事

左兵衛尉伴兼村

右人所被補彼職也、有限御年貢以下之課役等、任請文之
旨、無懈怠可致其沙汰者、早庄家宜令承知敢勿違失、仍
所宛行之状如件、

正和四年二月廿七日

尼真理

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一一七号文書ト同文ナリ)

〇三 前肥後守顯親宛行狀写

(花押)

宛行 嶋津庄大隅方肝付郡内岸

良村弁濟使職事

左兵衛尉伴兼村

右所職者、有子細雖被召上、依歎申、如元所充給也、有
限御年貢以下臨時恒例之課役等、無懈怠可被致其沙汰者、
早庄家宜令承知敢勿違失、仍所宛給之狀如件、

文保參年三月廿六日

前肥後守顯親

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一二二五五号文書ト同文ナリ)

〇四 散位清保奉書写

大隅國始良庄弁濟使永俊等申、殺害以下事

守護御方御教書并重訴狀具書如此、早任被仰下之旨、可
被申是非左右候、仍執達如件、

元亨元年九月八日

散位清保 (花押)

岸良村弁濟使殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一二二九一号文書ト同文ナリ)

〇五 栄寂奉書写

(花押)

宛行

嶋津庄大隅方肝付郡内岸良村

弁濟使職事

伴兼義

右以人被補任彼職畢、有限御年貢以下恒例臨時之課役等、
無懈怠可令勤仕者、早庄家宜令承知敢勿違背、仍所宛行
如件、

元亨貳年四月廿五日

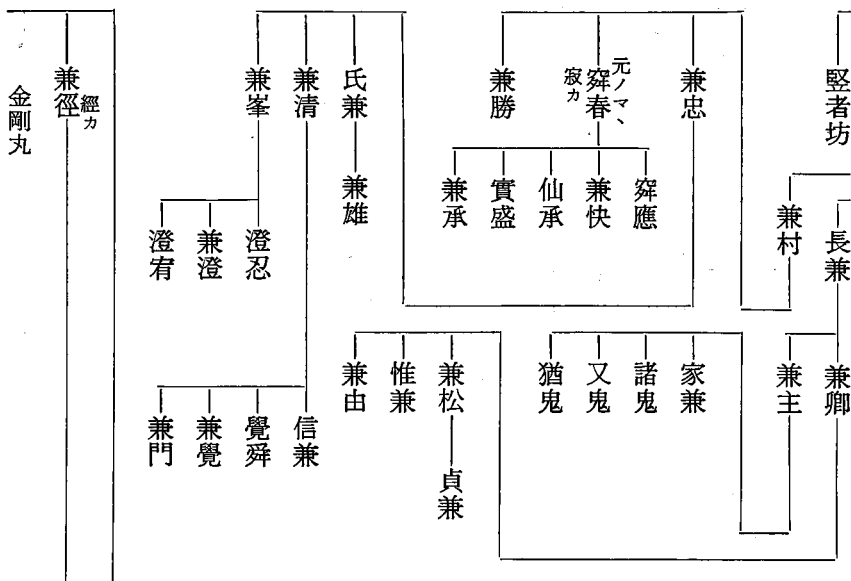
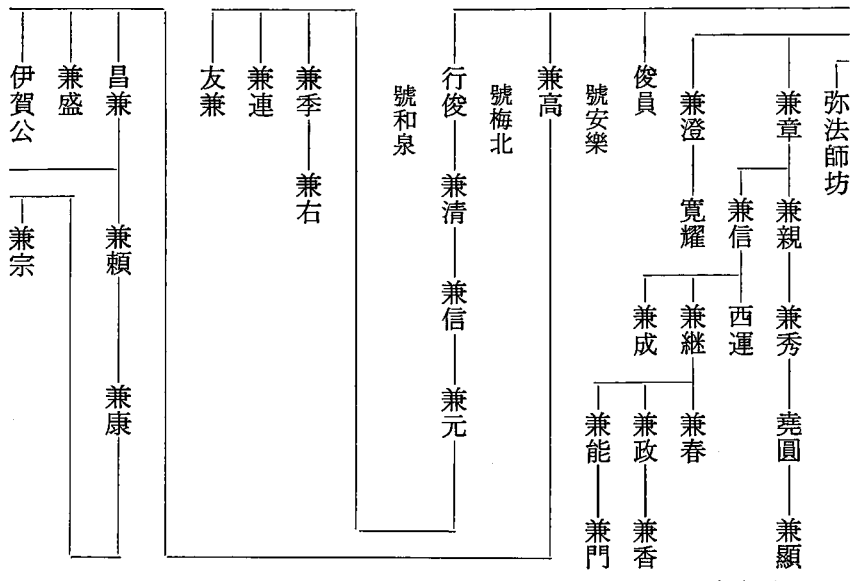
栄寂 (花押)

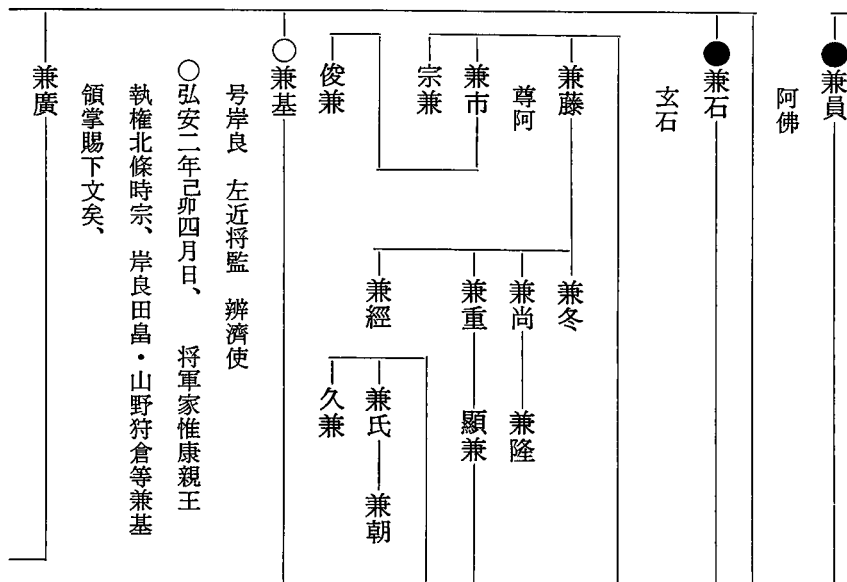
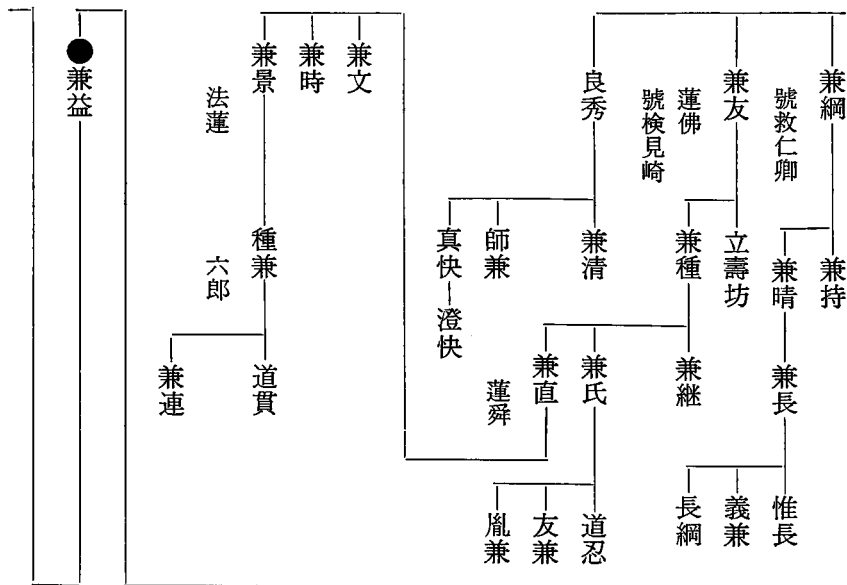
(本文書ハ「旧記雜錄前編」一二二九九号文書ト同文ナリ)

〇六 栄寂奉書写

(花押)

當郡所務、就地頭押領、御使入部之間、村々弁濟使等開





號野崎 東方辨濟使 五郎左衛門尉

兼信

太郎左衛門尉

兼任

新左衛門尉

犬丸

助兼

兼重

兼忠

兼每

號津曲

中務少輔

又七郎

加賀守

兼行

兼孝

兼隆

越後守

藏人

宮内左衛門尉

加賀守

兼友

兼命

八郎左衛門尉

忠左衛門尉

龍兵衛尉

兼賢

號波見

宮内左衛門尉

兼秀

兼忠

河南辨濟使 八郎左衛門尉 又九郎

玄阿

全阿

得房丸

○兼村

次郎兵衛尉 左兵衛尉 阿性

○正和四年乙卯二月廿七日、尼真理公父兼

基之被補任職位賜下文、

○文保三年己未三月廿六日、將軍家高時公之

以御袖判、前肥後守顯親重被補任辨濟使職

賜下文矣、

○兼義

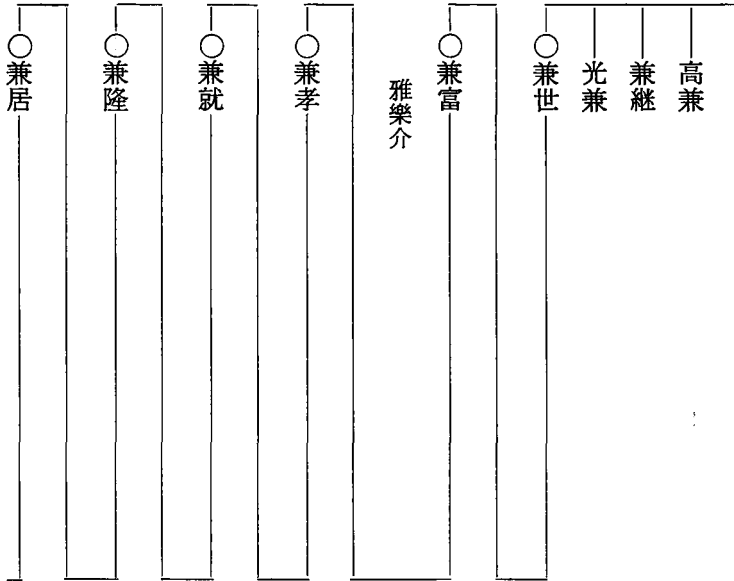
○元亨元年九月八日、散位清保公隅州始良莊

辨濟使永俊等殺害之下文賜于兼義也、

○同二年四月廿五日、將軍家高時公被補任

辨濟使職賜下文、

○同三年七月十六日、榮叔公兼義本領所務就
地頭之事賜下文、



勘解由左衛門尉

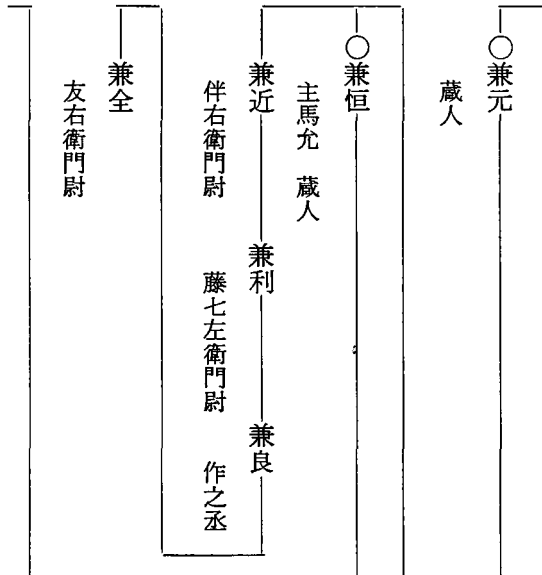
○應永六年己卯十二月十九日、 太守元久公

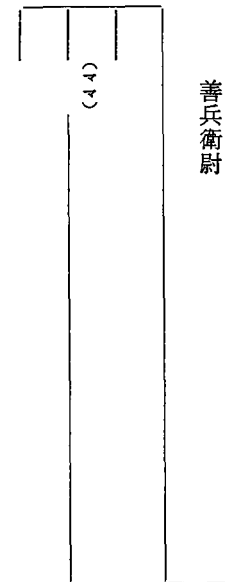
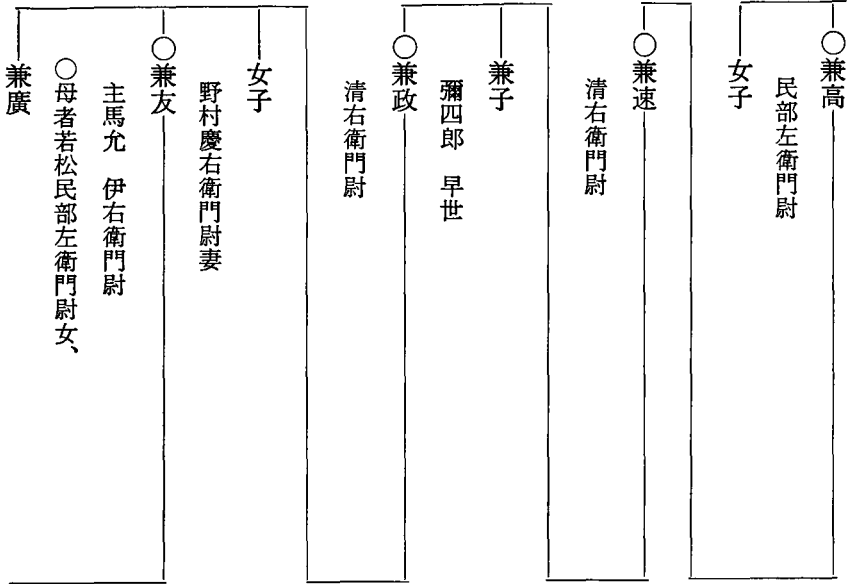
隅州肝付郡始良莊西俣村賜知行五町、 有文書、

○同十九年壬辰十一月十五日、當國守護代伊

集院道應公、日州柏原之内伊作方賜知行七

町也、有文書、





霧島神宮文書

(卷子表紙)

島津家願文

〇一 島津貴久願文

敬白願文

南無宇津瀨大明神 抑今度出陣之事、妨國務當懇敵防戰之企、更非私之所行、然者 神慮御感應之儀何疑可有之哉、所庶幾者加冥鑑之威力、耀 神德之威光、即時怨敵退散、武運長久、息災延命、諸卒安穩、殊所發向敵城早速屬手裏者、可奉 御神領寄進也、仍願書如件、

天文廿二年

二月六日

貴久(花押)

(本文書ハ「旧記雜録後編」九号文書ト同文ナリ)

〇二 島津貴久立願文

(端裏書)

「御槽子御モカサノ時 御上ヨリ」

御立願文

伊勢太神宮 奉御代参詣事

熊野山三社 奉御代参詣事

高野山 奉御代参詣事

新田宮 奉御代御神物可献事

天満宮 奉御代御神物可調事

正八幡宮 奉御代御神物献上事

右為痲災退治・御息災延寿、奉立願処若件、

藤原貴久(花押)

天文拾二年十一月拾六日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五〇五号文書ト同文ナリ)

〇三 島津貴久立願条々

(端裏書)

「白 願文」

度々御圖申下候事、雖相似輕 神慮候、當家之事

奉頼偏 御山之擁護外無別儀、仰願 六所大權現御座哀

愍納受、差向所之敵城被却、一々心中之諸願令成就

給へ、

仍御圖之意趣如件、

条々

一至小林之城働之事、指寄候て喜ならは一圖、

一時分伺候て於可然者一圖、

一任佳例可有白圖候、

永祿六年癸亥貳月彼岸廿三日

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二二四八号文書ト同文ナリ)

〇四 島津義久寄進状

(ウハ書)

「霧嶋社領 寄進状 修理大夫義久」

霧嶋領

大隅國曾於郡之内坂上之門之事、令寄進訖、猶坪付別

帛有之、仍為後代状如件、

永祿拾壹年戊辰二月吉日

修理大夫義久(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二四三三号文書ト同文ナリ)

〇五 島津義久寄進状

霧嶋領

坪付

大隅國曾於郡

一坂上之門

五段 おき田

貳段 岩尾田

壹段 池田

貳段 松の木田

壹段 田中園

壹段 萩原

以上

永祿拾壹年貳月吉日
辰 戌

義久(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」四二四号文書ト同文ナリ)

〇六 島津義久寄進状

(ウハ書)

「霧嶋社領 寄進状

修理大夫義久」

大隅國曾於郡之内小窪名之事、當家為弓箭祈念、令寄進訖、殊菱刈・牛草(悉)兩院屬手裏事、偏御山之名鑑之故耳、弥奉仰武運長久・子孫繁昌・國家泰平之旨意趣等基也、仍證文之状如件、

永祿拾貳年巳十一月十五日 修理大夫義久

(花押)

霧嶋社領 寄進状

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」五二五号文書ト同文ナリ)

〇七 島津義久願文

(ウハ書)

「御願書」

願書

右意趣者、今度大友衆高城境着陣難儀至極候、倍以御神慮之加護、此一戰於致勝利者、高城一所之事、為霧嶋御領稻物必可奉納之者也、

天正六年寅 戊

十一月四日 藤原義久(花押)

霧嶋山

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」一〇一九号文書ト同文ナリ)

〇八 島津義久願文

願書

此度高城口干戈於為利運者、調次第法花經一万部必可致執行者也、

天正六年戊寅

十一月四日

藤原義久(花押)

(本文書へ「旧記雜錄後編」二一〇一八号文書ト同文ナリ)

〇九 島津義弘寄進状

為霧嶋權現御神領、從高原七拾町名内毎年俵物数老伯宛可令寄進候、以此趣當家永代繁栄之御祈念所仰候、仍状如件、

天正拾五

嶋津兵庫頭

八月廿四日

義弘(花押)

霧嶋座主御房

(本文書へ「旧記雜錄後編」二二三六九号文書ト同文ナリ)

〇一〇 島津義久袖判寺領目錄

(印文「義久」)



霧嶋領目錄

田口之内
一田方貳拾町者

分米貳百石者

天正廿年

町田出羽守

九月七日

久倍(花押)

(本文書へ「旧記雜錄後編」二九六三号文書ト同文ナリ)

〇一一 島津龍伯義久寄進状

高伍十石

此内畠方十石

右令寄進之旨者、先規之諸神領以京儀雖致勘落、當家長久之守護、依舊願、今度別而少地を相付早、偏御感慮奉仰故也、

慶長四年五月十七日

龍伯(花押)

華林寺

(本文書ハ「旧記雜錄後編三二七四三号文書ト同文ナリ」)

〇一二 島津龍伯義久寄進状

隅州曾於郡田口村之内

高五十石 屋しき三ツ

此内十石畠方

已上

右令寄進之旨者、先規之諸神領以京儀雖致勸落、當家長久之守護、依誓願、今度別而少地を相付早、偏御感慮奉仰故也、

慶長四年五月十七日

龍伯(花押)

霧嶋社領 寄進状

(本文書ハ「旧記雜錄後編三二七四四号文書ト同文ナリ」)

〇一三 島津忠恒久寄進状

(ウハ書)

「真幸吉田・窪田之村御寄進状」

(端裏書)

「霧嶋」

日州真幸院知行目録

吉田村之内

高五拾石但三佰九拾六石内

右知行之事、先年為令立願驗、今度先奉寄進者也、仍状如件、

慶長二年九月二日

忠恒(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三二八六八号文書ト同文ナリ」)

〇一四 島津忠恒家久寄進状

敬白 願文之夏

右旨趣者、為國家泰平・武運長久・子孫繁榮、別而今度庄内退治・諸願成就、日州高原之内蒲牟田村五百八石奉寄進、或御祭禮、或社内修理等不可有緩疎者也、仍願文如件、

慶長五年三月廿五日

忠恒(花押)

霧島山

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一〇七七号文書ト同文ナリ)

〇一五 島津龍伯義久掟書

掟

一 咎人被拘事、可依其罪之輕重、縱雖格護候、於重科之輩者、無吳儀可被返出候、然者到其時可被致迷惑之間、其心得を以可被召置事、

一 被成御折檻候者、御侘之時も被糺輕重、輕々敷無之樣

ニ可有分別候、就中當時者、無其遠慮御侘被申候事曲

事ニ候、然間檀那之納得にも迦、寺家も被失面目候条、

能々罪之淺深遠近を思案尤候事、

一天下以御下知諸寺諸社令勘落、當分之立栖被及迷惑候、併以時分可有汰汰候欵、其間者なにとやうにも可被成

堪忍事、

慶長五年

六月二日

龍伯(花押)

花林寺

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一一二四号文書ト同文ナリ)

〇一六 島津龍伯義久書狀

(墨引)

為禱尔之儀、一入可被致懇祈之趣、今度被指出 神裁候之事、尤祝着候、從爰許茂弥以自今已後不可有別心之条、可被抽丹精之段、誠所庶幾候、恐々謹言、

七月十九日

龍伯(花押)

花林寺

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」八五六号文書ト同文ナリ)

〇一七 島津義弘書狀

尚以去廿八日之晚より敵船差出候て、から嶋之通路を切申候分ニ候へ共、無指儀候、然共四国陣へハ毎日さし寄候、當陣へも三日相懸候、初日ニハ城近く番船をし寄候て、ばうびや・半弓・鉄砲・射付火矢已下行ニ及候へ共、自此方も大鉄砲を打せ候之条、其後兩日者磯近く參儀無之候、敵船今日迄ハ相支候へ共、珍敷行等無之候、委細追々可申通候、

六月五日之書狀慥令披見珍重候、仍又八郎所より名子屋迄越着候由、雖申越候、国元之船并供衆已下一人も不参故、徒ニ途中へ在之由候、言語道断不可然候、冬深く罷成候てハ弥海上不輒儀不存人無之候之処、國元早晚之油断にて如此式沙汰之限候、随而御祈念之配慎札到来祝着候、殊更種々被抽誠精候之趣、書中ニ相見候、懇切之儀候、兼又栗野何も無事之由満足候、久四郎も于今在京之鉢候之条、彼是祈念之儀倍頼入候、不可有御油断候、猶期後喜之時候、恐々謹言、

十月八日

義弘（花押）

霧嶋山
座主御坊

（本文書ハ「旧記雜錄後編二」一三九九号文書ト同文ナリ）

〇一八

島津惟新義
袖判覚書

嶋津兵庫入道

沙弥惟新御判

覚

一 雖不及申候、 神前之勤行等不可有緩疎候事、

一 一山之衆徒并社人之囑、不可改旧規候、 雖然近年之諸

式被糺善惡、除惡可被守善事、

一 寺領之役儀ニ付、聊不可有難遊事、

一 自先年之御法度雖不新候、或重罪之者、或走者等被抱

置儀、堅可有停止事、

一 霧嶋之儀者諸方之人集候間、世上之取沙汰被入念、子

細儀於被聞付者、依事以内意可被遂披露事、

一 神物徒ニ不成様、 社頭之再興、寺中修理等用ニ可被

立候事、

一 宮廻之掃除可被入念候事、付せたを霧嶋領之分路作、

無油断可被仰付候事、

右霧嶋山座主職看房ニ付、我等存寄儀者於在之者、

被聞召度由承候間、任無御隔心、愚意之通書付進入

候、

慶長十九年六月八日

霧嶋

座主御坊

（本文書ハ「旧記雜錄後編四」二一〇二号文書ト同文ナリ）

〇一九 町田久幸外三名連署知行目録



知行方目録

高九百拾石七斗七升七合四勺

隅州曾於郡

田口村

高五百貳拾石六斗貳升八合

日州高原

蒲牟田村

高百四拾七石壹斗七升一合八勺七才

隅劔未吉

深川村之内

高百貳拾九石八斗八升三合六勺六才

隅州曾於郡

大窪村之内

高六拾五石五斗貳升八合七勺二才

日州

吉田村之内

高三拾石九斗六升八合五勺

薩劔

羽月村之内

合千八百六石九斗七升三勺五才

本高

千百五拾八石 此内百石東光坊分

京竿

加増六百四拾八石九斗七升三勺五才

右之知行之事、今度御檢地之竿ニ被打出候之間、御

支配之地ニ雖罷成候、先年御寄進之地之儀候之条、

不可混他之由被 仰出、向後 社頭之為修理田改而

被成寄附畢、永々被成御領知、修理之儀不可有油断

候也、

慶長廿年三月二日

比志嶋紀伊寺

國貞 (花押)

伊勢兵部少輔

貞昌 (花押)

三原諸右衛門尉

重種



町田勝兵衛尉

久幸

霧嶋山

座主坊

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一三三三号文書ト同文ナリ)

〇二〇 島津忠恒家書状

其已来不申通候之處、此度栗野迄為音信着物送預候、令

祝着候、殊我等為祈念、御神前至別而參籠之段御大儀難

申謝候、弥御祈念頼存候、就中 武庫様長々御在陳御留

守之儀、栗野御見舞雖無申迄候、御入魂肝要候、万々重

而可申候、拙者渡海之事致延引、何とも心遣迄候、猶期

後音時候、恐々謹言、

又八郎

九月廿日

忠恒(花押)

神鏡院

御同宿中

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一三七九号文書ト同文ナリ)

(卷子表紙)

伊勢貞昌文書

〇二一 伊勢貞昌書状

猶以伊勢羈殿もいかにもく、かるく、と被成よし申
来候而安堵此時候、将又屏風躰而可相調候間、可致
進覽之候、

今晨預貴札候處、紛冗故不能即報、心外候、抑薩州尊
君御庖瘡早々被成御快氣、誠千喜萬悦多幸々々、弥以御
家御繁栄之驗頭然候、連々御祈禱之奇特、就中庖瘡易被
遊候、秘府共被進置候故如此思召儘之御事殊勝々々、難
伸言語儀候、定御曹子様・御姫様も可被遊候間、其御
立願共有之事、内々被得其意御懇祈此時候、猶期拜顔不
詳候、恐惶謹言、

正月十日

貞昌(花押)

伊勢兵部少輔

貞昌

華林寺

御報人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」四〇八号文書ト同文ナリ)

〇二三 伊勢貞昌書狀

猶以素瓶一箱令進獻之候、表書信之驗而已、

貴山御入寺之祝詞、早々可申入處、不得間暇之故、思而不能、延引似怠非怠候、賢察所仰候、抑 貴僧之儀、因御譜代之筋、其地可有任由被 仰出候、其趣從御家老中、具雖可被仰達候、尚以令啓候、然者霧嶋山之儀、御分國衆之儀者不及申、自他國之參詣衆不相絶、群集之境地ニ候間、或御國之政道善惡之沙汰、或他邦之取沙汰等被染心、若題目之子細可有之時者、必御家老衆へ被得内意尤候、畜匪勤行等之功、右之趣被挿心底、諸事不有緩疎候、誠 貴山之儀、天地開闢以來之靈地被成御住候儀、御名譽不勝計候、恐懼不宣、

伊勢兵部少輔

四月十一日

貞昌 (花押)

霧嶋山

座主御坊

玉揚下

(本文書ハ、「旧記雜錄附録」一四〇九号文書ト同文ナリ)

〇三三 伊勢貞昌書狀

至遠境預御使僧、殊當年初之松茸一籠五本被送下候、別而見事驚目候、今夕客来候間、此一種可為佳興与大悦此事候、勝例大ニ御座候、仍去十日、黃門様被成御參詣、御仕合能、御満足之由目出度存候、定此地御参府可有之候間、以貴面可申達候、先日も如申進候、弘法八百年忌之詩序致清書、可令進獻候、恐惶敬白、

伊勢兵部少輔

八月十四日

貞昌 (花押)

座主様

(本文書ハ、「旧記雜錄附録」一四一〇号文書ト同文ナリ)

〇三四 伊勢貞昌書狀

尚々彼屏風御立置候て御覽候哉、如何々々、貴翁御能筆候儀候處、さそや〜おかしく、御入候ハんと汗顔々々、以上、

此方 御屋敷就炎上、早々使被成御進上候、即致披露候

處、至遠境懇志別而御感悅之至不大形候、為我等能々可
申旨御意候、扱々其夜之體肝をつぶし候儀中く筆舌ニ

難申伸次第候、當年者 御家御いみ年のよしにて、從春

以來於御國・大御祈禱・大御願共被成候、此方にても殊

外御祈念共御座候つる、さよりの替事かと還而各めてた

がり申候、就其不思議なる儀候、木村休兵衛尉と申候は

かせ、火事以前御屋敷之氣以之外惡たちのほり候間、よ

くく御祈念候へ、御家相果候ほどの御事出来候はんよ

し申候つれとも、あのつれの者手前にて祈念仕たかり候

はんたと申、上下共ニ大形ニ挨拶候而御座候處、如此

儀共出来候、又御馬廻之内御歴々之御方数多御覽候、火

事三日前此方御やしき中ニ火はしら立候、皆々被成御覽、

おそろしき儀との御沙汰にて候つるニ、無程火事出来候、

然時ハ今度の火事まことの可為天火との被仰事候、如何

様大事之惡難ニ易候儀必定候、御信心ニ寄特候、御前様

も五月始比より御血之ミち御起候而ことのほかむつかし

く被成御煩、火事之時分御養生最中に候つる間、弥おも

り可申上存候処、結句火事以後よりよく御入候而、頃す

きく御快氣候、かやうの儀もた々事ならぬ事候、珍
重多幸、恐懼不宣、

伊勢兵部少輔

暮秋十二月

貞昌(花押)

華林寺

そん答

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」四二一号文書ト同文ナリ)

〇二五 伊勢貞昌書状

猶以内々從是可申入与存候処、及御報非本意候、以

上、

所示之華翰再誦三誦賜無如之也、如來命先月中者、當所

御祈願所雖御逗留候、依不得間暇、終不能閑談、殘多候、

乍去一日被寄駕於草蘆鹿茶參候而本懷至極候、仍御祈禱

之御札守等今日幸有川治部左衛門尉江戸へ進上候間、相

渡候、虎壽様御祈念弥御精誠所希候、將又見事之兩種被

懸御意候、於當國者不見申逸物、珍々重々、御厚志不淺

所謝候、萬縷期再會、閣筆者也、恐懼不宣、

伊勢兵部少輔

十一月十六日

貞昌（花押）

霧島

座主御坊

貴答

（本文書ハ「旧記雜錄附録一」四二二号文書ト同文ナリ）

〇二六 伊勢貞昭書状

一書令啓候、然者 大御前様就御不例、從 薩劬様為

御寄進御脇指被差上候、御氣色之儀も重く被成御座之由候間、御祈念之儀此時候条、可被抽精誠候、為其如斯ニ候、恐々謹言、

伊勢兵部

六月廿日

貞昭（花押）

霧嶋座主

（本文書ハ「旧記雜錄附録一」一五二号文書ト同文ナリ）

〇二七 諏訪兼延書状

一筆致啓達候、今度於伏見 中将様御不例ニ付、為御祈願霧嶋山權現へ御馬毛疋青毛被為遊御寄進候、依之御使新納仁左衛門ニ而被差上候条可被得其意旨、御老中任御差圖如此候、恐惶謹言、

諏訪采女

八月廿三日

兼延（花押）

花林寺

（本文書ハ「旧記雜錄附録一」一五三号文書ト同文ナリ）

黒岡文書

(表紙)

黒岡帶刀氏所蔵文書

○一 島津久邦・島津久元連署書狀写

『鹿児島黒岡帶刀所蔵』

我等共先祖島津修理亮忠廉、飢肥福島致領知候節、福島
ニ太陽寺与申湖南派之寺致建立置、忠廉延徳三年辛亥八
月廿日撰州於天王寺邊致死去、法名号雪溪忠好、位牌ハ
太陽寺江立置候処ニ、忠廉曾孫忠親永録年間ニ福島を引
取候ニ付、飢肥江立置候永源寺与申寺迄を引移、先祖共

位牌何連茂右永源寺一所江致安置、于今隅州平松江致相
続有之候、其外之寺ハ其儘ニ而差置候ニ付、太陽寺之儀
尙漸々衰、終致廃壞候由、然處ニ釋尊之像並初祖聖僧之
像各一牀、涅槃之畫像一幅、柱杖一本、雪溪之位牌一器、
當時志布志町江罷在候新左衛門与申者之先祖、其節從太
陽寺自身右品々を負来、貴寺江頼入置候由ニ而、於于今
安置被成置候旨、頃日承付、誠以世々御住持之御親切別
而難謝存候、依之初祖聖僧之兩像令修覆、且又雪溪位牌
之厨子・花入・香爐・茶湯器等並祠堂銀、別紙目錄之通
此節致寄進候間、萬古無退轉様ニ被仰置、御回向頼入存
候、以上、

元禄二年巳

九月廿三日

島津帶刀

(花押)

永泰寺

嶋津豊後

○二 島津忠昌宛行狀写

日向國飢肥院南北一圓・同櫛間院一圓之事

右両所為領知所宛行之也、早任此旨可有知行之状如件、

文明十八年十月十九日

忠昌（花押）

修理亮殿

（押紙）

島津久豊三男島津豊後守
季久ノ長子ニハ忠廉ト称ス

（本文書ハ、旧記雜錄前編二一六五四号文書ト同文ナリ）

〇三 足利義政御内書写

世上無為之儀、一段運籌策早々令落居者、尤可為神妙也、

（文明八年）
九月十四日

（足利義政）
御判

大内とのへ

〇四 足利義政御内書写

世上静謐之調法、無疎略之由候、神妙候、不日落居候様

弥專籌計者、可為本意也、

十月十七日

（足利義政）
御判

大内とのへ

〇五 足利義政御判御教書写

御判是を袖判といふ也、

周防・長門・豊前・筑前四ヶ國守護職、石見國仁摩郡・

安藝國東西條并本新當知行之地所々等之事、大内左京大

夫政弘領掌不可有相違之状如件、

文明九年十月三日

〇六 足利義政御内書写

今度下向、併世上無為之基神妙候、既幡州室津邊到着之

由、風聞可然候、早々令下國、都鄙弥勵忠節者、尤可感

悦也、

十一月十五日

（足利義政）
御判

大内左京大夫とのへ

〇七 足利義政御内書写

山名右衛門督入道宗全事、雖被成治罰 院宣、大内新介

已下令与力致合戦候之条、先度内書遣候處、於路次逗留

欵、可加誅戮上者、馳參御方抽忠節者可有恩賞、巨細右

京大夫可申也、

八月六日

嶋津修理亮とのへ

(押紙)

忠廉

當時ハ隅州帖佐城主ナリ

(足利義政)

御判

○八 室町將軍家御教書写

京都朝敵等事于今同篇間、度々被成 御内書・御教書處、御方未被及合戰条、太不可然、所詮早大内新介分國之内除少貳本國、随討取就注進、可被宛行上者、不移時日令進發、可被抽戰功之由所被仰下也、仍執達如件、

應仁二年十月廿八日

(押紙)

細川

右京大夫勝元

嶋津修理亮殿

○九 細川高国書状写

就渡唐船之儀、先度委曲令申候、弥預入魂候者可為本望候、猶桂樹院可有演說候、恐々謹言、

(押紙)

細川右京大夫從四位下

閏六月十七日

嶋津豊後守殿

(押紙)

忠朝 忠廉ノ子

高国

○一〇 細川政元書状写

就今度唐船之儀、條々依被入魂無相違着岸本望之至候、仍太刀一振長次進之候、表祝礼計候、恐々謹言、

八月廿三日

政元

(押紙)

細川右京大夫從位下

嶋津豊後守殿

○一一 飯尾為規・飯尾元行連署奉書写

是ハ御奉書

渡唐三号船公用之事、就富嶋三郎左衛門尉無力、為合力分如一号船二号船相懸給、別嚴密可沙汰渡伊勢備中守代、若有難渋之儀者、被押置荷物一段可有御成敗之上者可注申交名之旨、可被加下知之由所被仰下也、仍執達如件、

(押紙)

飯尾大和守從五位下三善元行

明應七年二月十九日

大和守

前肥前守

嶋津豊後守殿

(押紙)
飯尾肥前守從五位下三善為規

奉書

〇一三 飯尾元連奉書写

渡唐船警固之事、薩摩國中津々浦々蔽密可被致沙汰、更不可有遲怠之由所被仰下也、仍執達如件、

延徳二年十二月卅日

(飯尾元連)
沙弥宗勝

奉書

〇一二 松田頼亮・諏訪貞房連署奉書写

富嶋与太郎宗利申、今度唐船荷物事運上之處、号備前國牛窓所質於備後國尾道押取之条、言語道断之次第也、爰同國住人草井出雲守代官積置荷物、於三号船之間以所當之儀宗利可請取之旨申候之處被預置之、依上裁可被渡之段返答云々、所詮速於彼荷物者被渡付、宗利有子細者、追而以代官可被明申之由所被仰下也、仍執達如件、

明應七年七月廿五日

(諏訪貞房)
前信濃守
(松田頼亮)
豊前守

嶋津豊後守殿

奉書

嶋津修理亮殿

(押紙)

忠廉

長享末上落以後滯京ニ付キ
京師ニテ上文ノ命ヲ受ク
延徳三年八月廿日大坂寺ニ卒ス

〇一四 大内義興書状写

先度雖染筆候、依通路不輒候ハ不相届候、抑當國忿劇之儀無心元候、每事匠作有御一味、静謐之調儀可然候、仍太刀一振・織色五端進候、(之脱シ)猶杉三河守可申候、恐々謹言、
大内殿
義興

七月廿三日

(押紙)

嶋津豊後守殿

上文ノ匠作ハ修理大夫勝久ナリ
忠朝以下同シ

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二六号文書ト同文ナリ)

〇一五 大内義隆書状写

渡唐船之事、如今者可為断絶欵、不可然候条再興之儀申付候、就其自然至貴國成調事候者、御入魂可為祝着候、仍太刀一腰久國・轡一口明珠進之候、猶委細杉三河守可申候、恐、謹言、

十二月廿日

大内殿
義隆

嶋津豊後守殿

〇一六 大友親治書状写

遥不申通候處、御音問快然候、抑其方角去年已来弓矢出来候由、雖風説候、依遠方爰元油断様候、只今西明寺御口能無心元存候、但御方茄兒嶋無等閑候、肝要候、猶自年寄共所可申入候、替時儀候者、追而可得其意候、兼又唐布一端・縹色笠巻送給、於此方珍物秘藏之至候、從是織物一端青・扇子一本進之候、恐、謹言、

九月廿五日

大友殿
親治

嶋津豊後守殿

〇一七 甘露寺元長書状写

遙久依無鴈便不申承候、遺恨無極候、珠全下國之由被申候、長々在洛疎遠心外候、但不断撰州邊遊戯候之間失本意候、抑雖輕微其憚候、越前烏子百枚・塩引疋尺進入候、遠遠之間、省略比與之音々、猶期後信候、謹言、

卯月十二日

元長

嶋津豊後守殿

(押紙)

大永元年比ナラン
元長ハ甘露寺権大納言ナラン
即位段錢ニ代リ遣明船ノ建議者
忠朝

〇一八 近衛前久書状写

雖不寄思召儀候、去年不慮ニ家門焼失候、然者此刻執建度望候条、別而預助成候者可為祝着候、偏頼入候、仍此一冊乍憚染惡筆進之候、猶進藤左馬允可申候也、状如件、

(押紙)

近衛(前久)植家公ナラン

卯月十六日

(花押)

(押紙)

忠朝

嶋津豊後守殿

〇一九 勸修寺尚頭書状写

今度唐船若不慮事候者、可被致忠節之由、嶋津方江被成
論旨候、於自然之儀者同可被成其心得候也、謹言、

八月十四日

(勸修寺尚頭
(花押))

嶋津豊後守殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一四〇三号文書ト同文ナリ)

〇二〇 大友義鑑書状写

就此方干戈之儀示給候、每々被添御心候次第本望候、然
者肥後之事、已来任下知候之条、於于今者防家衆陳退治
之儀申談来候、仍三侯被任御所存之由候、尤珍重候、弥
堅固之御才覚肝要候、猶期来音候、恐々謹言、

七月九日

義鑑

嶋津豊後守殿

〇二一 大友義隆書状写

日州安國寺事、為副使可有渡唐之由申遣候、領納候之様
御意見可為祝着候、尚陶安房守・杉三河守可申候、恐々
謹言、

十月六日

(押紙)

忠朝

嶋津豊後守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二二号文書ト同文ナリ)

〇二二 島津貴久吉書写

吉書

一 神社佛寺修理興行之事、
一 可專勸農之事、
一 可徵納國々之年貢之事、
右任三ヶ條之旨、可有沙汰之状如件、
永禄貳年正月十一日 貴久(花押)

〇二三 伊勢貞陸書状写

今度就渡唐船之儀御忠節次第、從三号船居座并池永新左衛門尉方注進候、則令達 上聞候處、神妙旨一段可有御感之由候、先以御面目之至、千秋萬歳目出候、委曲猶潮江孫右衛門尉可申候、恐々謹言、

十二月十五日

貞陸 (花押)

嶋津豊後守殿

進之候

(忠親)
(本文書ハ、旧記録附録一〇三八三号文書ト同文ナリ)

〇二四 大友義鎮書状写

三ヶ國就属案中候、早々御懇示給候、祝着候、仍其堺鉾楯于今無止事之通承候、無是非候、雖無申迄候、弥堅固ニ御才覚肝要候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

十二月十三日

義鎮 (花押)

嶋津尾張守殿

〇二五 島津貴久書状写

歳暮之御慶萬祥雖申舊候、猶以重疊更不可有際限候、珍重々幸甚々、抑就如此御祝礼賀例之用慶書候、仍年内之儀者如此、明春者亦最前自他之満足増々可加申候、慶事、恐々謹言、

十二月十五日

修理大夫貴久 (花押)

謹上 尾張守殿

(押紙)
忠親

〇二六 島津義久書状写

誠歳暮之御嘉祥重疊雖申事舊候、猶更不可有盡期候、珍重幸甚々、抑為此等之祝詞、被任恒例預慶書候、尤以目出度候、何様明春者自他之諸言倍可申承候、佳事、恐々謹言、

拾二月廿八日

修理大夫義久 (花押)

謹上 豊後守殿

(押紙)
忠親

○二七 島津義久書状写

寔歳暮之御慶賀重疊雖申事舊候、猶以不可有休期候、幸甚々、抑為此等之祝儀、被任恒例預嘉札候、尤珍重、何様明春者自他之吉祥倍可申承候、佳事、恐々謹言、

拾二月廿六日

修理大夫義久(花押)

(押紙)

謹上 豊後守殿

忠親 始メハ尾張守
以下同シ

○二八 島津義久書状写

寔歳暮之御嘉兆千喜萬悅雖事旧候、猶更不可有休期候、抑為此等之祝書、被任恒例慶書、尤日出候、明春者最前自他之吉祥可申承候、佳事、恐々謹言、

拾二月廿八日

修理大夫義久(花押)

謹上 豊後守殿

○二九 島津義弘書状写

歳暮之御慶重疊雖申事旧候、尚以不可有窮限候、幸甚々、抑此等之為祝儀、佳札并五明二本令遣之候、何様来春

者最前自他之満足可申加候、賀事、恐々謹言、

極月廿五日

義弘(花押)

豊後守殿

(押紙)

朝久 夫人ハ義弘長女

○三〇

島津惟新義弘判物写

帖佐之内深水村高参佰十四斛、為合力致進入之候、弥至陸奥守殿無疎意可被勤奉公事、油断有間敷者也、仍状如

件、

慶長十六
四月四日

惟新(花押)

(押紙)

豊後守殿

久賀 母ハ義弘長女

○三一

島津忠恒家判物写

(押紙)

藤次郎久賀ノ妹ハ義弘ノ質トシテ
上洛後チ中納言家久ノ養女トシテ松平
河内守定行ニ嫁シ隠岐守定頼ヲ生ム

今度為関東之質人其方妹上國候、誠々感悅之至雖述禮詞儀候、為此等之忠賞、於阿多之内知行令宛行候、全可有領地候、恐々謹言、

三月十九日

忠恒(花押)

(押紙)

慶長十年巳

島津豊後守久賀ノ幼名ハ

藤次郎(母ハ義弘ノ長女ナリ)

久賀ノ子ニ幼名藤次郎アリ

藤次郎殿

〇三三 島津家久書状写

以上

今度者爰元へ被相越、苦勞之至候、仍息藤次郎不慮ニ被
相果之由、其間得候、存之外之仕合、誠々驚入候、委曲
此使可申達候之間、不能詳候、謹言、

(押紙)

豊後守久賀エ子息ノ内一人(藤次郎)

死去ニ付弔問状

▽寛永七年△
五月十五日

家久(花押)

豊後守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」三〇八号文書ト同文ナリ)

〇三三 島津家久袖判掟書写

(押紙)

島原一揆討伐ニ付軍全書

(印)

一當年之人數諸法度相背間敷事、

一天下之御奉公ニ候間、諸軍衆為心一國家之為を可存事、

(押紙)

島津豊後守久賀

同下野守久元

- 一 豊後守・下野守大將役申付候、其外喜入撰津守・北郷
- 佐渡守・入来院石見守・新納加賀守・山田民部少輔・
- 三原左衛門佐談合衆申付候間、右八人之下知聊相背間
- 敷事、

一 喧嘩・口論・濫妨・狼藉・大酒可為停止事、

一 諸法度若相背者於有之者、右八人之衆言上可仕候、少

茂遠慮有間敷事、

寛永十五年正月十三日

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一七七八号文書ト同文ナリ)

○三四 島津光久書状写

為改年之嘉祥使者被差越、殊太刀一腰・馬一疋到来、誠遠境迄被入念候段、欣然之至候、猶北郷佐渡守可申候、謹言、

正月朔日

光久（花押）

嶋津左近太夫殿

（押紙）
久守

○三五 進藤長之書状写

一筆致啓達候、弥御堅固御勤可被成珍重奉存候、然者今度為御使罷下候處、寛々得御意、何角申承、大慶不少候、於御屋敷彼是御取持忝存御事候、然者其節被仰聞候坂本養伯、其御地江被召寄候由、依之 仙洞御所御用之御卷物、於其御地御吟味可被仰付之由、且又右出来之節、從薩摩守様御献上之筋ニ被成度之由、委細申上候處、御尤被思召候、其節御取持可被成之由、 左府公御内意御座候、右旁為可得御意如斯御座候、恐惶謹言、

進藤刑部大輔

（宝永二年乙未）
四月廿九日

長（花押）

嶋津帶刀様
（仲休）

○三六 源頼朝下文写

島津公爵祖先三ヶ國守護職奉行ニ関スル古文書寫
元禄十二年比島津忠雄（帶刀）ヨリ幕府ノ柳澤出羽守及土屋相模守エ原書ノ寫ヲ提出シタル事アリ、其寫ナリ、
（元禄十年ニ正保地圖改正ノ台命アリ、三ヶ國地圖ノ説明上参考トシテ必要アリシト云フ）

（源頼朝）
花押

下 大秦元光

可早如元令安堵薩摩國牛屎院事

右件所相傳知行、至于去年云々、而小城八郎重道依申有證據、仰嶋津庄惣地頭惟宗忠久左兵衛尉、宛給郡司弁濟使了、然一向重道已無相傳之由欵、早停止重道之沙汰、以元光如元可令安堵院内、但云庄方、云國衙、任先例、無懈怠、可令勤仕課役之状如件、以下、

文治三年五月三日

（本文書ハ「旧記雜錄前編一」一一六号文書ト同文ナリ）

〇三七 源頼朝御教書写

嶋津庄々官等、不随惣地頭忠久下知之条、庄官等之企、尤以奇怪、有對捍之輩者、可令注申給者、前右大将殿仰如此、仍執達如件、

七月十日

平(花押)

宗兵衛尉殿

(本文書へ「旧記雜錄前編一」一三五号文書ト同文ナリ)

〇三九 前將軍足利義滿袖判御教書写

日向・大隅兩國守護職事、嶋津陸奥守元久領掌不可有相違之状如件、

應永十一年六月廿九日

(本文書へ「旧記雜錄前編二」二七二九号文書ト同文ナリ)

〇三八 後醍醐天皇諭旨写

當國新納院・同國救仁郷等兼重(肝付)(等脱カ)以下輩濫妨事、忠顯朝臣(六條)申状(副具)如此、子細見状欵、早追出彼輩、可沙汰居雜掌者、

天氣如此、悉之、以状、

八月四日

式部少輔(花押)

日向國守護館

(本文書へ「旧記雜錄前編一」一八七〇号文書・「旧記雜錄附録一」五〇二号文書ト同文ナリ)

〇四〇 島津存忠久豐書状写

去年 上様三ヶ國安堵并官途・御劔・御鎧下給候之条、施面目之至忝畏入候、御機嫌預御披露候者、所仰候、抑御礼計御太刀一腰 金覆輪万疋進上申候、如何様細々可申入候、被懸御意候者畏存候、恐惶謹言、

二月十一日

沙弥存忠(島津久豊)

謹上 遊佐豊後殿

『上包』
謹上 遊佐豊後殿 沙弥存忠

島山殿への案文 『右裏ニ有之』
嶋津陸奥入道

〔本文書ハ「旧記雜錄附録一」五八二号文書ト同文ナリ〕

○四一 將軍足利義持袖判御教書写

(足利義持
花押)

日向・大隅・薩摩三箇國守護職事、所補任鳴津陸奥守貴
久也者、早守先例可致沙汰之状如件、

應永卅二年八月廿八日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一〇四九号文書ト同文ナリ〕

○四二 室町將軍家御教書写

造内裏料大隅・薩摩・日向三箇國段錢事、先度被仰之處、
于今未濟之条不可然、早可被懸進之由所被仰下也、仍執
達如件、

寶徳二年四月廿日

(畠山持國
沙弥花押)

鳴津陸奥守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三三三号文書ト同文ナリ〕

○四三 室町幕府奉行連署奉書写

清水寺建立事、為勸□願阿十斛令下向九州□可然様、
可被相觸分國大隅・薩摩・日向三ヶ國之由、所被仰下也、
仍執達如件、

文明十一年十二月廿七日

下野守(花押)
大和前司(花押)

鳴津陸奥守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一五二七号文書ト同文ナリ〕

桑
幡
文
書

○一 右近衛府牒

右近衛府牒 薩摩國衙

欲被早任先例并傍例、停止相撲人大秦元光先祖相傳所

領田畠、爲家道・重綱并國吉等以非道致妨事

使番長和氣光里

火長二人

牒、得彼元光解狀稱、於件郡者、元光先祖元平去康和

二年依貞節之功、始賜本府牒、補郡司之後、迄于元重

帶代代府牒并宣旨等、知行郡務來之間、去應保年中、

敵人家道構取國司廳宣、知行僅四箇年也、然而任道理、

元重如元還補畢、其後元永請繼彼職知行之間、去承安

二年比敵人重綱以野心致濫訴之刻、以問注狀、被問法

家之時、法家勘判明鏡也、絶家道・重綱愁緒之處、今

又國吉出來名田之致妨之條、無其謂、何況元光去年依

貞節功、任手繼相傳代代文契理、注子細訴申本府之時、

同九月日賜府牒、同十月十九日賜 宣旨之後、郡内田

畠・山野併無相違可知行郡務之處、郡内云親、云疎、

濫行爲先之輩有其數、因茲元光于今不安堵之條、愁緒

之至、無道之甚、何事如之、然則賜本府御下文、任道

理停止件家道・重綱并國吉等乱行、元光如本欲遂安堵

計焉、望請府裁、任道理賜御使、停止親疎橫妨等、無

相違知行郡務、(迷安堵)者、弥仰奉公之貴矣者、府加覆

審、所申有實、任先例、早被留家道并重綱乱行、早被

停止國吉田畠相論之妨、元光如本任先祖相傳理、令領

知件田畠、且任先例并宣旨・同代代證文等理、可知行

牛屎郡司職之狀、依 大將宣、牒奏如件、以牒、

安元元年八月 日 正六位上將曹惟宗「清景」

正六位上將監多 「好方」

正六位上將監秦 「兼頼」

正四位下行權少將兼皇太后宮權亮藤原朝臣(花押)

(本文書ノ袖ニ一箇所・奥ニ二箇所「右近衛印」ノ朱印アリ
本文書ハ「旧記雜錄前編」一五二の1号文書ト同文ナリ)

○二 右近衛府政所下文

右近衛府政所下 薩摩國牛屎郡相撲人大秦元光并府使光

里等、

可早任道理停止國吉妨田地并刈取田貳拾伍町參段事

右得去二月日元光并府使光里等解狀稱、云、具、而件元

光田地、以去去年可停止國吉妨之由被 宣下畢、而彼國

吉或相語國衙在庁官人等、或相語嶋津庄官等恣去年秋刈

取作田毛稻之由、有其聞、事若實者、且任道理、且任先

日下知之旨、停止彼國吉妨、早可糺返件刈取稻之狀、依

大將宣所 仰如件、敢勿違失、故下、

安元三年四月 日

將曹惟宗朝臣「清景」

將監藤原朝臣「定經」

番長中臣宿禰「近成」

權中將藤原朝臣（花押）

（本文書ノ袖ニ一箇所・奥ニ一箇所「右近衛印」ノ朱印アリ）
（本文書ハ「旧記雜錄前編」一五二号文書ト同文ナリ）

〇三 源賴朝下文案

（源賴朝）御判

校正了

下 大秦元光

可早如元令安堵薩摩國牛屎院事

右件所相傳知行至于去年云々、而小城八郎重道、依申有

證據、仰嶋津庄惣地頭惟宗忠久□^{（全）}兵衛尉宛給郡司・弁濟

使訖、然而重道已無相傳之由欵、早停止重道之沙汰、以

元光如元可令安堵院内、但云庄方、云國衙、任先例、無

懈□□^{（忌可）}令勤仕課役之狀如件、以下、

文治三年五月三日

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一一六号文書ト同文ナリ）

〇四 関東下知状案

同前

可令早大秦元兼領知薩摩國牛屎郡司并十一箇里名主兩職

事

右亡父國元依受重病、雖不与讓状、為一子知行彼跡之上、

不及吳儀、早守先例可令領掌之狀、依仰下知如件、

文永二年十二月廿七日

(北条時宗)
相模守平朝臣判

(北条政村)
左京權大夫平朝臣判

(本文書へ旧記雜錄前編二一六八五号文書ト同文ナリ)

○五 関東下知状案

同前

可令早牛屎院司入道元覚跡領知薩摩國牛屎院内知行分事

右守先例、如元可致沙汰之状、依仰下知如件、

元亨元年十月十一日

(北条高時)
相模守平朝臣判

(北条貞顯)
前武藏守平朝臣判

(本文書へ旧記雜錄前編二二二九二号文書ト同文ナリ)

○六 沙弥惠仏讓状案

同前

讓与 嫡子太郎高元所

在薩摩國牛屎院惣領郡司職并永松・木崎両名下地事

一永松名田島・在家以下里々荒野并山野符倉等事、

一木崎名田島・在家等事、

副渡代々本證文并里々坪付事

右件^所者、惠仏重代相傳之所領也、而高元為嫡子之上、

親子之志吳他之間、所讓与也、任先例可令領掌也、且郡

内下地知行之輩、皆以惠仏庶子也、所領於他人讓券却事

出来者、可為惣領沙汰之由、先祖代々置文明白也、可令

存知其旨候、次高元母并舍弟武元・元清・御房丸等仁指

色目、可讓与之地有之、不可有違乱、仍為後代以自筆所

書与也、將又讓与于高元之地、不可分与子孫、可讓于惣

領一人也、仍為末代讓状如件、

元弘二年十月十日

沙弥惠佛判

(本文書へ旧記雜錄前編二一六二二号文書ト同文ナリ)

○七 沙弥惠仏申状案

同前

薩摩國牛屎院惣領職并永松・木崎両名田島・在家・山野

狩倉以下郡司職事、惠佛多年重病間、讓与嫡子高元了、

仍下賜將軍家御教書、誅伐凶徒以下諸事當役勤仕之上者、

可申賜安堵御下文候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年六月十五日

沙弥惠仏判

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九四二号文書ト同文ナリ)

向、可致軍忠之状如件、

建武三年四月廿一日

(足利直義) 左馬頭 御判

牛尿左近將監殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八三八号文書ト同文ナリ)

〇八 足利直義感状案

同前

注進状并討死手負交名之状、披見訖、度々軍忠神妙候、

恩賞事、急可有沙汰之状如件、

建武三年四月十一日

(足利直義) 左馬頭 御判

牛尿左近將監殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八三三号文書ト同文ナリ)

〇一〇 足利直義軍勢催促状案

同前

度々合戦間、親類・郎従、或討死、或被疵条、尤神妙也、

於恩賞者、追可有其沙汰、将又敦賀城凶徒誅伐事、嶋津

孫三郎相共馳向彼戰場、可抽軍忠之状如件、

建武四年二月十二日

(足利直義) 御判

牛尿郡司左近將監殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九〇〇号文書ト同文ナリ)

〇九 足利直義軍勢催促状案

同前

肝付八郎兼重以下凶徒等誅伐事、相催一族、不廻時尅馳

国分文書

(卷子表紙)

國分氏古文書

○一 天満宮國分寺重牒

天満宮・國分寺重牒 八幡新田宮齋

牒送二ヶ條

一夏越御秋勤行之時、任先例、可令參會對座由事、

牒、彼夏越御神事、誠每年不闕之御勤也、仍前々當寺

所可參會之時、候對座遂供奉、隨神事之条先例也、

此 御行以前座帶事、(席之)任舊跡、可有對座之由、令牒送

之處、御還 宮之後、無指神事之間、各令還歸之条先
例由、有返牒之事、存外事也、前々令參會對座、隨神
事、古老所司少々見在也者、於對座者勿論事欵、縱雖
不為先例、神官者令着所司之對座、請僧者可居遲非職
者欵、道理顯然也、況於先跡哉、而猶不舉行座者、難
令參宮者欵、如此背先規、何先例座帶(席)何所哉、被成不
審之條、其理豈可然哉、中絶申者、參宮遲引之時、不
臨座帶、自參會之所、以令供奉、為彼於例、被略座帶(席)
以下事等之条、似神事違例、早任先規、令參會對座、
欲隨神事矣、

一御放生會時、乍受請僧酒肴折、不被勤其役事、

牒、件条、宮寺兩方可有酒肴之条、國宮兩方證文明白

□、有披見無其隱欵、而譜代勤主不勤仕之由申旨、有

返牒条、何背證文可被用勤主虛誕哉、又先日自沙汰之

所、依有下知、送酒肴於寺主宿所之處、被返畢、是則

依無先例被返之由令存知云々、付之案之、受酒肴料時

者、捧證文、致料米之沙汰、對捍其役時者、以胸臆之

虛言、稱無先例之由條事与情相違也、速任證文道理、

同欲致沙汰矣、

以前二ヶ條、且任先例、且依道理、為被致沙汰、重牒送如件、以牒、

承久二年六月廿一日

留守右近衛將監惟宗（花押） 執行貫首平（花押）

權講師大法師 都維那法師（花押）

讀師大法師（花押） 寺主大法師（花押）

大別當大法師（花押） 上座大法師（花押）

權讀師大法師（花押） 大檢校大法師（花押）

少別當大法師

（本文書ハ、文首・紙繼目・年月日・連署ノ箇所ニ合ヘセテ十二箇ノ朱印押捺アリ）

〇二 天満宮国分寺所司神官等申状案

□^(天)滿宮・國分寺神拜用途、社解案文 文永五年五月

薩州天満宮・國分寺所司神官等謹解 申請 國裁事、請被殊、且奉為神威不朽、且依先傍例、經御沙汰、

為當國內山門院郡司平秀忠、當寺社御任一度御神拜物、稱京庫納由、以自由無道返切符、不令弁濟

御神拜用途物、無謂子細状、

右謹考舊貫、當寺社建立以後、既經數百餘歲畢、抑件御神拜者、御着任最初御勤、國衙存知之例濟也、因茲國衙諸鄉院所被支配、御神寶用途析也、仍付彼切符、

於郡司所、雖令致沙汰、号京庫納由、不令弁用途物之條、言語道^(新)析次第也、有限御神寶物等、於令闕如者、

嚴重御勤令及緩怠者哉、望請 恩裁、仲御神拜物、自非被進宮者、

朝家并國史之御祈禱、令闕怠事、有其恐者、且任先例、

且為御祈禱、止彼秀忠自由對捍、任前前切符之旨、可令進宮御神拜用途物等之由、為蒙 上裁、粗勒在状、

言上如件、以解、

文永五年五月 日 執行貫首藤原在判

都維那大法師在判

寺主大法師在判

上座大法師在判

大檢校大法師在判

少別當大法師在判

權讀師大法師在判

正應四年六月廿八日

大別當大法師在判

都維那證慶(花押)

讀師大法師在判

權講師大法師在判

留守左衛門尉惟宗在判

○四 左兵衛尉政氏奉書

御判有

「
雜掌 僧永慶
僧慶殿」

僧慶殿

天滿宮・國分寺造營料所内富永名者、自明年永所被立替南郷也、向後無違亂、社家可被所務者、依國宣執達如件、

弘安九年三月十九日

(友貞)

左兵衛尉政氏

(墨引) 國分寺留守備後前可入道殿

○三 八幡新田宮所司・天滿宮國分寺所

司等契狀

八幡新田宮所司 天滿宮・國分寺所司等令契約子細事

一ツ八丈一兩行裏文絹切六尺五寸

右令契約條、今更非申承、且任先規例、若有誼譁沙汰之時者、成一味同心思、一人之愁者、存面々歎、聊無疎畧

可奉裁衣次第 八丈一領分

儀、相互可致同心沙汰也、然者、自今以後、各此條令相違者、

淨衣長二尺六寸 大頸長二尺 皆御裏可有之、
裁殘六尺五寸有之、

違者、

袖長四尺 但五、此内
一ツ半分

違者、

片裏絹分

日本鎮守 天照八幡大菩薩 天滿大自在天神、惣六十余

先一丈五寸切テ中分シテ御裳腰御帶ニ可申、其殘ト一領

州大小神祇冥道御罰各可罷蒙之狀如件、

絹餘ト又六尺五寸ノ絹切トチ合テ御裳六二尺七寸可有可御裝可有

定、若有不実者、比較シテ可裁合也、為継糸巻管一駄、

若麻苧一筋駄、

右為後代、大概注進如件、

貞治三年^{甲辰}十二月廿五日

(卷子表紙)

惟宗姓國分氏古文書

〇六 左衛門尉友員相伝状

さうはくせしむるそのくの事

合

一所 つや殿 同あかふね四郎入道やしき

一所 くわはたのやしき 同くわうねんハラのやしき

一所 ミつま二らう

一所 四らう殿

このその／＼の代分

一所 たうくもん所の御やしき

一所 まへのその

一所 かわしり九郎のその

一所 ちやうにうたうのやしき

右、件その／＼さうはくせしむるところ也、たゞし、かやうにさうはくせしむといふとも、ありにくしなと思候はん時ハ、あひたかひに、もとのゆつりにまかせて、りやうちせしむへし、又かのその／＼のまゑに、ふねのつきたらん時ハ、つれうへせんれいにまかせて、御さた候へししやう、くたんのことし、

文永四年十月廿九日

左衛門尉友員（花押）

（本文書ハ「旧記雑録前編一」七〇二号文書ト同文ナリ）

〇七 国分友重契約状

契約状

執印又三郎殿御身上御大事ハ國分平次郎友重か大事と思、

あひたかいに何事も心をへたて申ましく候、執印殿御事

を人としてもわか身しても、いさゝかもはらくろかいし

んおもひまいらせ候ましく候、をやこきやうたい申候と

も、御身の上の大事をハかくし申ましく候、寺家・社家

と申、そのほか御公事ハ、任先例、且俾定申候間、依理

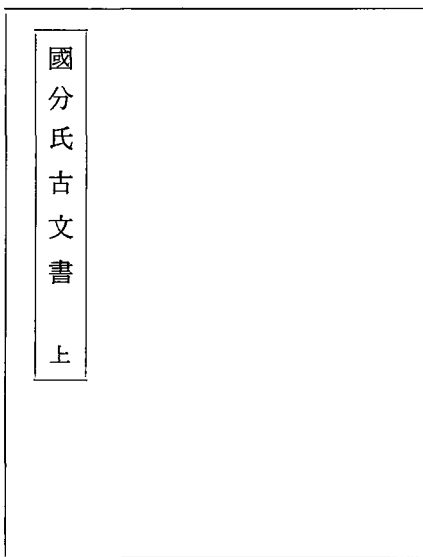
非候、猶又一於迄もちかひ候はん時者、ひやうちやうを

申、りひによるへく候、若此条偽申候者、八幡大菩薩・

天満天神御爵可罷蒙候、仍爲向後契狀如件、

建武四年五月廿一日

國分友重（花押）



右子細、度々言上早、而友任不及陳狀、送日限之上者、
急速被經御沙汰、為被行罪科、重言上如件、

元亨三年五月日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三四号文書ト同文ナリ)

○九 鎮西奉行人連署奉書写

國分次郎友貞申、追捕・放火以下事、重狀如此、背催促
不及陳狀云々、不日可被明申、仍執達如件、

元亨三五月廿三日

(天保) 興道在判

國分彦次郎殿

(友任) (廣田) 久義

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三四号文書ト同文ナリ)

○八 國分友貞重申狀写

國分次郎友貞重言上

舍兄彦次郎友任乍為當參、陳狀遲々間、雖被成御教書、
不及一口陳詞上者、任定法、欲被經御沙汰、押寄國分
寺領、致追捕・放火以下狼藉、難遁罪科子細事

副進

一通 御書下案

○一〇 惟宗友任請文写

五月廿七日請取ル

天滿宮安樂寺御領・薩摩國分寺領等事、舍弟助次郎友貞
訴狀・具書等、謹下給候早、

抑當寺領等者、一円御神領之間、友任帶本所御下文候之
處、友貞構新儀、為御家人領、令勤仕所役之由、令掠申

候之間、友任欲令陳謝候之處、自安樂寺被申子細之間、

宜依彼落居候哉、將又至放火・刃傷之篇者、友貞狼藉之

段、無其隱候之間、友任為訴人、先日就訴申守護方、被

遂檢見、沙汰最中候、而今守護差合之由構虚言、奉掠公

方候之条、奸謀候、退座之有無、尤可有尋御沙汰候之坎

以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元亨三年五月廿五日 惟宗友任請文
在裏判

(本文書へ「旧記雜錄前編」一三四五号文書ト同文ナリ)

〇一一 天満宮安樂寺雜掌祐舜申状写

天満宮安樂寺雜掌祐舜謹言上

欲早且依代々公驗并廳宣(旨カ) 宣上及 右大將家以来関東

度々不易御下知旨、被停止武威輩連乱、且任根本一円

御神領実、云下地事、云年貢段、致明沙汰、助次郎友

貞為前司身、奉敵對寺家・領家、令押妨所務、對當預

所、同舍兄友任下地为御家人領由、致内通、相論無謂、

薩摩國々分寺領散在田畠・在家・荒野以下事

副進

一通 廳宣 天養二年正月八日
當寺根本一円御神領所見

一通 右大將家御下文 文治二年十一月七日

一通 宣旨 承久三年七月廿七日

一通 関東御下知 同年十月八日
當寺領可令停止武威連乱由事

右當寺領者、去應和年中奉分補之、被定置安樂寺別宮之

間、令散在國中、為一円不輪御神領、所被宛置北野廟院

仁王講并吉祥院御忌日八講祈所也、然間、於預所職者、

自本所被補下之、令究濟有限之御神用、送數百年星霜之

處、前預所友貞年々令對捍乃貢、度々依背本所御命、被

改替所職、去年正月日被仰付友任早、就之、友貞不顧後

勘、奉敵對寺家・領家、燒拂住民・百姓等舍屋、及刃

傷・狼藉之間、友任於守護方訴申之最中、剩以當寺領等、

為武家進止之由、捧訴状兄弟擬番訴陳之由、承及之条奸

曲也、凡於 天満宮御領者、根本雖為八十八庄、代々國

司任々都督、連々御奉寄之間、令散在國々所及數百ヶ所

也、雖然、甲乙人等訴詔出來時者、對於寺家被經次第御沙

汰者先規也、故實也、何限友任・友貞兄弟、離寺家可致

自由相論哉、就中、於下地事者、為万代不朽之御神領之

間、争對遷代預所、可被經御沙汰哉、其上表者雖有相論

之宿意、裏者為眼前之兄弟之間、付勞擬貽多之上者、任

當宮御領之法、於下地相論事者、被止友任・友貞等之自

由相論、為寺家之沙汰、欲致其明、將又於友貞者、為所

職改易本所敵對之身、不拘寺命、剩致種々狼藉、令押妨

惣庄、可糺賜名主百姓等未進年貢之由、及詔之條、弥

招罪科之上者、不日可被追放其身者也、凡佛神事以下所

役事、一ケ度之退轉猶以神慮難測、況數年之間、一向於

闕怠哉、所詮、友貞為前司之身、不恐神覽、不憚寺家・

領家、相懸當寺領名主等、可糺給年貢未進之由令競望之

條、先以無謂之上者、任 關東代々不易御下知之旨、被

停止友貞濫訴、至所務以下年貢未進者、對當預所可令究

濟之旨、面々欲被相觸之、然早且任當宮御領之先規傍例、

召賜友貞所進訴狀、於雜掌方為致其明、粗言上如件、

元亨三年五月 日

(本文書、「旧記雜錄前編」一三四六号文書、同文ナリ)

〇一二 薩摩国司庁宣写

廳宣 留守所

可早任官符・府施行并先日廳宣狀、停止僧永修妨、如

舊為安樂寺領、隨本寺使所勘、全致國分寺沙汰事

右、件國分寺、任舊例可為安樂寺領之由、去年七月被下

官符、隨又成府施行・國廳宣早、而僧永修寄事於左右、

施武威、背官宣旨、追歸府使・寺家使等之由、所訴申也、

事出自 綸言、何可忽緒 朝威哉、早任先日官符・府

宣・廳宣等、停止彼妨、重可令致其沙汰之狀、所如件、

留守所宜承知、不可違失、以宣、

天養三年正月 日

大介藤原朝臣在御判

(本文書、「旧記雜錄前編」二二五号文書、同文ナリ)

〇一三 北条時政下文写

下 安樂寺所司神人所

可早任下知旨停止武士狼藉、為宗佛事・神事、當寺御

領庄園等事

右當寺者 天滿天神御在所也、不可准他社、仍可為宗佛
(官脱)
神事之由、自鎌倉殿所被仰下也、然者、停止武士違亂、
令安堵所司神人等、加寺家修理、可勤修佛神事也、且下
向武士其旨下知早、更以不可違亂者、所司等宜承知、不
可違失、故下、

文治二年十二月七日

平御判北条時政

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二二号文書ト同文ナリ)

〇一四 官宣旨写

左辨官下 大宰府

應令管内諸國司且停止武士狼藉且言上子細、筑前國安

楽寺領等事

薩摩國

山門庄 國分寺

自余國々庄々略之、

右、近日都鄙罷騷擾、丁壮共軍旅、俗之凋弊、職与斯由、
就中五畿七道諸國神社・佛寺已下庄領、或武士寄事左右、
煩費州懸、或民庶不營租稅、亡命山澤、權大納言源朝臣

通具宣、奉 勅、宜令下知彼宰史等、停止狼藉、但若有
子細者、言上聽裁者、同下知諸國既早、府宜承知、依宣
行之、綺在機急、暫莫延怠、

承久三年七月廿七日

大史小槻宿弥

在判

中辨藤原朝臣在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二九号文書ト同文ナリ)

〇一五 六波羅下知状写

安楽寺領薩摩國山門庄并國分寺領事、早任 宣旨状、停

止武士狼藉、庄務之間、不可有違亂之狀、下知如件、

承久三年十月八日

武藏守御判 北條泰時

相模守御判 北條義時

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇三〇号文書ト同文ナリ)

〇一六 国分友貞申状写

薩摩國御家人國分次郎友貞謹庭中言上

欲早被渡二番御引付被經一具御沙汰國分寺領事

右寺領事、二番御引付為奉行人大保六郎入道契道、自去

年于今、御沙汰最中也、而論人彦次郎友任申成 繪旨・

院宣、被与奪一番御引付云々、所詮、渡二番御引付、於

一所為被經御沙汰、恐々庭中言上如上件、

元亨三年七月 日

七月廿三日庭中狀也、
松蘭口筆ムイノ許ニテ書シ、

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三六〇号文書ト同文ナリ)

〇一七 国分友貞申狀写

薩摩國御家人國分次郎友貞謹言上

欲早任定法被寄一方、被經御沙汰、被停止安樂寺雜掌

祐舜并彦次郎友任濫訴、薩摩國國分寺領事

右寺領者、友貞先祖代々預御下知御教書、其身為御家人、

令勤仕所役之地也、而友任不顧亡父道本義絕之、相語當

國在國司入道々雄・同一族以下富有之輩、引率多勢、以

去年十二月日押寄當寺領、致追捕・放火以下狼藉之間、

就訴申、於二番御引付、為大保六郎入道契道奉行、被經

御沙汰、雖被成召文、友任顧自科不參對之間、以難蒞之

篇、可預御裁許之由、令言上之、剩安樂寺雜掌祐舜為本

所進止地之上者、於武家難及御沙汰之由、捧支狀早、其

後可依于雜掌沙汰落居之由、友任進請文早、仍御沙汰最

中之處、今如承及者、友任掠給繪旨・六波羅御教書云々、

属于一番御引付、可預御施行之由、令訴申云々、奸訴之

至極何事如之哉、然者、早任定法、被寄一方、被經御沙

汰、為預御裁許、恐々言上如上件、

元亨三年七月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三六一号文書ト同文ナリ)

〇一八 国分友貞陳狀写

薩摩國御家人國分次郎友貞謹陳申

欲早被停止 天滿宮安樂寺雜掌祐舜濫訴、依天福・寛

元・寶治・正應御式目并五社興行御事書、任関東・六

波羅御下知御教書并武役勤仕證跡等、預御裁許、當國

々分寺領田畠・在家等事

副進

一通 右大将家御教書十一月廿四日

一通 六波羅御奉行書狀七月廿八日

一通 武蔵守殿御書九月廿九日

- 一通 修理亮殿御書同月廿三日
 - 二通 六波羅御教書寬元二年七月廿五日
同四年五月廿七日
 - 一通 同御下知同四年九月五日
 - 二通 同御教書仁治二年九月十日
同三年十一月十九日
 - 一通 關東御教書弘長二年七月十日
 - 一通 守護大隅入道・佛奉書同年八月十一日
 - 一通 同人書下正月卅日
 - 一通 同子息式部丞催促狀二月十四日
 - 一通 弘安四年蒙古合戰恩賞御配分狀正應元年十月三日
 - 八通 異賊警固番役覆勘狀
 - 一通 道本義絕狀應長元年潤六月廿四日
 - 一通 友任請文元亨三年五月廿五日
 - 一卷五通 天福・寬元・寶治・正應關東御下知
御教書并五社興行御事書案
 - 一通 國分寺相傳系圖
- 右、如雜掌祐舜訴狀者、當寺領者、去應和年中奉分補之、被安置安樂寺別宮之間、令散在國中、為一円不輪御神領、所宛置 北野廟院仁王講并吉祥院御忌日八講祈所也、然間、於預所職者、自本所被補下、令究濟有限御神用、送

數百年星霜之處、友貞年々令對桿乃貢、度々依背本所御命、被改替所職、去年正月日被仰付友任云々、此条當寺領者、友貞累代相承之地也、仍於下地者、為御家人領令勤仕 關東御公事、至于本所年貢者、為請所每年八十五石、令京進之条、請取狀等炳焉也、自昔各別号預所、被補下之例、一切無之、御家人領事、天福・寬元・寶治・正應關東御下知御教書嚴重之上、殊五社興行之時、被定下其法早、以何罪忘無左右以友貞重代相傳所領、自本所可被仰付友任哉、於友任者、背亡父道本命、現条々不調之間、以應長元年令義絕、於所帶者、悉讓与友貞之上者、道本遺領友任難及競望者哉、次對捍乃貢由事不實也、年々請取明白之上者、遂結解之日為顯然欵、次背本所御命由事、此條有限御年貢、雖一塵無解怠、以何事令掠申哉、次同狀云、友貞不顧後勘、奉敵對寺家・領家、燒拂住民・百姓等舍屋、及刃傷・狼藉之間、友任於守護方訴申云、此條無極虛誕也、友任為亡父道本義絕之身、相語當國在國司入道・雄・同一族親類等、引率多勢、以去年元亨十二月押寄國分寺領、追捕土民等、住屋致放火以下

惡行之間、守護方者依為退座、就訴申公方、被成下度、
御教書、仰御使莫祢郡司成貞、有御尋違背實否之處、友
任稱參津之由、不進請文之間、其子細成貞令注進之間、
以違背之篇、擬被經御沙汰之刻、祐舜捧訴狀早、其後可
依雜掌訴詔落居之由、友任捧請文、於放火以下狼藉者、
雖一口不論申之上者、友任罪科承伏勿論之處、祐舜以友
任所行、為友貞所行之由、令掠申之條、非得友任之語哉、
次同狀云、以當寺領、為武家進止地之由、捧訴狀云、
此條為御家人領令勤仕、關東御公事之條、御下知御教書
明白之間、友任濫妨・狼藉事所訴申也、難及謬難者也、
次同狀云、甲乙人等訴詔出來時者、對於寺家被經次第御
沙汰者先規也、限友任・友貞兄弟、離寺家可致自由相論
哉云、此條友任者亡父道本義絕之仁也、仍於當寺領者、
道本讓与友貞之間、當知行之處、友任引率多勢、致放火
以下狼藉之間、守護人者為退座之間、其身為御家人令訴
申公方之條、尤為正路之處、雜掌祐舜得友任之語、令支
申之條、無謂次第也、且以重代御家人稱甲乙人之條、惡
口專一也、爭可遁其咎哉、次同狀云、表者雖有相論宿意、

裏者為眼前兄弟之間、旁擬貽多上者、任當宮御領之法、
於下地相論事者、被止友任・友貞等自由相論、為寺家之
沙汰、欲致其明云、此條得道本讓、令知行遺領等之友
貞、背亡父之素意、爭令同心于不孝友任、可致表裏沙汰
哉、可依雜掌訴詔落居之由、友任捧請文之間、友任令同
心于祐舜之條眼前也、濫訴更非御許容之限矣、次同狀云、
於友貞者、為本所敵對身、不拘寺命、致種・狼藉、令押
妨惣庄、可糺給名主・百姓等未進年貢之由、及訴詔之條、
弥招罪科之上者、不日可被追放其身云、此條依友任濫
妨・狼藉、名主等寄事於左右、抑留年貢之間、所訴申也、
本所敵對之由構不實、以重代御家人、無左右可被追放之
由、何可及濫訴哉、次同狀云、佛神事以下所役事、数年
之間一向闕怠云、此條佛神事全無懈怠之處、得友任語、
構申不実之條、不足御信用、次如祐舜所進天養二年廳宣
案者、僧永修之事也、全非友貞先祖之上、為平家以往之
間、難備當論准據欵、次如文治二年御下文案者、無國分
寺号之間、不足證據之條、同前、次如承久宣旨案者、武
士寄事於左右、煩州懸費民庶、不營租稅之誠也、不能當

論潤色欵、然者、早被停止祐舜濫訴、依天福・寛元・寶治・正應御式目并五社興行御書事之旨、 関東・六波羅御下知御教書、武役勤仕之證跡、為預御裁許、粗披陳言上如件、

元亨三年八月 日

私但此陳狀者、大保六郎入道之許被上之處、其後不請取雜掌之間、永利殿取給^(ヒカ)三天、國分殿御方仁被進早、為不審注之、

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三六五号文書ト同文ナリ)

〇一九 六波羅奉行人書狀写

六波羅奉行人書狀

いよせめのいくさにまいらせ給候へきよし事、さゝけ給候ぬ、たゞしかわのゝにうたうかう人にてまいり候あひた、そのいくさハ候ましきに候、いまはいそぎ御京上にて、むさしとの・さかみ殿のけさんにいらせ給へく候か、又さやうにのほらせ給候をりふし、いくさ候へしときかせ給候て、まいらせ給へきよし候こそ、しんへうに

候へ、このよしはさこのせうまいり候へハ、けさんにいれまいらすへきよし申へく候、恐々謹言、

七月廿八日

藤原在判

かこしまの藤内馬殿御返事

〇二〇 蒙古合戦勲功地配分状写

勲功配分状

弘安四年蒙古合戦勲功賞、筑前國早良郡七隈郷地頭職

配分事

一人薩摩國國分寺留守備後次郎友兼

田地参町

當郷内

上牟多 一所 七段半内六段六十步西依

下牟田 一所 九段

導下 一所 二段半

上キ之田 一所 八段小

下ミ、ハサマ 一所 一丁内四段東依

屋敷二箇所

七隈郷内

一字 行貞

三奈木庄富永名内

得四郎跡
一字 弁官

白地六段

長瀨庄内

七保
一所 一段二丈中 太郎丸

同
一所 三段 同

一所 一段二丈中元二丈内南依 八段坪

右、就孔子配分如此、有限佛神事・本所年貢、守先例、不可有懈怠之状如件、

正應元年十月三日 沙弥在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九〇五号文書ト同文ナリ)

〇二一 宇佐八幡宮領条々写

宇佐宮領条々

一御家人等知行分事、

或為代々没収之地、被付給人、或依神官供僧之咎、被

成関東御下文所々、輒難被付社家、但於年貢并神役者、任先例、可勤仕也、若令難澁者、可被處罪科之由、可相觸也、

次自社家相傳・買得地事、

或掠給安堵御下文、或雖過知行之年記、同任舊規、可被付社家、但雖為一円神領、自天福・寛元以前、宛其所勤來御家人役之地者、今更不可有相違、

子細同前、

一非御家人・凡下輩知行分事、

或帶下知状、或雖過知行之年記、糺明本跡、可被沙汰付社家、

一本領令寄進地事、

凡下輩分可令注進之、

一社壇造營并祭祀事、

嚴密可申沙汰之由、可相觸奉行人大宰少貳貞経、

一宮崎・高良・香椎・安楽寺領等事、

社家雜掌等及訴詔者、同可令致其沙汰也、

此沙汰、元亨三年九月八日入門、御引付仁兩方被召合天、

旨趣者奉行人契道披露被申早、

同月十六日、御評定ニ合テ、年貢者本所雜掌仁可請取之、

於下地者、入理非可番之旨、奉行人披露、仍御教書ヲ被

成云、

奉行人大保六郎入道契道被成之、

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三六六号文書ト同文ナリ)

〇二二 鎮西御教書写

安樂寺領薩摩國々分寺友貞濫妨・狼藉事、就 綸旨、六

波羅施行、有其沙汰之處、於下地者、可依相論落居之旨、

雜掌申之上、不及子細、至于年貢者、可被渡沙汰雜掌也、

仍執達如件、

元亨三年九月十六日 修理亮御判

嶋津下野三郎左衛門尉殿

此御教書ヲ成テ後、奈古三郎入道春寂方被渡早、

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三七〇号文書ト同文ナリ)

〇二三 春寂書状写

安樂寺雜掌与國分二郎友貞相論、薩摩國分所務以下事、

文書等可撰給候、恐々謹言、

十一月七日

春寂在判

大河入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三七一号文書ト同文ナリ)

〇二四 国分友貞申状写

薩摩國々分次郎友貞謹庭中言上

欲早先奉行人大保六郎入道契道非勘条々顯然上者、仰

當奉行人奈古三郎入道春寂、被召返嶋津下野三郎左衛

門尉貞久、所給御教書、被究兩方訴陳、於下地并所務

濫妨者、可停止由、預御下知、至年貢者、任承元以来

請所員數、可弁濟由、宛于友貞身被成下御教書、當國

々分寺領事

副進

四通 領家年貢請取状 承元以来請所々見

一通 御教書案 守護當敵所見

三通 御教書案

一通 使節莫祢郡司成貞請文

一通 友任請文

右當寺領者、友貞重代相傳所領也、仍於下地者為御家人領令勤仕所役、至年貢者、承元以來為請所令弁濟之、代々知行無相違之處、去年^{元亨}十二月、友貞舍兄友任、為亡父道本義絕之身、押寄當寺領、追捕土民等、住屋致放火以下狼藉、成年貢違亂之間、守護人者依為當敵訴申公方、被經御沙汰、被成召文之處、友任違背三ヶ度御教書、不及參陳之間、使節莫祢郡司以違背篇、令注進早、仍欲被行罪科最中、安樂寺雜掌祐舜為本所進止地上者、於公方不可及御沙汰之由、捧支狀之後、友任可依雜掌訴詔落居之由、捧請文、替面掠申下 繪旨・六波羅御教書之条、云祐舜、云友任、難遁一事兩様罪科之處、先奉行契道不究訴陳、仰當敵守護人貞久、可沙汰渡年貢於雜掌之由、依被成下御教書、貞久仰守護代、濫妨所務之上、諸郡鄉院免田所當米等、不可弁友貞方之由、依相觸于郡司・名主、一向所抑留也、凡下地年貢相並雜掌致訴詔時者、兩

方訴陳相究之後、被成御下知之条、為定法之處、何下地相論未断以前、年貢之一事先立可被成敗哉、御奉行非勸顯然也^是、雜掌者不出帶一通證文、任雅意、一向可被付所務之由申之、友貞者亦備請所支證、不可被付所務之由論申之處、何下地相論落居以前、可沙汰渡年貢由、可被裁許哉、引汲友任等之所見、何事如之^是、將又下地相論落居以前、限于年貢一事、雖可被裁許、為重代御家人之上者、先宛于其身、直被仰下之、令難澁之時者、可及使節沙汰之處、自最初被差使節之条、令參差畢^是、縱又雖可及使節、至于守護人者、為古敵・當敵之条、備支證於本解狀、令訴申之上者、可被仰各別人之處、以眼前當敵、被差御使之条、非正義欵^是、然者、早被改先奉行非勸、仰當奉行人奈古三郎入道、被召返貞久所給御教書、被經次第御沙汰、為預有道御成敗、恐々庭中言上如件、

元亨三年十一月 日

當奉行奈古三郎入道被成之、

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三八一号文書ト同文ナリ)

〇二五 鎮西御教書写

安樂寺領薩摩國分寺友貞濫妨・狼藉事、就 繪旨・六波羅施行、有沙汰之處、於下地者、可依相論落居之旨、雜掌申之上者、不及子細、至年貢者、可致沙汰之由、可被相觸友貞也、仍執達如件、

元亨三年十二月三日 修理亮御判「北條英時」

莫祢郡司殿

〔ハリ紙〕
「北條英時」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三二八号文書ト同文ナリ〕

〇二六 國分友貞請文案写

請文案

彦次郎友任申、放火・刃傷以下由事、去四月廿四日御奉書案、

今月七日御催促狀謹承候了、抑友任者、亡父道本令義絶、雖為段歩不讓与所帶之處、去年乱入友貞相傳知行國分寺領、致放火・追捕以下狼藉候之間、守護御方者、年来就所務以下事、奉及敵對之間、訴申 公方、番訴陳候之處、願自科差違、為友貞致放火・刃傷由、構不実、号國分寺

留守、奉掠守護御方、申成御奉書之条、奇謀之企、争可

遁其咎候哉、所詮、於公方御沙汰最中候之間、不能巨細候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元亨三年六月廿日 惟宗友貞在裏判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三五一号文書ト同文ナリ〕

〇二七 平某書下写

御使清敷殿ヨリ被催促云々、宰府五月二日到来自薩摩、

天滿宮安樂寺雜掌申、薩摩國分寺下地事、去三月十八日御教書并訴狀如此、早任被仰下之旨、可被申分明左右候、仍執達如件、

正中二年四月三日 平在判

國分助次郎殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四三三号文書ト同文ナリ〕

〇二八 鎮西御教書写

天滿宮安樂寺雜掌静祐申、薩摩國分寺下地事、重申狀如此、國分次郎背度々催促、不終沙汰之篇云々、尋問実否、

載起請之詞、可注申、仍執達如件、

正中二年三月十八日 〔鎮西探題北條英時〕
修理亮御判

澁谷新平二殿

〔本文書へ「旧記雜錄前編」一四二七号文書ト同文ナリ〕

〇二九 国分寺雜掌靜祐重申状写

天滿宮安樂寺領薩摩國々分雜掌靜祐重言上 〔幸脱〕

當寺前預所助二郎友貞、乍請取訴状、令遁避陳状、剩被成御書下、雖被立御使、猶以不出對陳状、結句下國問、就訴申、今年閏正月廿九日雖被成召符、于今不及請文散状上者、早仰于御使、被召上友貞、被經次第御沙汰、欲蒙御成敗子細事

副進

一通 御教書案

右、友貞恐無理不終沙汰之篇、下國之間、就訴申、去閏正月廿九日雖被成召符、于今不參對之条、罪科難遁、所詮、早仰于御使、被成御教書、被召上友貞、被召出陳状、任一円神領支證、為蒙御成敗、重言上如件、

正中二年三月 日

〔本文書へ「旧記雜錄前編」一四二八号文書ト同文ナリ〕

〇三〇 鎮西御教書写

天滿宮安樂寺雜掌靜祐申、薩摩國分寺下地事、重申状如此、不終沙汰之篇云々、不日可參決、仍執達如件、

正中二年閏正月廿九日 〔北條英時〕
修理亮御判

國分助次郎殿

〔本文書へ「旧記雜錄前編」一四三三号文書ト同文ナリ〕

〇三一 菅原長宣家雜掌申状写

〔菅原長宣〕
菅三位家雜掌宗清謹言上

欲早被經御 奏聞、被下和与 繪旨於武家、安樂寺領薩摩國々分寺下地并年貢事

副進

一通 先度 繪旨案

一通 領家菅三位家和与御状

一通 友貞請文

右、當御領者、菅三位家御相承之地、爰御家人國分助次

郎友貞募武威、有限御年貢・公事等抑留之間、先雜掌友

任申成 綸旨於武家、及鎮西沙汰之處、友貞令糺返年々

抑留物、每年御年貢^{捌拾}伍石・公事用途^{拾陸}貫^二・節

供用途等、任承元請所之例、無懈怠可致沙汰之由、進請

文之間、被出領家和与御状早、然者、早被下和与 綸旨

於武家、於鎮西申給和与御下知、備後證龜鏡、為全未來

御年貢、恐々言上如件、

正中二年二月 日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四二四号文書ト同文ナリ〕

〇三二 後醍醐天皇綸旨写

正校了

安楽寺領薩摩國々分寺友貞乱妨事、^(菅原長宣)菅三位状副解状如此、

子細見状候欵、可尋沙汰之由、可被仰遣武家之旨、

天氣所候也、仍言上如件、宗平恐惶謹言、

付元亨三五月十二日

權中将宗平奉

進上 ^(西園寺実衡) 右大将殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四三九号文書ト同文ナリ〕

〇三三 沙弥正行和与状写

正校了 在領家御判

安楽寺領薩摩國々分寺領下地并年貢事

右、於鎮西、以雜掌雖番訴陳、所詮、每年捌拾伍石并公

事用途^{拾陸}貫^二・節供用途等、任先例、可致

沙汰之由、助次郎友貞所出状也、然者、永代不可有子細

之由、可申旨候也、仍和与之状如件、

正中元年十二月晦日 沙弥正行奉

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四一七号文書ト同文ナリ〕

〇三四 国分友貞請文写

正校了

薩摩國々分寺領御年貢事、京進捌拾伍石并公事用途^{拾陸}十六

貫伍百文・簾文革二枚・節供用途、任承元之請所例、每

年無懈怠、可被沙汰候、若背此請文、致未進懈怠候者、

何様罪科可被申行、仍為向後請文如件、

正中元年十二月晦日 惟宗友貞在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四一八号文書ト同文ナリ)

三月二日

勘解由次官光頭上

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四二九号文書ト同文ナリ)

〇三五 六波羅御教書写

正校了

菅三品雜掌宗清申、薩摩國々分寺領家与友貞和与事、今年三月二日 繪旨・内大臣家御消息副具如此、子細載状候、仍執達如件、

正中二年三月十二日 (範式)左近將監御判

武藏修理亮殿

(貞持)前越後守御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四二六号文書ト同文ナリ)

〇三七 西園寺実衡御教書写

正校了

安楽寺領薩摩國々分寺和与事、繪旨副具書如此、子細見状候之由、内大臣殿可申之旨候也、恐々謹言、
三月三日 「西園寺家」沙弥静祐

謹上 越後前司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四三〇号文書ト同文ナリ)

〇三八 菅原長宣状写

〇三六 後醍醐天皇繪旨写

正校了

安楽寺領薩摩國々分寺和与事、菅三位状副具書申状如此、

子細見状候之由、可被仰遣武家之由、

天氣所候也、以此旨、可令洩申給、仍言上如件、光頭誠

恐頓首謹言、

安楽寺領薩摩國分寺領下地并年貢事、先度申下 繪旨於武家、致沙汰候之處、友貞望申和与之儀候間、令承諾候早、且雜掌解副具書如此候、向後可存其旨由、被下 繪旨於武家候之由、可有申御沙汰候乎、恐々謹言、

二月晦日

長宣

藏人次官殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四二五号文書ト同文ナリ〕

〇三九 国分友貞申状写

国分二郎友貞謹言上

欲早就領家和談、被成 綸旨・六波羅御施行上者、為後代、任和与状、宛給御下知、薩摩國々分寺領下地并年貢事

副進

一通 領家和与状

右國分寺領者、於下地者、為御家人令勤仕所役、至于年貢者、承元以来為請所致其弁、先祖代々無相違令知行之處、舍兄友任為本所雜掌致謀訴之間、捧陳状、欲明申處、就領家和談、被成 綸旨・六波羅御施行之上者、為後代任彼和与状、為宛給御下知、恐々言上如件、

正中二年七月 日

十八日披露早、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四四五号文書ト同文ナリ〕

〇四〇 鎮西下知状写

安樂寺領薩摩國々分寺雜掌宗清与國分助二郎友貞相論當寺領下地并年貢事

右就訴陳状、擬有其沙汰之處、去年十二月晦日和与早、如菅三位家状者、安樂寺領薩摩國分寺下地并年貢事、於鎮西雖番訴陳、所詮、毎年捌拾伍石并公事用途捨陸貫伍百文・簾文革二枚・節供用途等、任先例、可致沙汰之由、友貞所出状也、永代不可有子細云々、如二月晦日不記年号同舉状者、安樂寺領薩摩國々分寺領下地并年貢事、先度申下 綸旨於武家、致沙汰之處、友貞望申和与之儀候之間、令承諾候早、且雜掌解副具如此候、向後可存其旨由、被下 綸旨於武家候之儀、可有申御沙汰候乎云々、如三月二日 綸旨者、安樂寺領薩摩國々分寺和与事、菅三位狀副雜掌申状如此、子細見状候欵、可被仰遣武家之由、具書天氣所候也云々、如同三日西園寺家御消息者、安樂寺領薩摩國々分寺和与事、綸旨副具書如此、子細見状候之由、(奥衝)内大臣殿可申之旨候云々、如今年三月十二日六波羅施行者、菅三品雜掌宗清申、薩摩國々分寺領家与友貞和与事、

今年三月二日 繪旨・内大臣家御消息副具如此、子細載

狀候云、如友貞去年十二月晦日狀者、薩摩國々分寺領

御年貢京進捌拾伍石并公事用途拾陸貫五百文・簾文革二

枚・節供用途、任承元請所之例、毎年無懈怠可致沙汰候

云々者、此上者不及吳儀、守彼狀、相互可致沙汰矣者、

依仰下知如件、

正中二年七月廿五日 〔ハリ紙〕
〔北條英時〕

〔北條英時〕 修理亮平朝臣御判

私注

彼御下知續目裏判者、筑後殿御判也、

私注

為後證奉行人所加判也、

正中二年七月廿五日

奈古三郎入道也
春寂在判
聞奉行安富弥四郎入道
寂圓在判

〔本文書へ旧記雜錄前編一四四六号文書ト同文ナリ〕

○四一 国分寺領訴訟次第注文

私注

領家御雜掌主天播磨公和与御下知、同和与狀被請

取早、被出御下知事者、七月廿九日御評定、同

八月一日阿以ニ御越也、

私注文國分寺相論事

奉行立野殿許ニ上ル、

同日廿日御評定日被賦ニ番御手之間、今日者公文斎藤

左衛門尉規雉ヤツレ他行ニヨテ權公文大保六郎入道ト奈古三

郎入道以上二人出仕之間、任孔子大保殿奉行人ニ定早、

仍於御座被書御教書、同廿一日被下早、其後召文ニケ

度之後、使節莫祢郡司ニ被仰早、仍使節如散狀者、〔雖

相觸友任、〔稱之〕參津之由、不及是非散狀云、其後友任

當參之間、御書下兩度ニ及時、友任請文ヲ被捧之間、

五月廿七日下給ル、

其後安樂寺雜掌祐舜、支狀ヲ進覽、其後陳狀遲々之由ニ

付書下也、

六月廿三日御引付ニ友任庭中狀ヲ進覽、如狀者、友貞者

於其身御家人、為〔後〕所之地頭之由申之、然者、預所職者、

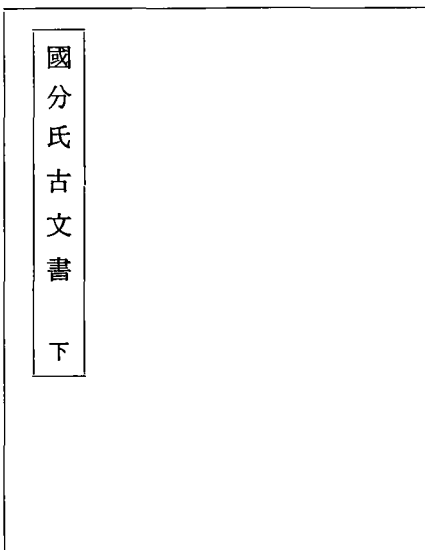
任領家御下知、友任仁可被裁許由事、就申狀、同廿七日

兩方可召決云、而友任無出仕之間、奉行人依被披露之、

預所事、可依下地相論之由、被仰下了、

其後掠申 繪旨・六波羅施行^(被)□与奪一番御手、可被施行旨、被申之間、^(同)□七月廿三日友貞庭中状ヲ進覽□

(卷子表紙)



○四二 国分友貞申状写

(口切レカ、本ノママ)

二通 同御教書 仁治二年九月十日
同三年十月十九日

一通 関東御教書案弘長二年七月十日

一通 守護大隅入道々佛奉書弘長二年

一通 同人書下正月卅日

二通 同息式部丞催促状二月十四日

八通 異賊警固番役覆勘状

一通 亡父道本状 應長元年閏六月廿四日
友任義絶事

〔通〕 鎮西御教書案 元應二年十月十一日
守護人敵對所見

一通 當寺領相傳系圖

右所領者、友貞先祖代々相傳、重代御家人〔後〕勤仕之地也、

仍友貞帶亡父道本手繼以下證文等、當知行無相違之處、

友任不顧亡父道本義絶状、相語カクタイ當國在國司入道々雄・

同一族親類等、引率ア數多人勢、押寄當寺領、焼拂住民等

住屋、致追捕・狼藉、刺ツ違乱當寺領本所御年貢等之間、

名主等寄事於左右、令抑留之条、言語道断之次第也、然

者早仰御使、被停止友任狼藉〔六波羅御下知御〕

教書并御家人役〔状等〕、為預御裁許、恐々言上如件、

元亨二年十二月 日

(本文書へ「旧記雜錄前編」二一三九号文書ト同文ナリ)

○四三 源頼朝御教書写

〔頼朝公御袖判〕
在御判

〔右大将家御教書〕
薩摩國かこしまの藤内康友へ、奥州へ御共して、給暇て

所令帰國也、かつハかこしまの郡司職、もとより知行さ
うひなきよし申、可存其旨、給仰旨如此、仍執達如件、

(文治五年)
〔鎮西奉行〕十一月廿四日 〔頼朝公右筆〕
〔天野藤内遠景〕 〔内藤左衛門尉〕 盛時奉

伊豆藤内殿

(本文書へ「旧記雜錄前編」二四七号文書ト同文ナリ)

○四四 北条泰時書状写

〔北條泰時〕〔元祖友久〕
〔武蔵守殿御書〕

薩摩國御家人賀兒嶋馬允之子息右近将監友尚・四郎康忠
令參上候、馬允者阿波召人西面衆預候て、下遣薩摩國候

也、入洛之後、件輩最前罷上候、以此旨、入見參候なハ、

急々申暇、可令帰京給候、恐々謹言、
(國カ)

九月廿九日「北條武蔵守泰時」武蔵守御判

老岐前司殿

(本文書へ「旧記雜錄前編」二三〇六号文書ト同文ナリ)

○四五 北条時氏書状写

〔修理亮殿御書〕

薩摩國御家人麿嶋馬允康友令在京候、為申上在京子細候、
子息四郎康忠令參上候、罷入見參候なへ、給暇可令在京
之由令申候、以此旨、可令申入給候、時氏恐惶謹言、

九月廿三日

〔武藏守泰時子〕

時氏在裏御判

進上平兵衛尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一三〇五号文書ト同文ナリ〕

〇四六 関東過書写

〔極楽寺殿御教書〕

國分太郎左衛門尉さたとして、ひつしをあひくして、所
参向也、鏡宿よりはしめて、送夫参人、けたいなくさた
をいたすへし、関渡無煩可勘過之状如件、

寛元二年七月廿五日

〔北條相模守時宗カ〕
〔時房カ〕相模守御判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四三三号文書ト同文ナリ〕

〇四七 六波羅施行状写

〔同御教書〕

千日葉師仏御供養用途内錢参佰文、可被沙汰進、自関東

所被仰下候也、仍執達如件、

寛元四年五月廿七日

相模守御判

國分左衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四三三号文書ト同文ナリ〕

〇四八 六波羅御教書写

薩摩國々分寺沙汰人左衛門尉友成申、為阿多郡北方地頭
鮫島刑部入道被濫妨池部村田畠由事

折帛副具遣之、此事就問注申詞記、寛元二年十二月廿五

日被成関東御下知早、而如令訴状者、彼刑部入道捧押書、
依令訴申於宰府、可加覆問之由、雖賜御教書、未遂其節
之處、妨勸農、致種々非法云々者、遂覆問之後、無改沙

汰之以前者、難破先御下知欵、然者、守寛元二年御成敗
状、停止當時濫妨之由、可令相觸于北方地頭之状如件、

寛元四年九月五日

相模守御判

守護代

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一四三三号文書ト同文ナリ〕

○四九 六波羅御教書写

仁治三年十一月十九日 相模守御判

左衛門尉友成申、為薩摩國阿多郡内北方地頭、以新儀功、宛課役於池邊村、不札返質物等由事、重折帛如此、(此)事

佐部嶋刑部入道殿
(本文書ハ「旧記雜錄前編一」四一四号文書ト同文ナリ)

就先度訴、(狀脱カ)止新儀濫妨、可札返押取物等之由、去延應二一年七月廿三日令下知早、而于今不事行云々、事實者甚不

○五一 関東御教書写

穩便、早止當時違乱、札返質物、有子細者、同時企參洛可被遂對決也、仍執達如件、

京都大番事、催具薩摩國御家人等、自明年七月一日至同十二月晦日、可令勤仕之状、依仰執達如件、

仁治二年九月十日 越後守御判

弘長二年七月十日 武藏守御判

「北條政村款」 相模守御判

島津大隅前司入道殿 「執權北條政村款」 相模守御判

地頭殿

「ハリ紙」 相模守御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」四〇六号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」六三九号文書ト同文ナリ)

○五〇 六波羅御教書写

○五二 島津忠時書下写

左衛門尉友成申、為薩摩國阿多郡北方地頭、被押領池部村由事、折帛書(副具)如此、(此)事新儀違乱出来之由、今訴訟

京都大番勤仕事、御教書案文遣之、早任被仰下之旨、可被參勤候、但寄事於老耄出家、被立代官事、御誠候也、

之旨、去延應二年・仁治二年兩度雖相觸、不事行、剩押領下地云々、事實者甚不穩便、早可被停止新儀押妨也、

可被存其旨之状如件、

但有殊子細者、明春二月中令參洛、可被遂對決之状如件、

弘長二年八月十一日 (島津忠時) 沙弥在判

國分左衛門尉殿

〔御家一代忠義公道佛〕

〔本文書ハ、「旧記雜錄前編」一六四五号文書ト同文ナリ〕

〇五三 島津忠時大番役請取状写

〔ハリ紙〕
〔三代友員〕

京都大番事、被勤仕候之由、承候早、同市来院分父子相共、以同前候、今者可有帰國候也、穴賢々々、

正月卅日

〔島津忠時〕「忠義公御判」
在判

國分左衛門尉殿

〔本文書ハ、「旧記雜錄前編」一六四六号文書ト同文ナリ〕

〇五四 島津忠時大番役催促状写

京都大番役之間事、急々可被勤仕候、又中務丞殿書札加様候也、あなかしこく、

二月十四日

〔島津忠時〕
在判

國分左衛門尉殿

〔本文書ハ、「旧記雜錄前編」一六四七号文書ト同文ナリ〕

〇五五 島津忠宗警固番役覆勘状写

警固番役事、三箇月勤仕如件、

正應三年十月一日

忠宗在判

國分掃部助殿

〔本文書ハ、「旧記雜錄前編」一九三三号文書ト同文ナリ〕

〇五六 島津忠宗警固番役覆勘状写

要害警固役事、三箇月、以代官大学入道被勤仕了、仍執達如件、

正應四
九月晦日

忠宗在判

國分掃部助殿

〔本文書ハ、「旧記雜錄前編」一九四三号文書ト同文ナリ〕

〇五七 島津忠宗警固番役覆勘状写

宮崎警固番役、三ヶ月、以代官被勤仕候了、恐々謹言、

永仁元
九月卅日

忠宗在判

國分掃部助殿

〔本文書ハ、「旧記雜錄前編」一九八三号文書ト同文ナリ〕

○五八 島津忠宗警固番役覆勘状写

警固番役事、自六月至七月、被勤仕候了、仍執達如件、

永仁二
七月卅日

忠宗在判

國分掃部助殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八九九号文書ト同文ナリ)

○六一 島津忠宗警固番役覆勘状写

警固番役事、以代官被勤仕候了、仍執達如件、

永仁六
九月卅日

忠宗在判

國分掃部助殿

○六二 島津忠宗警固番役覆勘状写

警固番役事、去秋分、以代官被勤仕候了、仍執達如件、

正安元
十月十五日

忠宗

國分掃部助殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇四一号文書ト同文ナリ)

○五九 島津忠宗警固番役覆勘状写

警固番役事、以代官被勤仕候了、恐々謹言、

永仁四
十月六日

忠宗在判

國分掃部助殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇三三号文書ト同文ナリ)

○六〇 島津忠宗警固番役覆勘状写

警固番役事、以代官被勤仕候了、仍執達如件、

永仁五
九月卅日

忠宗在判

國分掃部助殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇一四号文書ト同文ナリ)

○六三 沙弥道本義絶状写

義絶 土与壽冠者事

右、彼冠者不調条々、令自愛白拍子、令私用國分寺御領
麿嶋尼寺田御年貢、結句相具彼白拍子、令遂電早、或守

護代平内兵衛入道ヲ入中、書送起請文間、存其儀處、一

々令自破起請文、不恐神明、不恥守護代、不懼親所存、

希代為不調仁之間、永令義絶早、其後又所令自愛白拍子

令逃間、号尋彼白拍子、重又遂電之条、不調令至極者也、
然者、於土与壽冠者者、不可有親子之儀、永令勘當早、
於道本所領者、雖段歩、不可有競望之儀、以此旨可令申
公家・武家、仍為後日義絶之状如件、

應長元年潤六月廿四日 次弥道本在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一二四号文書ト同文ナリ)

○六四 鎮西御教書写

薩摩國分寺雜掌申、押取狼藉以下事、重訴状如此、下野
前司入道背催促否、可尋注進之由、被仰下候、早可申左
右、仍執達如件、

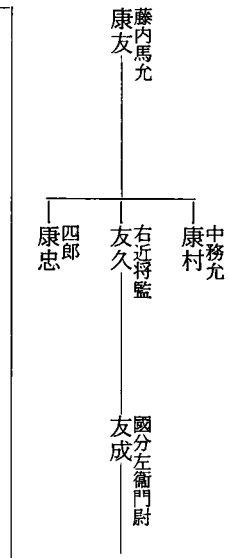
元應二年十月十一日 前遠江守御判

祢寝郡司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一二七号文書ト同文ナリ)

○六五 薩摩國分寺相伝次第写

薩摩國分寺相傳次第第



○六六 鎮西御教書写

「奉行人大保六郎入道契道 二番御引付也」
薩摩國御家人國分二郎友貞申、押寄國分寺領、致追捕放
火・狼藉等由事、訴状副具如此、為糺明、早可令參決、
仍執達如件、

元亨二年十二月廿日

國分彦次郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一三八号文書ト同文ナリ)

修理亮御判
「九筋探題北條英時」

○六七 国分友貞重申状写

薩摩國御家人國分次郎友貞重言上

舍兄彦次郎友任、違背召文不參對上者、急速欲被處罪科、追捕放火以下事

副進

一通 御教書案 元亨二年十二月廿日

右、子細載本解状、具言上早、仍被下召文之處、友任不參陳之条、自由之至也、然者、云友任、云同意与力之輩、為被行罪科、重言上如件、

元亨三年正月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三六号文書ト同文ナリ)

○六八 鎮西御教書写

「正廿八日阿江ニ御帰之時國分殿進ス」

國分次郎友貞申、薩摩國分寺領追捕放火・狼藉事、重訴状如此、遣召文訖、来月十五日以前可被參決、仍執達如件、

元亨三年正月廿三日

修理亮御判
「北條英時」

國分彦次郎殿

(ハリ紙)
「北條英時」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三五号文書ト同文ナリ)

○六九 国分友貞重申状写

國分次郎友貞重言上

舍兄彦次郎友任、背日限召文不參對上者、仰御使、有御尋違背實否、欲被行其身於罪科、押寄當寺領致追捕・放火以下狼藉事

副進

二通 御教書案一通先進早

右、友任違背度々、召文不參對之条、難遁罪科故也、然者、仰御使、有御尋違背實否、云友任、云同意与力之輩、為被處罪科、重言上如件、

元亨三年二月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三八号文書ト同文ナリ)

○七〇 鎮西御教書写

國分次郎友貞申、薩摩國分寺領追捕放火・狼藉事、重訴

狀如此、同彦次郎友任不應度々召文云々、相尋實否、載起請之詞、可被注申候、仍執達如件、

元亨三年二月廿六日 修理亮御判

莫祢郡司殿 〔ハリ紙〕 〔北條英時〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三二九号文書ト同文ナリ〕

○七一 平成貞請文写

國分次郎友貞申、薩摩國分寺領追捕放火・狼藉事、就去二月廿六日御教書、相觸同彦次郎友任候之處、稱參津之由、不及是非散狀候、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元亨三年四月二日 〔ハリ紙〕 〔莫祢郡司〕 在裏判 平成貞 〔莫祢郡司〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三三三二号文書ト同文ナリ〕

○七二 國分友貞重申狀写

國分次郎友貞重言上

舍兄彦次郎友任、乍為當參不進陳狀、送数ヶ日〔月カ〕上者、

任違背實、欲預御裁許、押寄國分寺領、致追捕放火・狼藉、難遁罪科子細事

右、子細載本解狀言上早、而友任就使節催促、乍令參對不及陳狀、送日数上者、急速為被行罪科、重言上如件、

元亨三年五月 日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三四〇号文書ト同文ナリ〕

○七三 鎮西奉行入連署奉書写

國分次郎友貞申、追捕放火以下狼藉事、重狀如此、陳狀遅々云々、不日可被明申候、仍執達如件、

元亨三五月九日 〔大保六郎入道〕 興道在判 久義在判 國分彦次郎殿 二番聞奉行下廣田新左衛門尉

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三四一号文書ト同文ナリ〕

○七四 迎阿弥陀仏大間状案写

讓与 相傳所職事

在

薩摩國 八幡新田宮執印并五大院、主職事

阿多院田并宮男田藪等

散在宮五大院藪等

用作五町五段拾代内

甌町一丁一反卅

竹原町一町一反

原田一丁

左恵田五反

高坏六反

開門田一反卅

市比乃原田一丁

本免田拾伍町玖段内

山門三丁

牛屎一丁

牟木三郎丸一丁

勸同一丁

入来四丁

宮里二丁

光富一丁九段

久乃給二丁代官分也、以之、加御殿・拜殿・中門・鳥居・御前橋等修理、但執印進止也、

新免拾陸町牛屎・宮里募之、

右、件兩職者、迎阿弥陀佛相傳之職也、領掌年久、當知行無相違、而相具次第調度之本證文等、所讓与嫡男左衛門尉惟宗友成實也、更不可有違乱、但庶子等處分之外、

於田畠立用免田者、可令知行、次男等用作外水田者、自

執印所遂檢注、任得田可納所當、於斗代者、可守先例、

又如任祈、大事出来之時者、随分限可計宛、毎年見參祈

兼定員数令支配早、又大物船引之時、指入大人數之折者、

庶子分在家可催仕、兼又友成一期之後者、相具本證文、

可讓三男右兵衛尉康秀、其時者、康秀所帶者可讓友成子

息、此儀至于子々孫々、相互不可有違乱、抑所請申御年

貢已下御公事、殊致丁寧、可盡忠、又恒例佛神事、守

代々之礼奠、更不可有懈怠、又社務之間、不可行非儀、

可致憲法之沙汰、宮領知行子息等各為一身同心、可令本(全之)所公役、仍所讓与如件、

寛元元年八月十日

八幡新田宮執印兼五大院主迎阿弥陀佛

右衛門尉惟宗

右兵衛尉惟宗

一次男右兵衛尉師久分

市比乃浦但除原田二丁

薩摩郡御靈田

本免貳丁六段内

一丁東郷
一丁時吉御靈田
四反吉永、二反延時

新免拾丁牛屎

江上藪一曲

大狀田陸段有動

四郎別當藪壹所

原藤太藪壹所

國府太郎藪壹所

當時居藪壹所

用作參丁

可勤事

一年八錢壹貫參百、一年八錢陸貫、市比乃栗・柿随出来分限、可上公文所、正月一日所司・神官・神人等祈也、狩月仁一度許自執印所可狩、三ヶ年一度船造之時、如瓦板物、随有可取、定使者、可為公文所成敗、小弁

濟使同每年御米運上船具、任先例可取進、大物船引之時、入大人數之時者、人夫可催渡、歲末節祈、任先例可進、如任祈大事之時者、錢陸貫可訪、於藪地利物・

野島麦・苧・桑者、一向付師久早、用作參町外者、或請所、或檢注、可為公文所沙汰、委旨在讓狀、然而為後代不審所注置也、

一三男右兵衛尉康秀分

五大院之内限志多江西田者令散在、又除城五郎藪定

大中島水田藪等

本免壹丁宮里

新免伍丁

二丁宮里
三丁牛屎

用作貳丁陸段内

五大柳田八段

同橋口六反

同藏町四反

中嶋柳田八反

中古公文所

同前藪壹所

川尻九郎當時居蘭壹所

長入道蘭一曲并作蘭

藤次郎居蘭北作蘭

下部德万古蘭壹所

源次郎別當居蘭

當時公文所北蘭壹所

可勤事

一年者錢壹貫參百、一年者錢陸貫、任祈之時者、錢陸貫可訪、大物船引之時者、人夫可催渡、三年一度船造之時者、加治・大工可致召仕、節祈可任先例、定使・弁濟使者、可為公文所成敗、每年御年貢運上之時、船具足任先例可取進、蘭地利物野島、一向付康秀早、用作貳丁六反之外、於水田者、請檢田可弁所當也、委旨

一惟宗一子分

本免壹丁是枝

新免壹丁牛屎

森尾蘭壹所

(讀) 横岐居蘭壹所

可勤事

本家見參料、一年者錢貳百、一年者錢伍百、可沙汰渡公文所、任祈時者伍百可沙汰、安居召物之時、隨分守支配可沙汰、蘭地利物一向付了、

一惟宗二子分

用作五大川邊壹丁

本免壹丁若吉

新免壹丁宮里

五大城五郎蘭壹所

丹次太郎居蘭壹所

可勤事

本家見參料、一年者陸百、一年者壹貫伍百可沙汰渡、任祈之時者、壹貫伍百可沙汰、安居召物、蘭地利物一向付了、田所當同、

一惟宗三子分

五大修正分壹丁

本免壹丁若吉

新免壹丁宮里

藤次古園壹所

貝太園壹所

大内侍園壹所

鳥居前古公文所但於中務次郎居住分者可除之、又移他所之時可令一圓

可勤事

本家見參折、一年者陸百、一年者壹貫伍百、可沙汰渡

公文所、任折之時者、壹貫伍百可沙汰、安居召物可沙

汰、於園并用作地利物者、一向付了、

以前讓狀如此、一事不可有違乱、六人子息等、各成一身

同心之思、可令本所御公事、又於檢非違所職者、可為執(全カ)

印之沙汰、又執印上洛之時者、随分可有志、平均公事出

來之時、守公文所御下知、可致其沙汰、任人等訴訟出來

者、可蒙公文所裁許、又不用讓狀之旨、於令違背執印子

息者、速可為執印沙汰、雖面々讓狀、所詮、不審出來之

時、可見互讓狀、仍為向後龜鏡、所讓与如件、

寬元元年八月十日

新田宮執印兼五大院主迎阿弥陀佛

(本文書へ「旧記雜錄前編」一四一五号文書ト同文ナリ)

○七五 国分友兼重申状案写

薩摩國御家人國分備後次郎惟宗友兼重言上

欲殊停止同國新田宮執印四郎忠兼謀陳、任曾祖母迎

阿弥陀佛大問帳并前々御沙汰例、給御拳状、進上関

東、申入本所、蒙安堵御成敗、當國東郷大白名主職(中カ)

事

副進

一通 関東御下知案正應二年四月七日 可守祖母誠状由事

右、忠兼陳状云、如祖母尼迎阿讓狀号大 間帳者、八幡新田宮

執印并五大院々主職事、件兩職者、所讓与嫡子左衛門尉

友成實也、兼又友成一期之後者、相具本證文、可讓三男

右兵衛尉康秀改名 重兼、其時者康秀所帶者可讓友成子息云々、

仍友成子息友教相承之後、讓与于舍弟忠兼董名大 夜刃、云

友教讓狀、云本補任、明鏡也云々、此条如件大問状者、

友成一期之後者、可讓康秀、其時者康秀所帶者可讓友

成子息、此儀至子々孫々、相互不可有違乱云々、而至于

子々孫々、相互不可有違亂之由乃肝心之句於令書除天、

擬塞友兼理訴之条奸謀也、既於友成本領、執印并五大院

々主職者、守彼大間狀、友成一期之後、康秀（今也）法名出家知行

之、子息重友令相承、主于子孫無相違之上者、其替之康

秀本所帶大中嶋名田者、又友成嫡孫友兼可領掌之道理必

然也、而今道教康秀法名子息忠兼背本主迎阿讓狀、令致濫妨

之条、争可遁教令違犯之罪科哉、且帶友教讓狀由事、疑

殆非一、不審端多、先彼讓狀者友教自筆欵、友教者右筆

仁也、若於為他筆者、難備鏡證欵、尤欲被召出正文是一、

縱雖為自筆、友成・康秀兄弟分領相互令相傳、至于子孫

不可有違亂之由、迎阿狀明鏡之上者、以友教自由之手繼、

難破祖母迎阿之大間帳欵、且如傍例者、筑前國御家人峯

弥三郎入道々念与高松平四郎入道阿寂相論、寬能丸名田

事、阿寂背祖母誠狀、令沽却之處、被賞彼誠狀、今年四

月七日、道念預御下知畢、彼御下知進覽之、而忠兼背祖

母迎阿誠大間狀、令濫妨當名之条、殷鑒不遠、商略暗在

欵（是）、次迎阿・友成遺領等子孫相承之時、為後證加子

息等（署）署判於讓狀欵、号今友教之讓之狀、為實正者、尤可

加一族證判之處、背先祖之流例、無證判之条、眼前之謀

略也三、次稱友教讓狀之文章、大略模友成讓狀詞欵、其

上於公事・課役分限者、見本證文云々、本證文者、所謂

友成本讓狀欵、以友成讓狀文案許、雖引寫其詞、於今狀

本自友教存生之時、不書与欵、依不令相傳本讓狀正文、

相副本證文於手繼、讓与忠兼之由不書之、於為實書、争

相具本證文不讓与哉（是）、次今忠兼所進狀案者、弘安四年

云々、友教早世六ヶ年以前之狀也、其時者無加冠之儀、

童名鶴熊也、令書友教名字事、眼前謀略也（是）、縱雖有讓

与之企、何閨内戚教輩之親昵、可讓落胤外戚之舍弟哉、

就中非衰老之齡、非病患危急之身、弘安四年者年少平安

也、讓狀事旁以今案矯飭也（是）、次同狀云、友兼承伏欵、

友教・友清共以友成子息也、忠兼為友教舍弟之間、相傳

勿論也云々、此条、就今陳詞、忠兼弥不可知行之旨趣、

令露顯畢、其故者、尋家之余流、札人之氏族時者、以內

戚為先、於外戚者、非御沙汰限欵、忠兼以謂落胤之一腹、

何可募申友教舍弟之由哉、如令申先段、友成・康秀兩流

之所帶、至于子々孫々不可有違亂之由、本主令誠置畢、忠

兼者康秀法名道教子息也、友成子孫相傳所帶不能悞望欵、次同狀云、友兼者次男友員子息也、難稱嫡孫云、此条、亡父友員之舍兄〔本書友之字落〕氏先父友成令早世之間、友員之外者、誰人可稱嫡子哉、次同狀云、扶持詞姦謀也云、此条、於友教者、自幼少之始至于死期、友員・友兼二代令扶持之、弘安四年異國合戰時毛、付友兼手、令致合戰畢、而可友（身之レ）教讓狀、如忠兼進覽之狀者、為蒙古合戰令上府之間、讓与犬夜叉由事、眼前姦謀無其寄之狀文也、次同狀云、如大間帳者、友成一期之後、相具本證文、可讓康秀由書載之處、書除本證文字之条謀略也、如彼狀者、關東御拳狀以下證文可相承之由無所見云、此条 關東御教書・御拳狀等、無可相承之所見者讓漏欵、可為讓漏者、嫡子友成余流之外、誰人可及競望哉、仍於執印・院主兩職者、友成存生之時、本證文相共令付渡道教畢、於道教所帶者、避与友成之間、友成令分讓子息等畢、其時於令殘留道教分之證文者、道教不申子細哉、若於令倍惜者、尤及上訴可糺取欵、而道教不申子細、友成・道法・友兼三代相承之、今就友兼之理訴、始而可為道教文書由、令掠申之

条、姦謀之至也、争可及御信用哉、次同狀云、如友兼所進十二月〔付建長、北条時義〕四年、最明寺殿御返事者、自本所被補之子細顯然也、致非分押領之由掠申趣、奉慶如本所之条、争可遁其科哉云、此条、西國御家人者、以寺社惣官・國司・領家下文、准 關東御恩、令勤仕守護役之条、為先規之由被定置早、而以 關東御口入地、一向為本所一円之由、令掠申之条、如傍例者招罪科之謀陳也、隨而於 最明寺殿御成敗者、准三代 將軍家御下知、難被改替之由、御式目嚴重之處、忠兼寄事於本所、忝令勿緒（忽） 最明寺殿御沙汰并同御教書之条、争可遁重科哉、給 關東御拳狀、可申入本所之由、令言上事者、奉重本所之故也、何奉忽緒之由可掠申哉、次同狀云、友兼背大間狀欵、如彼狀者、相具本證文可讓道教之由、雖載之、本證文以下大間帳・武家御返事・御教書併抑留之、不顧身科、可宛給道教分執印職之旨、濫訴之条、非御信用限云、此条、於執印・院主兩職本證文事者、令申先段早、大間帳者諸子配分狀也、尤可留于嫡流也、何為道教文書之由可稱申哉、關東御教書等事、子細載先段畢、但道教・忠兼等、

以 関東御口入地、為本所御進之由、令立申之上者、非御教書帶持之器、依何可望申哉、存外之次第也、次給御拳状、可言上本所由哉、先進状之處、如忠兼陳状者、此条逆訴也、以本所御拳状、申入 関東之条、定法也、自 関東被申入本所由事、可令參差云々、此条、賜本所御拳状、令申訴於武家事者、本所一円地事也、於 関東御口入地者、專申付 関東御拳状於本所、令安堵之条、諸國一同先傍例也、而忠兼存何様子細、可為逆訴由載陳状哉、次同状云、此者依友成依令相承、宛給本所任補、忠兼當知行之處、友兼非指相傳之仁云々、此条、友兼可令相傳知行當名之条、忠兼令承伏早、既非友成流者、難知行之由、忠兼自稱上、忠兼全非友成子孫、被載本主誠状之康秀子也、何可号友成流哉、友兼者為嫡孫、帶 関東御教書御返事等、令勤仕御家人役之仁也、友兼當其仁之条、道理必然也、何非相傳由可掠申哉、又讓状為姪謀之子細度々事舊畢、次同状云、犬夜叉名字事、元服以後者可喚俗名由事、此条、忠兼加冠事、就自稱始而承之畢、况名字事不存知之間、載童名者也、就名稱書載其實

名之上、不及巨細、高木太郎家繼并二郎大夫家兼等傍例事、難准忠兼儀欵、依為枝葉、不及返答、抑如忠兼陳状位暑者、御家人云々、如同状中詞者、執印職為本所進止云々、然者、以何職御家人之由券申哉、事与意令相違者也、尤分明可弁申也、所詮、被停止忠兼謀陳、任本主迎阿大間讓状并先々御沙汰例、給御拳状、言上 関東、申入本所、為蒙安堵御成敗、重言上如件、

正應二年十月 日

○七六 導証書状写

「真本高岡河上笹右衛門家藏」

御下向道のほと、何事候つらん、かくりきの罷上て候も、あひまいらせ候はぬよし申候へハ、おほつかなく思やりまいらせてこそ候へ、さてハこのさたのあひたの事、とかくさしあひ候て、「于今」ニ今令延引候之条、存外事ニ候、いかさまにも候へ、出家沙汰事きれ候て後、（伊作巴）いさくた河上のちとうの事ハ、申さたすへきにて候や、いかやうなるひほうをし候とも、ゆめくあしさまの返事すへからさ

るよし、さたの物ともに、よくくおほせふくめらるへ
く候や、この出家のさたも、さのミハのひ候はし、いま
はほとなくことされ候はんすらんと覚候へハ、とくく
申さたすへく候也、又御下之後ハ、ふしんなく候、ひん
きの時ハ、連々に世間不定可仰給候、毎事期後信候、恐
く謹言、

「正和三年」
七月廿五日
「市来政家」
導證（花押）

橋口殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一七五号文書ト同文ナリ）

〇七七 新田宮沙汰証人交名注文写

注進於新田宮老本ノマ [] 上宣等、國分助二郎入

道道然所持候間、自社可買之由令申之条、聞及否、可

有御尋人 []
（之事カ）

合

一 渋谷人々、（入来院重憲） 新平次入道・（同為重） 弥平三入道・車内又二郎入道・

副田地尾（北カ）「欠」・寺尾「欠」・中村地頭・副田・山口・楠本

地頭、（代脱カ）

一 當國守護代酒匂平内兵衛入道子息兵庫允、

一 高城郡、

地頭代大藏左衛門入道・本ノマ 温田地頭代衛門次郎入道・觀

音丸地頭代青（垣カ） []・收納使太郎兵衛入道・在國司兄弟等

武光（經基） 弥三郎・（兼治） 舍弟伴三郎入道・上村六郎入道・舍弟三

郎入道、

一 薩摩郡内、

一分地頭代本田民部入道・一分地頭小田原弥二郎入

道・郡司吉富又太郎入道・成枝領主上野四郎太郎・舍

弟三郎四郎・成富太郎・同舍弟彦二郎・山田九郎入

道・延時・富長・本ノマ 赤佐水性仙・光富又二郎入道・白濱

三郎入道・同五郎入道・同孫六入道、

一 宮里郷地頭式部孫七・三分二地頭高崎二郎入道・郡司

九郎入道・益富・松本入道・弥五郎入道・又三郎入道・

又太郎入道・又二郎入道・弥四郎入道・三郎二らう・

弥六入道・禅理房・安養寺院「欠」 []

「欠」 []

（鶴王九性仙） 高江石塚三郎入道・同又太郎入道・同平七入道・同小

四郎入道・同三郎四郎・又四郎入道・大三郎入道・五

郎太郎入道・紀平三入道・紀藤五入道、

長崎寺淨觀房・源朝房・正末三郎入道、(五郎脱之)堀切六郎太郎

入道・了性房・六郎二郎入道、

一市来孫太郎、(時憲)

一東郷三郎左衛門入道・子息左衛門入道・鳥丸在國司四

郎入道、

右、為有御尋交名人注文、粗言上如件、

嘉曆三年月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四九八号文書ト同文ナリ)

〇七八 某覚写

覚写

國分氏元祖父久也、安樂寺領天満宮國分寺と號ス寺、一

ケ國ニ一寺ツ、有、其寺領を司り、國分を家號とする歟、

又河内天満宮之社を司ル歟、其故ハ上井勢州之日帳ニ天

満宮之國分殿と記ス、其上于今嫡家國分次郎右衛門宅地

ニ天神を奉觀請候、此家中古不詳候、高麗御出陣前、諸

士ニ被仰渡候ハ、此度自力ニ高五百石之軍役相勤候ハ、

婦朝候時、高五百石可被下由候、其時國分左京自力ニ右

高之軍役ニ而致渡海候、御出陣前、先高二百五十石被下

候、其類五六人有之候、婦朝之時、残高之儀致言上候處

ニ、被仰渡候ハ、國分氏ハ河内天満宮之社領八町を主取、

私領無之候間、右之高ニて可然之由候、左京子國分十右

衛門地頭職被仰付候、其孫次郎右衛門なり、國分仲左衛

門先祖國分但馬、其子帶刀兩代、御別當仕、御心安被召

仕候、其外之國分皆一族たるへく候、

右諸家大概由緒書之内を書拔者也、

享保十乙巳年三月 日

(表紙)

惟宗姓執印國分一族由緒大概案

〇七九 惟宗姓執印國分一族由緒大概案

一 執印氏・国分氏・平野氏・五代氏・吉永・羽嶋・向井
共に惟宗姓なり、其本

人皇六十四代醍醐天皇第六之皇子以保明親王為始祖と、
親王之嫡子慶頼王、承平二年初而惟宗姓を給り、号惟
宗親王と、其裔孫從二位宗大納言友国之四男主典代友
兼、其嫡子明法得業生友廣、其嫡子内舍人太夫判官康

友、於

禁庭薩摩国鹿兒嶋郡司、同所并濟使兼同国新田宮執印
五大院院主職に被補、二男友久へ同国高城郡国分寺留
主并同所天満宮別當職被宛行、元暦之比、父子兄弟相
共に下国せしめ、銘々右職之相勤子孫に相傳せしむ、
執印・国分、鎌倉將軍以來子孫世々將軍家御家人に而、
諸所の軍務に勞し、口宣(稱)・倫旨・將軍家御教書、
且 御家御代々御文書等過分頂戴せしめ、此中元弘・
建武之乱に、多勢を率し属將軍方、自他国諸所の軍功
に庄園等被宛行、致繁榮連續せしむ、元祖康友へ四男
子あり、嫡子鹿兒嶋太郎康村、後に執印と号す、二男
鹿兒島次郎友久、後に国分と号す、三男同三郎友家、
後に平野ニ改む、四男同四郎康忠、号五代、銘々家号
を改め、子孫繁榮せしむ、

一 執印二代中務允康村男子二人出生之処、早世亦者出家
せしめ、国分元祖友久三男三郎康秀養子となり、家督
を請、執印三代三郎兵衛尉重友にと改む、

一 執印職之儀、上世 禁裏御政務之時、新田宮祭礼に毎歲

堂上方執印職とし勅使下向ありしに、遠境旁御難儀に禁庭被思召上、康友子孫代々へ右職被宛行之由、勅許を蒙ると代々家傳せしむ、大守公初而新田宮へ御社参之節は、執印へ御差入、御盛塩者當家督妻より差上、其外進献之式あり、家内妻子迄進上物差上、御目見被仰付、銘々拜領物難有被仰付承、尤每度御社参之節も御代々私宅江御差入有之、御参序御上下之節者、向田於御飯屋ニ御機嫌窺申上、生看一折進上致来候、當家隠居家督初而之

御目見等之節者、御太刀進上仕、江戸詰被仰付候砌、代々新番勤ニ而被差越、旁難有次第奉存候事、

一 国分氏元祖友久、右惟宗康友二男にて、父康友於

禁裏元暦之比執印職補任之節、薩摩国高城郡国分寺留主・同所天満宮別當職被宛行、父子兄弟同断致下向、川内屏風城致居住、右兩職相勤、寺社領令支配候、右寺社領之儀、堂上管原氏代々領家にて支配有之候処、右通元祖友久へ被宛行、至子孫毎年為京進米八拾五斛・用途銭拾五貫文・簾文革一枚、元弘年中迄無懈怠代々

令京進、勿論當家鎌倉將軍家以来御家人にて、友久子

孫京都大番役・箱崎警固番に相勤、軍功に依候而ハ筑前国早良郡之内など地頭職、將軍家被成下、致繁栄候、国分五代次郎友貞者、元弘・建武之乱に属官方、延文四年八月十七日、於筑後国筑後河邊ニ打死、是太平記にも相見得、其子友重ハ初属官方ニ、後に將軍方となり、守護師久公属御手致軍劣、將軍家より御感之御教書等被成下、繁栄之家ニ而候、忠久公初而御入部之節者、国分左衛門尉友久、川内国分之城主ニ而罷在

候、友久より拾五代之孫平次郎友積迄者川内国分ニ罷一文明十七乙巳、高城・東郷之両氏起而、本引城を陥る、入来院又七郎在、勤公致候処、天正十五年 大樹秀吉公當国御入部 碓山を陥る、同年三月十七日島津三郎太郎忠實湯田・高城を真取、又之節、川内へ罷居候儀不相叶、友積初而鹿府へ罷出、本引城を略ス、是より薩州家代々領之、御心付として御高式百石并上滑河へ居屋敷壹ヶ所被成

下、川内寺社領之儀ハ、其時迄ハ鹿兒嶋より支配致たるよし、夫より於鹿府治乱共に御奉公致、地頭職等被仰付、嫡家国分平次郎ニ者一族中にも代々小番へ被召入候者多々有之候、勿論平次郎家之儀、基より小番相勤申候、

一 高城郡國分寺、聖武天皇養老年中ニ依勅願御建立、
一天滿宮、村上天皇應和三癸亥ニ御建立、右寺社御建
立儀、銘々縁起ニ委シ、

一 往古中郷・大小路都而國分と相唱、勿論寺社領之儀、
諸所へ過分ニ勅許有之候、文書に相備る、

一 平野氏元祖父家ハ、鹿兒嶋郡司康友之三男鹿兒嶋三郎
となる、其後平野ト改候由、中古之儀不詳候、龍伯
公御代國分丹後守友政御心安被召仕、平野と改号被仰
付、御使役・地頭職等被下候由、左候而平野丹後守友
政と名乗候由及承候、其子孫平野六兵衛ニ而候、代々
小番相勤候、是嫡家ニ而可有之と存候、

一 五代氏元祖康忠、惟宗康友四男ニ而、鹿兒嶋四郎ト号、
後に五代ニ相改候、鎌倉執權等之古文書ニ相見得、其
上古系圖に川内之五代之名主トあり、其後子孫致繁榮、
代々犬追物射手組等ニ相見得、就中天文・天正・文錄(録)
之比、諸所御取會に御奉公・軍功之之儀共、旧記に詳
候間不及記候、子孫世々地頭職等被仰付、嫡家五代周

左衛門ニ而候、小番相勤、一族中致繁榮、小番相勤者
多々有之候事、

一 吉永氏元祖師久ハ、國分元祖父久之二男、号右衛門尉、
薩州市比野郷之領主、古系圖ニ市比野名主トあり、應
永二年迄在城之所に、同三年辰子正月十三日、守護

元久公御責取、家勢相衰ハ、子孫出水郷士ニ數家有之、
文和之比迄ハ繁榮いたし、同三年出水知色城責に、吉
永孫三郎 師久公屬御手致軍勞、室町將軍家より御感
之御教書被下候由、旧記ニ相見得候、嫡家吉永午之助
と相見得候、

一 羽嶋氏ハ當家元祖久成友久ヨリ國分六代家督平次郎友重入道禪
惠之二男國分次郎四郎江、父友重所領之内鹿兒嶋郡鹿
兒嶋・武村、薩摩郡羽嶋之郷、其外川内川より向之地
相譲り、羽嶋豊後守と致改号候、銘々讓状致所持候、
應安四年より應永四年之比迄、守護師久公并守相附軍勞
致、御代々御文書等數通頂戴せしめ、室町將軍家之時
御家人と相見得、致繁榮候、いつ比羽嶋没落いたし候

哉不存候、没落後川内・百次・山田邊へ罷在、其後申
良邊へ罷移、又其後天正・文録(録)之間末吉へ罷移り候様
相見得候、羽嶋氏所領川内川より向之地相譲り候事、
古文書相見得候、嫡家末吉郷土羽島新左衛門と相見得
候、一族致繁昌候、

一向井氏元祖宗七郎友茂ハ、羽嶋氏元祖久成之孫(イ)二

男ニ而、父(イ)所領之内川内之向田邊相譲り、向井之
家号を冒し候由、御家御代々諸所御取會に致御供、致令
軍勞御奉公相勤、御心安被召仕、地頭職等被仰付、子
孫向井十郎太夫と相見得候、代々小番相勤候、

右執印・國分系圖文書家傳之説、又者旧史書以所載
書之、此外家之文事跡者自其家ニ可詳成者也、

附録(録)

一市来氏ハ上世大藏姓之人、代々市来院郡司職ニ而候処、
大藏之家房と申人男子子なく女子はかりにて、其女子國分

家督二代左衛門尉惟宗之友成妻となり、男子数多出生、
其所生之男子ニ、外祖母寛元二年市来院郡司職ヲ譲り、
市来太郎号政家、其弟ニ同所河上郷を同譲り、橋口次
郎号友光、又河上とも号し候、左候而政家不改姓を
候而、実姓惟宗を名乗り、代々市来院之郡司職たり、
政家子孫別而致繁栄候事、旧記に詳なり、橋口子孫ハ
高岡郷土河上笹右衛門ニ而候、是ハ于今ニ大藏姓を冒
候由、市来氏寛正年中 守護立久公御責取ニ而断絶と
申事候、當市来氏ハ其餘裔と相覺居候、市来氏八文字
民部太夫惟宗廣言養子にとなり國分友成相成候と申事、
執印・國分系圖文書ニ無之、尤友成ハ仁治・寛元之比、
專當國分氏之家督直し、求名を冒候、古文書段々有之、
八文字廣言養子ニなり候儀、所見無之候、委相糺候ハ
、可相知事ニ候、市来氏嫡家之儀、存不申候、

一文明二年天満宮棟札ニ、水引地頭今給黎長門守久俊と
有之、右久俊者伊集院四代忠國九男ニ而、應永二拾七
年子年、久豊公知覽之内長里を拜領、然者其後文明年

中ニ水引地頭職ト相見得候、為考記置、其後、文明年
中水引地頭と相見得候、

此書ハ国分十文字記置者也、

(表紙)

惟宗姓市来氏辨疑

〇八〇 惟宗姓市来氏辨疑

惟宗姓執印氏・國分氏・平野氏・五代氏・羽島氏・向井氏・吉永氏・市来氏、皆八文字民部太輔惟宗廣言裔孫と家傳あり、然共執印・国分両家之古系圖・古文書數通之内、其證書不相見得候、勿論執印氏基惟宗姓ニ而 人皇六十二代醍醐天皇第五之皇子三品兵部卿保明親王之子慶頼王之苗孫宗大納言友國四世之孫、執印元祖康友ニ而候、

康友二男友久國分氏、三男友家平野氏、四男康忠五代氏、

各家號を建候、吉永氏者國分友久二男師久之後なり、國

分二代友成嫡子友氏有故而不為家督、友氏之曾孫久成初

而冒羽島号、又久成之末流號向井、市来氏者國分二代友

成之六男政家号市来、其弟友光号橋口、政家者得外祖父

市来院郡司市来大夫大藏家房之讓而、為市来院之領主、

號市来太郎惟宗政家、扱八文字廣言者、古系圖見ルニ、

宗大納言友國嫡子國廣之嫡男なり、廣言嫡子忠康者、承

久之乱於宇治川戦死、子孫なし、廣言者 御太祖忠久公

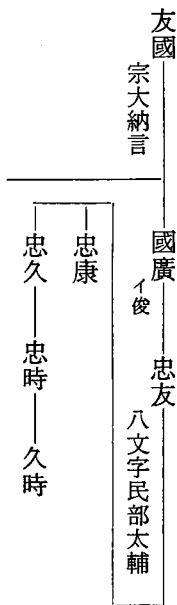
初而當國御入部之節、騎馬之御供ニ而被罷下候、左候而市

来院之領主ニ而罷居候哉、其砌市来者市来家房郡司たり、

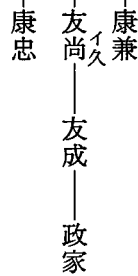
同時郡司・領主之両司有之候哉、此儀後考を待、政家阿

蘇谷久時と家格之爭論有之、古文書之内左之通相見得候、

市来政家ふきやう所へあくる系圖



友兼 — 友廣 — 康友



大隅修理介出ス系圖案

基言 — 廣言 — 忠久 — 忠時 — 久時

右之通有之候得者、八文字流猶以疑敷候、市来氏庶流再

撰之系圖を見ルニ、八文字民部太輔世子なく、國分友成

を一族故に養子ニいたし、政家を生ける故に外祖父市来

大藏家房之讓を得而、市来太郎惟宗政家と号と書けり、

左候而寛元年中、外祖母政家ニ市来院を讓と見得たり、寛

元年中者國分二代友成家督之内ニ而家名を記候、古文書

國分氏ニ顯然たり、然者友成八文字家ニ養子之所無寛東

候、執印元祖康友代ニ 御太祖忠久公為何御事御座候哉、

古譜ニ薩摩國司島津忠久、依之康友養子也と相見得候儀

者有之候、乍然數百年間之歴代を經候得者、古譜迄ニ而

此等之儀中、難證事ニ候、友成事父友久代より鎌倉將軍

家御家人ニ而、川内國分之城主候得者、我家領を捨、一族として八文字家之養子信用しかたく候、國分友成と相記候文書者、寛元・仁治之比段、見得候得共、八文字友成

市来氏庶流系圖を八文字家跡と記候者、如何様證書有之、以無紛所新撰之系圖相調候哉、格別成儀候得者、一方ニ難申事候、

と記候文書、所見無之候、友成祖父康友・八文字廣言同比之人ニ而、父友久迄ハ時代茂可相并候得共、友成と廣

言とハ時代相違茂有之、養子は又無覺束候、國分二代友

成母ハ号迎阿、初為國分友久之妻、而友成・師久・心連

を生、康秀後ニ改重兼ニ、執印職を領ス、其後何様之儀

有之候哉、友久實兄執印二代康村之妻となり、執印職を

三代重兼ニ譲り、外ニ三子を生、康村卒去之後迎阿と称

し、執印職を勤而、嫡子實子國分友成江一往執印職を讓と云、

因て古文書ニ茂母自迎阿執印職一期之領主也、然間宇佐

造營免除、先陳之上宣文書を帶之と有り、執印三代重兼

江者実兄友成より執印職を讓候、右之様之儀者候得共、

友成廣言之養子と成候儀、文書・系圖ニ不相見得、旁以

疑敷候、

右者、執印・國分傳來之古系圖・古文書引合、考之趣

記候早、後世子孫八文字廣言之後裔と言事なかれ、且